

大学機関別認証評価

自己評価書

平成23年6月

聖徳大学

目 次

I	大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 大学の目的	3
	基準2 教育研究組織（実施体制）	7
	基準3 教員及び教育支援者	19
	基準4 学生の受入	33
	基準5 教育内容及び方法	45
	基準6 教育の成果	89
	基準7 学生支援等	95
	基準8 施設・設備	103
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	111
	基準10 財務	119
	基準11 管理運営	125

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 聖徳大学
 (2) 所在地 千葉県松戸市
 (3) 学部等の構成

学部：児童学部、人文学部、人間栄養学部、
音楽学部

研究科：児童学研究科（博士前・後期）、言語文化研究科（博士前・後期）、臨床心理学研究科（博士前・後期）、人間栄養学研究科（博士前・後期）、音楽文化研究科（博士前・後期）、教職研究科（専門職学位課程）

附置施設等：児童学研究所、言語文化研究所、生涯学習研究所、生涯学習社会貢献センター、保健センター、情報処理教育センター、AO入試研究センター、心理教育相談所、聖徳大学オープンアカデミー、聖徳大学オープンアカデミー音楽研究センター、川並記念図書館、聖徳博物館

関連施設：聖徳大学短期大学部、聖徳大学幼児教育専門学校、聖徳大学附属女子高等学校、聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校、聖徳大学附属女子中学校、聖徳大学附属小学校、聖徳大学附属幼稚園、聖徳大学附属第二幼稚園、聖徳大学附属第三幼稚園、聖徳大学附属浦安幼稚園

(4) 学生数及び教員数（平成23年5月1日現在）

学生数：学部7,396人（通信教育3,686人含む）、
大学院218人（通信教育87人含む）

専任教員数：236人（学長を含む）

助手数：36人

2 特徴

現代の日本社会は少子高齢社会を迎え、大学への進学率は50%を大きく上回り、高等教育の「ユニバーサル時代」の到来とともに、多様な学生が多様な大学教育を受ける時代となった。本学園では、このような時代の変化に的確に対応するため、短期大学部、学部、大学院の教育組織を拡充してきた。大学院では発足時の児童学研究科、言語文化研究科に加えて、現在では臨床心理学研究科、人間栄養学研究科、音楽文化研究科、さらに教職研究科が開設され、しかも教職研究科（専門職学位課程）

を除いてすべてに博士後期課程を備えた5研究科体制に拡大している。学部は、かつての人文学部一学部を発展的に改組拡充し、現在では、児童学部児童学科、人文学部社会福祉学科・心理学科・生涯教育文化学科・女性キャリア学科・英米文化学科・日本文化学科、人間栄養学部人間栄養学科、音楽学部演奏学科・音楽総合学科の4学部10学科を擁している。短期大学部もまた保育科と総合文化学科として、教育環境や教育内容の整備充実を図っている。

沿革

川並香順・孝子夫妻が昭和8年東京の大森に聖徳家政学院・新井宿幼稚園を創立して以来、本学園は、一貫して幼児教育・女子教育に力を注いできた。幼稚園から始まり、小、中、高等学校、短期大学から四年制大学、さらに大学院を擁する総合学園として、「和」の精神を建学の理念とし、社会に通用する人間としての能力の育成と、人格の形成、“心”の教育にあたってきた。

学園は戦時中の東京空襲により、建物、教育教材などすべてを失い、焼け野原の中から復興に当たってきた。昭和40年、千葉県松戸の地に聖徳学園短期大学の設置が認可され、高等教育機関としての短期大学が発足し、「家政科」と「保育科」が開設され、「保育の聖徳®」を築き上げる基となった。その後、女性の高学歴化が進み、四年制大学への志向が強くなるのに応えて、平成元年12月、聖徳大学人文学部の設立が認可され、児童学科、日本文化学科、英米文化学科が設置された。

これ以降、人文学部は児童学科、社会福祉学科、心理学科、生涯教育文化学科、現代ビジネス学科、外国語学科、英米文化学科、日本文化学科、人間栄養学科、音楽文化学科の10学科へと拡充し、それぞれが発展する社会のニーズに対応する教育を展開してきた。その後、平成20年度には、人文学部児童学科は児童学部、音楽文化学科は音楽学部、さらに平成22年度には、人間栄養学科は人間栄養学部へ昇格した。これと平行して、平成10年4月には、児童学研究科と言語文化研究科から成る大学院が設置され、幼稚園から大学院までの一貫した教育組織が完成した。児童学部、人文学部社会福祉学科、日本文化学科、英米文化学科には通信教育課程が置かれ、大学院にはその後、臨床心理学研究科、人間栄養学研究科、音楽文化研究科が増設され、今日に至っている。

Ⅱ 目的

聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として、教育基本法及び学校教育法に則り、學術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させて、円満な人格を具えた社会人・家庭人としてのよき女性の育成を目的とする（学則第1条）

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到に係る状況】

本学の目的については、本学の学則第 1 条に、『聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させて、円満な人格を具えた社会人・家庭人としてのよき女性の育成を目的とする』と定めている。学士課程には、児童学部、人文学部、人間栄養学部、音楽学部の 4 つの学部を置き、それぞれの学部・学科の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的については、学則第 1 条の 2 に明確に定めている（資料 1-1-①-A）。なお、通信教育課程についても、学則において同一の目的を規定している。

資料 1-1-①-A 聖徳大学学則（抜粋）

<p>(学部、学科の等の目的)</p> <p>第 1 条の 2</p> <p>一 児童学部児童学科 現代の児童問題を視野にいれて、子どもの文化、子どもの心理などの側面に光を当てながら、子どもの健全な育成を主眼とした小学校教諭・幼稚園教諭・保育士などの養成に携わり、子どもの教育・研究を通してわが国の発展に貢献できる「高い資質能力を備えた」人材の養成を目的とする。</p> <p>二 人文学部社会福祉学科 少子高齢社会における福祉問題の解決に必要な専門的な知識と高度な技術に関して幅広く教育研究活動を展開し、ヒューマンサービスを実践できる福祉の人材及び、より身近な生活圏で住民が地域福祉推進へ直接に参画し、協働できる体制のリーダーとなる人材の養成を目的とする。</p> <p>三 人文学部心理学 広範な領域の心理学の知見により深く通じ、それに基づいて、今日ますます深刻化する日常生活や学校教育をとりまく心理的・社会的諸問題に対応できる、専門的学識・技能と問題解決能力を備えた人材の養成を目的とする。</p> <p>四 人文学部生涯教育文化学科 人間の生涯を通じた教育・学習のあり方などについて研究教育し、生涯学習社会における専門家の養成及び文化の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>五 人文学部女性キャリア学科 急速に変化するビジネス社会のニーズに対応した教育研究活動を展開し、自己の判断でキャリアデザインを描き、主体的に活動できる自立した女性、すなわち、専門能力に加え、積極性・協調性・責任感・忍耐力などを備えている女性の育成を目的とする。</p> <p>六 人文学部英米文化学科 異文化との交流の方法を教育・研究し、自国の文化の活性化を図り、さらには相互理解の手段としての言語及びその運用能力を培い、グローバルな視点でものを考え、正しい自己表現のできる人材の養成を目的とする。</p> <p>七 人文学部日本文化学科 自国の文化を深く理解するとともに、それを通じて国際的感覚を磨き、広い視野と豊かな人間性をもって社会に貢献できる人材を育成する。また、その基盤となる研究を推進し、その成果を教育に反映させることによって教育研究レベルの持続的向上を図る。</p> <p>八 人間栄養学部人間栄養学科 現代社会が有する栄養・食の問題について、体の健康の維持・増進を図るのみならず、心の健康、社会の健康をも重視した教育を遂行し、栄養・食の問題の解決に当って社会で実践できる質の高い管理栄養士・栄養教諭の養成を目的とする。</p> <p>九 音楽学部演奏学科 演奏及び舞台表現に必要な理論と実技について、知的、道徳的、応用的観点から幅広くかつ深い教育研究を展開し、優れた感性と表現能力を持った演奏家、舞台表現者の養成を目的とする。</p>

十 音楽学部音楽総合学科

音楽を広く総合的視野からとらえ、知的、道徳的、応用的観点から現代社会が求める職業的音楽能力を育成するために必要な理論と実技についての教育研究を展開し、優れた音楽理論家、音楽教育者及び音楽療法士の養成を目的とする。

出典：学生便覧P122～P123

【分析結果とその根拠理由】

本学の学則では、「和」の精神を建学の理念として、学校教育法の規定するところに則り、大学の目的を明確に定め、さらに各学部の学科は、各専門領域に応じた目的を定めている。以上のことから、大学及び学部・学科の目的が明確に定められ、その目的が大学及び学部・学科において一般に求められる目的として妥当でまた適切であると判断する。

観点 1-1-②： 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学大学院の目的については、学則第1条に『本学大学院は、建学の精神に則り学術の理論及び応用を教授研究し、広い視野に立って精深な学識と研究能力を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする』と定めている。博士課程には、児童学研究科（児童学専攻）、臨床心理学研究科（臨床心理学専攻）、言語文化研究科（日本文化専攻、英米文化専攻）、人間栄養学研究科（人間栄養学専攻）、音楽文化研究科（音楽表現専攻、音楽教育専攻）の5研究科、専門職学位課程には教職研究科を置き、それぞれの研究科・専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的については、大学院学則第1条の2に明確に定めている（資料1-1-②-A）。なお、通信教育課程についても、学則において同一の目的を規定している。

資料 1-1-②-A 聖徳大学大学院学則（抜粋）

(研究科等の目的)

第1条の2

一 児童学研究科児童学専攻（前期課程・後期課程）

前期課程は、保育や教育のよりよい環境の実現をめざし、子どもの多面性と全体性の両面から児童問題を深く研究し、長期的かつ総合的な視野に立って、子どもの発達と教育問題に取り組める専門家を養成する。後期課程は、次の世代を担う子どもたちを育てるというテーマにおいて、実際的な社会貢献ができる、実践的指導者や研究者を養成する。

二 臨床心理学研究科臨床心理学専攻（前期課程・後期課程）

前期課程は、「臨床心理士養成第1種指定大学院」として、心の問題を予防・解決できる高度な知識と技術を持った心の専門家である「臨床心理士」を養成する。後期課程は、高度な学術研究及び実践家育成を担う研究者・指導者に相応しい学識、技量、人間性を備えた、臨床心理学に優れた研究者や指導者を養成する。

三 言語文化研究科日本文化専攻・英米文化専攻（前期課程・後期課程）

日本文化専攻前期課程は、国際化が進む現代社会にあって、まずは自国の文化を十分に理解することが必要であり、日本文化の構造と特質及びその歴史的意義などを認識し、諸分野において日本文化の進展に貢献できる、高度な知識と教養を備えた研究者や指導者を養成する。日本文化専攻後期課程は、現代性・国際性・学際性といった視点から日本文化を究明し、より高度な知識・能力・技術を備えた人材を養成する。

英米文化専攻前期課程は、理論と実践の両面から、英米文化、英米文学、英米語の構造と特質を研究し、英語を中心とする外国語の高い運用能力と、英米文化についての深い学識と、異文化間コミュニケーションの本質を理解した専門的職業人を養成する。英米文化専攻後期課程は、英語・英米文化の個別的な研究を一層深化させ、今日のグローバル化に対応できる、創造性を備えた有為な研究者や指導者を養成する。

四 人間栄養学研究科人間栄養学専攻（前期課程・後期課程）

前期課程は、大きな視点から人間と栄養の関係を見直し、高度な栄養学の知識と技能を、そして、心と体と社会に対する深い洞察力を身につけた高度専門職業人を養成する。後期課程は、自然科学と人文科学との融合をはかる人間栄養学、従来の還元型研究では完結できない統合型研究としての人間栄養学を追究し、国際レベルで活躍できる高度専門職業人と研究者を養成する。

五 音楽文化研究科音楽表現専攻・音楽教育専攻（前期課程）、音楽専攻（後期課程）

音楽表現専攻前期課程は、各専門分野における音楽表現に関する学術的研究を基盤として高度で幅広い実技を深く研磨し、豊かな音楽表現力を身につけた専門家を養成する。音楽教育専攻前期課程は、音楽に対する深い造詣と広い専門的知識を有する優れた音楽教育者の養成を担うとともに、現代のストレス社会が抱える様々な問題を音楽との関わりによって解決するために必要な音楽療法の専門家、並びに音楽が持つ根元的な諸問題に広く総合的観点からアプローチできる専門家を養成する。音楽専攻後期課程は、前期課程において培われた分野別研究を基礎に、さらに各専門分野を深く研究し、音楽文化並びに音楽現象を広く考察できる総合的な視野と能力を備えた国際的な音楽家を養成するとともに、総合芸術の一環としての「音楽」を深く思考できる研究者を養成する。

六 教職研究科教職実践専攻（教職大学院）

教職研究科教職実践専攻は、確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えた「スクールリーダー」及び学校経営者を養成する。併せて、実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る教員を養成する。

出典：大学院学生便覧 P82～P83

【分析結果とその根拠理由】

本学の学則では、学校教育法の規定するところに則り、大学院の目的を明確に定め、さらに各研究科・専攻の目的についても大学院学則において明確に定めている。

観点 1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

学部の新入生には、「学生便覧」を年度当初に配布し、新入生オリエンテーションで説明を行っている。大学院生には「大学院学生便覧」配布し、専門職大学院（教職大学院）学生には別途「履修と実践研究の手引き（教職大学院）」を配布し、オリエンテーションで説明を行っている。また、それぞれの便覧は本学の非常勤教員を含めて教職員全員に配布している。なお、学生便覧は学内専用サイトで、教育上の目的に関する情報は学外サイトにおいて閲覧が可能となっている（Web資料 1-2-①-A）。

通信教育部の学部生には「履修と学習の手引」、大学院生には「履修と研究の手引」を配布し、それぞれ学習ガイダンスを実施し、大学の周知を図っている。また、通信制の学習方法を理解し、これを計画的に進め

るために、全国の会場 12 ヶ所でエリア学習ガイダンスを実施し、目的の周知を図っている（Web資料1-2-①-B）。なお、それぞれの手引は通信教育の担当教員にも配布されている。

ことに、本学の児童・保育教育は、「保育の聖徳[®]」として、広く社会に認知されている。

Web資料 1-2-①-A 大学ホームページ 教育上の目的の公開サイト 学内サイト（学生便覧）： http://kanon.seitoku.ac.jp/ 学外サイト（情報公開）： http://www.seitoku.jp/jouhou_datafile/kyouiku_mokuteki.pdf

Web資料 1-2-①-B 聖徳大学通信教育部ホームページ エリア学習ガイダンスの公開箇所 http://www.seitoku.jp/tk/tk_info/pdf_files/37guidance.pdf
--

【分析結果とその根拠理由】

内容が整備された「学生便覧」等を学生教職員に配布して周知を図り、また教育上の目的は学外サイトに掲載して、社会に広く公表していると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 建学の理念「和」が構成員のみならず、大学関係者に広く周知されている。
2. 「保育の聖徳[®]」として、学士課程から大学院課程・専門職大学院課程まで、その実績が広く社会に周知されている。
3. 内容が整備された「学生便覧」が用意され、ウェブでも閲覧することができる。

【改善を要する点】

特になし

（3）基準 1 の自己評価の概要

本学の学則では、「和」の精神を建学の理念とし、学校教育法の規定するところに則り、大学の目的を明確に定め、さらに各学部の学科は、各専門領域に応じた目的を定めている。また、本学の学則では、学校教育法の規定するところに則り、大学院の目的を明確に定め、さらに各研究科・専攻の目的についても大学院学則において明確に定めている。「学生便覧」等を学生教職員に配布して周知を図り、また教育上の目的は学外サイトに掲載して、社会に広く公表している。

ことに、本学の児童・保育の教育は、「保育の聖徳[®]」として、広く社会に認知されている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として、よき社会人、家庭人、の育成を通じた人間教育を目的に掲げ、学士課程においては、以下の通り 4 学部 10 学科を設置している。その構成については、社会の要請も踏まえ、人間栄養学部を独立させ、また心理・福祉学部の設置の構想を現在届出中である。

児童学部	児童学科（昼間主コース・夜間主コース） 児童学科（通信教育課程）
人文学部	社会福祉学科 社会福祉学科（通信教育課程） 心理学科 心理学科（通信教育課程） 生涯教育文化学科 女性キャリア学科 英米文化学科 英米文化学科（通信教育課程） 日本文化学科 日本文化学科（通信教育課程）
人間栄養学部	人間栄養学科
音楽学部	演奏学科 音楽総合学科

【分析結果とその根拠理由】

建学の理念及び教育の目的・目標に基づき、社会の要請にも応えた学部、学科を設置しており、これらは、その目的を達成し社会的要請に応えるうえで適切なものとなっていると判断する。

観点 2-1-②： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学における全学共通科目は、聖徳教育科目、教養科目、外国語科目、健康教育科目、情報活用科目から成っている。「聖徳教育」科目の内容は、基礎ゼミ I、II、特別ゼミ、学外研修、シリーズコンサート、映画鑑賞会、海外研修などであり、これらは学生が「和の精神」を育む場となっている。「教養科目」は、幅広い教養を身につけることができるよう A～H の 8 群で構成され、1 年次後期から各期 42 講座程度を開講

している。B群の「礼法基礎講座」は卒業にあたっての必修科目とされ、これは「外国語科目」と合わせて20単位以上選択履修することとなる。各期に開講する教養科目の選定・調整は、教員から提出された授業計画をもとに、教務委員会が行っている。「外国語科目」は、必修の英語4単位と選択外国語4単位で計8単位、「健康教育科目」は4単位、「情報教育科目」は1単位が、それぞれ卒業に必要な単位となっている。なお、帰国子女のための「帰国子女科目」も設けている。

Web資料 2-1-②-A シラバス
http://kanon.seitoku.ac.jp/center/faculty/faculty_index.html)

授業計画 (シラバス)

【分析結果とその根拠理由】

教養教育は、全学共通科目として多様な科目群から構成され、開設科目の設定・調整及びその実施運営については、教務委員会が責任をもって対応しており、その体制が整備され、機能していると判断する。

観点 2-1-③： 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学園は聖徳太子の和の精神を建学の理念として、学術の理論及び応用を教授研究するため、大学院に以下の研究科・課程・専攻を設置している。

児童学研究科	博士後期課程	児童学専攻 児童学専攻（通信教育）
	博士前期課程	児童学専攻 児童学専攻（通信教育）
臨床心理学研究科	博士後期課程	臨床心理学専攻
	博士前期課程	臨床心理学専攻
言語文化研究科	博士後期課程	日本文化専攻 英米文化専攻
	博士前期課程	日本文化専攻 英米文化専攻
人間栄養学研究科	博士後期課程	人間栄養学専攻
	博士前期課程	人間栄養学専攻
音楽文化研究科	博士前期課程	音楽表現専攻 音楽教育専攻
	博士後期課程	音楽専攻
教職研究科	専門職学位課程	教職実践専攻

【分析結果とその根拠理由】

建学の精神及び教育研究の目的・目標に基づいた研究科・専攻及び課程を設置しており、これらはその目的を達成する上で適切な構成となっていると判断する。

観点 2-1-④： 別科, 専攻科を設置している場合には, その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 2-1-⑤： 大学の教育研究に必要な附属施設, センター等が, 教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学においては、大学の教育研究に資するため、附属学校園（幼稚園4園、小学校1校、中学校2校、高等学校2校）及び研究所3、センター5、その他の附属施設2を設けている。

これらの附属施設、センター等の大学教育への関わりについては、以下の通りである（資料 2-1-⑤-A）。

資料 2-1-⑤-A 附属施設、センター等の大学教育への関わり

<p>聖徳大学附属女子中学校、聖徳大学附属女子高等学校 例年、教育実習として全学科の4年生10名前後を3週間および4週間受け入れている。実習生1人に対して、学級担任がHR経営を、教科担当者が授業をそれぞれ指導している。また、全学科対象の2年生50名前後を3期に分けて1週間ずつ、授業やHRの見学をする観察実習として受け入れ、正規の実習の事前学習としている。</p>
<p>聖徳大学附属取手聖徳女子中学校、聖徳大学附属取手聖徳女子高等学校 ①実習の場提供 1) 教育実習 2) 養護教諭実習 ②聖徳大学生、大学院生のデータ収集要請への提供 1) 一週間の食事調査(生徒全員) 2) 卒論研究</p>
<p>聖徳大学附属小学校 例年、教育実習として児童学科小学校教員養成コースの1年生90名前後を3期に分けて2週間ずつ、児童学科小学校教員養成コース以外の2年生60名前後を2期に分けて2週間ずつ受け入れている。また、教職大学院の1・2年生10名を前期2週間、後期4週間受け入れている。 学生の卒業研究のためのアンケートに協力するなどの支援活動等も適宜行っている。</p>
<p>聖徳大学附属幼稚園、聖徳大学附属第二幼稚園、聖徳大学附属第三幼稚園、聖徳大学附属浦安幼稚園 例年、教育実習として児童学科幼稚園教員養成コースの1年生150名前後を数期に分けて2週間ずつ、児童学科幼稚園教員養成コース以外の2年生140名前後を数期に分けて2週間ずつ受け入れている。 学生の卒業研究のためのアンケートに協力するなどの支援活動等も適宜行っている。 学内の教員に健康、運動、音楽、表現、食事等に関する幼児の実態や保育の現状の提供</p>

<p>児童学研究所</p> <p>主な事業は、学生への講演会、研究所紀要の発行および児童学研究会の開催である。講演会は「女性と喫煙」、「児童虐待」等を行った。研究所紀要は、大学院生の論文を掲載し、専門家2人の査読を通して指導している。研究会は、前期・後期課程大学院学生の研究発表を通し、各分野の専門家による指導を行っている。</p>
<p>言語文化研究所</p> <p>言語文化研究所は聖徳大学開学の翌年（平成3年）に設立され、今年で20年目を迎えた本学最初の研究所である。「言語」という言葉だけの研究領域に留まらず、「言語」にともなう人間の生活全般に関わる事柄を対象に研究活動をしており、その中で、力を入れている研究活動の一つが、地域の皆様方から注目を浴びている公開学術連続講演会である。これまでの連続講演会では「源氏物語千年記」松本清張生誕100年」など、その年にふさわしいテーマを取り上げてきた。また、公開研究発表会を開催しており、一昨年度は「ハーディ文学の現代性とは」「徳川家康と高木広正」などをテーマに発表、本学教員の研究成果を社会に還元している。昨年度は「平城遷都1300年」に因み、「古代氏族の栄光と挫折」をテーマに全6回の連続講演会を開催した。この連続講演会には、延べ1,037名が参加。</p> <p>今年で4年目を迎える文化庁委託事業では、外国人の子どもたちのための日本語教育に携わっている人々を対象に、「外国人が地域社会に対応し、参加できるための日本語教育とは具体的にどうあるべきか」を目標に指導者を養成する講座を開催する。</p>
<p>生涯学習研究所、聖徳大学生涯学習社会貢献センター</p> <p>①学習内容の一部「地域とのかかわり」の拠点として、地域ボランティアの方との交流など直接体験できる、学生の効果的な参画の場を提供している。</p> <p>②学生の学習成果を発表・活用する場として機能している。</p> <p>③学内各種の行事や学生の活動を公開し、地域への情報提供を通じて積極的に評価・支援している。</p>
<p>聖徳大学保健センター</p> <p>学生、教職員の身体的・精神的健康の管理及び診療を行う福利厚生施設である保健センターの活動は、「女子大生のための健康支援講演」の実施を行い、女子大生が抱える女性特有の不定愁訴を改善し、大学生活のQOLを向上させるために、女性特有の生理機能を理解し対応策を立てることとしている。また、貧血の食事指導として、正しい食生活習慣の重要性を理解させることにより、貧血を改善し活気のある学園生活を過ごせるよう支援する。</p>
<p>情報処理教育センター</p> <p>聖徳大学情報処理教育センターは、情報処理の教育に関すること、学内ネットワークの利用教育に関すること等の業務を担い、学生及び教員の情報活用能力の向上をめざして、情報処理に関する研修会、ICTの活用教育に関わる実践事例や教材開発等の研究、授業研究の交流を推進している。</p>
<p>AO（アドミッション・オフィス）入試研究センター</p> <p>本学の教育システムに適合する入学者選抜試験（以下「AO入試」という。）の開発・改善に関する研究を行い、本学の建学の理念を生かす教育を一層推進している。</p>
<p>心理教育相談センター</p> <p>当相談センターは、一般市民の心のサポート施設として、臨床心理学の最新最善の知識・技術で地域社会に貢献している。なお、当相談センターは、大学院臨床心理学研究科の研究・実習施設であり、ここでの実習は、臨床心理士受験資格の要件ともされている。</p>
<p>聖徳大学オープンアカデミー（SOA）</p> <p>聖徳大学オープンアカデミー主催の講演会を、学生、大学教職員を対象に年数回開講しており、大学内の教員の研究活動や社会的活動を、学内の教職員に知ってもらうと同時に、学生達の知的好奇心を高めることに貢献している。また、学生も社会人対象の講座に受講料が半額で受講できるため、関心のある講座に参加している。</p>
<p>聖徳大学オープンアカデミー音楽研究センター</p> <p>学生による「ピアノ推薦コンサート」及び「オルガン研究演奏会」を主催し、研鑽の目標を与えると同時に、優秀な学生に演奏の場を提供している。</p> <p>また、音楽学部の教員による演奏会を主催し、身近な教師によるプロの音楽実践について学生に考えさせている。</p> <p>さらにレッスン部門では、授業外での楽器の学びの場を提供している。</p>

出典：各附属学校・施設よりの申告

【分析結果とその根拠理由】

附属の幼稚園、学校、研究所、センター、その他の施設においては、学生の学習生活への支援、教員の教育活動へのサポートが豊かに展開されており、それぞれの附属施設の大学教育への貢献については、附属幼稚園における教育実習、学生の卒業・修了研究のデータ収集、附属研究所における研究発表への機会の提示、センターにおける学生の学習・学習生活支援などが多岐にわたって適切に機能していると判断する。

観点 2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

本学の教授会（資料 2-2-①-A）は、学長及び副学長並びに専任の教授をもって構成され、会議は 4 学部合同で原則として月 1 回宛開催され（平成 22 年度は 15 回）、学長の諮問に応じて以下の教育活動に係る重要事項を審議している。なお、議案については、あらかじめ学部長・学科長会議（資料 2-2-①-B）で調整を行っている。なお、教授会での決定事項は各学部・学科の教員会や全体教員会に報告されている。また、大学院の重要事項（担当教員の認定、授業及び研究の計画、学生の入学・退学・修了その他身分等）については、各研究科委員会での協議を経て、学長、副学長、研究科長、専攻主任等で組織する大学院委員会（資料 2-2-①-D）で審議・決定している。大学院委員会は、平成 22 年度には 14 回開催された。

資料 2-2-①-A 聖徳大学教授会規程

<p>(目的) 第 1 条 この規程は、聖徳大学学則第 10 条の規定に基づき、聖徳大学（以下「本学」という。）の教授会の構成及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(機能) 第 2 条 教授会は、学長の諮問機関とする。 2 教授会は、大学の教育研究に関する重要事項の審議を行う。</p> <p>(組織) 第 3 条 教授会は、学長及び副学長並びに専任の教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他本学教職員を加えることができる。 2 教授会は、学長が招集し、議長となる。学長に支障があるときは、副学長がその職務を代行する。</p> <p>(審議事項) 第 4 条 教授会は、次の事項を審議する。 (1) 教育課程に関する事項 (2) 学生の入学、休学、転学、退学、留学、除籍等に関する事項 (3) 学生の卒業、課程修了の認定、学習評価及び学位に関する事項 (4) 学生の生活指導に関する事項 (5) 学生の賞罰に関する事項 (6) その他、教育研究に関し、学長が必要と認めた重要事項</p> <p>(理事長の出席) 第 5 条 理事長は、教授会に随時出席し、発言することができる。</p> <p>(非構成員の出席) 第 6 条 議長は、必要がある場合は、構成員以外の者を出席させて意見を求めることができる。</p> <p>(守秘義務) 第 7 条 教員及び学生の個人情報に関する事項については、秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(議事録) 第 8 条 議長は、担当事務に教授会の議事を記録させ、担当課長が保管するものとする。</p> <p>(所管) 第 9 条 教授会の事務は、総務課が担当する。</p> <p>(改廃) 第 10 条 この規程の改廃は、理事長が行う。</p> <p>(補則) 第 11 条 この規程を施行するために必要な事項は、学長が定めることができる。</p>
--

出典：教授会規程

資料 2-2-①-B 聖徳大学学部長・学科長会規程

<p>(目的) 第 1 条 この規程は、聖徳大学学則第 10 条の規定に基づき、聖徳大学（以下「大学」という。）の学部長・学科長会の構成及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(機能) 第 2 条 学部長・学科長会は、学長の諮問機関及び連絡調整機関とする。</p>
--

<p>2 学部長・学科長会は、学長の諮問に応じて、大学の運営に関する重要事項の審議及び連絡調整を行う。 (構成)</p> <p>第3条 学部長・学科長会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 理事長(2) 学長(3) 副学長(4) 学長補佐(5) 各学部長(6) 各研究科長(7) 各学科長(8) 聖徳大学川並記念図書館長(9) 保健センター所長(10) 聖徳大学オープンアカデミー校長(11) 事務職員の部長職以上の者(12) その他、学長が必要と認めた者 <p>(招集)</p> <p>第4条 学部長・学科長会は、学長が招集し、議長となる。ただし、学長に支障があるときは、副学長がその職務を代行する。 (非構成員の出席)</p> <p>第5条 議長は、必要がある場合は、構成員以外の者を出席させて意見を求めることができる。 (守秘義務)</p> <p>第6条 教員及び学生の個人情報に関する事項については、秘密を漏らしてはならない。 (議事録)</p> <p>第7条 議長は、担当事務に学部長・学科長会の議事を記録させ、担当課長が保管するものとする。 (所管)</p> <p>第9条 学部長・学科長会の事務は、総務課が担当する。 (規程の改廃)</p> <p>第10条 この規程の改廃は、理事長が行う。 (補則)</p> <p>第11条 学則及びこの規程に定めるもののほか、この規程を施行するために必要な事項は、学長が定めることができる。</p>

出典：学部長・学科長会規程

さらに、教授会には以下の委員会（資料2-2-①-C）を設け、委員会はそれぞれ所管の事項を処理しており、その立案や実施については、教授会に報告しその了承を受けている。

資料 2-2-①-C 各委員会の規程（抜粋）

<p>聖徳大学企画委員会規程</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 大学の将来構想に関する事項(2) 学部、大学院の新設ならびに改廃に関する事項(3) AO（アドミッションズオフィス）入試に関する事項(4) その他、委員会が必要と認めた事項 <p>聖徳大学自己点検・評価委員会規程</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 自己点検・評価の計画、実施に関する事(2) 自己点検・評価の結果の活用に関する事(3) その他、自己点検・評価に関し、委員会が必要と認めた事項に関する事 <p>聖徳大学知財戦略委員会規程</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 教育研究を効果的に促進するための活性化支援に関する事(2) 教育研究にかかる競争的外部資金を導入するための施策全般に関する事(3) 科学研究費補助金、共同研究、受託研究及び知的財産の管理等に関する事(4) 産官民学連携による教育研究の推進に関する事(5) 上記(1)号から(4)号について、その充実に資するための広報等に関する事 <p>聖徳大学教務委員会規程</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 教育課程の内容、方法及び適用に関する事(2) 学生の入学、卒業等の学籍上の取扱い（賞罰に関する事を除く）に関する事(3) 授業及び定期試験等における教務事項に関する事(4) その他教務に関し、委員会が必要と認めた事項に関する事

聖徳大学学生生活委員会規程

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の教育活動に関すること
- (2) 学生のボランティア活動に関すること
- (3) 学生に対する広報活動に関すること
- (4) 学生及び学生団体の指導に関すること
- (5) 奨学金に関すること
- (6) 学生の厚生及び福利に関すること
- (7) 学生の保健に関すること
- (8) 学生の賞罰に関すること
- (9) その他、学生の学生生活に関し、委員会が必要と認めた事項に関すること

聖徳大学就職委員会規程

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の就職指導に関すること
- (2) 就職先の調査、研究、開拓に関すること
- (3) 就職ハンドブックの企画、立案に関すること
- (4) 各種就職講座に関すること
- (5) 進学についての各種のデータの収集、整備に関する事項
- (6) 学生の進学に対する意識づけを高めるための方策に関する事項
- (7) 内部進学に関する事項
- (8) その他学生の就職及び進学に関し、委員会が必要と認めた事項に関すること

聖徳大学学寮委員会規程

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 寮生の生活指導、相談に関すること。
- (2) 寮生の寮内活動の指導、助言に関すること。
- (3) 寮生の厚生、福利に関すること。
- (4) 寮生の保健に関すること。
- (5) 寮の施設利用に関すること。
- (6) その他、寮生の生活に関し委員会が必要と認めた事項。

聖徳大学図書委員会規程

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館の運営に関すること
- (2) 図書館資料の選定及び利用に関すること
- (3) その他図書館行政に関し、委員会が必要と認めた事項に関すること

聖徳大学紀要委員会規程

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究紀要の投稿、編集、発行及び配布に関すること
- (2) その他研究紀要に関し、委員会が必要と認めた事項に関すること

聖徳大学全学実習委員会規程

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 各科実習委員会の議案のうち、全学に関わる基本的諸問題に関すること
- (2) 各種実習委員会の全学的な連絡・調整に関すること
- (3) 附属学校及び協力学校・協力諸施設との連絡調整に関すること
- (4) その他、各種実習の実施に関し、委員会が必要と認めた事項に関すること

聖徳大学国際交流委員会規程

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学と外国の教育・研究機関との間の学術交流に関すること
- (2) 本学と外国の高等教育機関との間の学生の交流に関すること
- (3) 外国人留学生及び海外留学を希望する学生（以下「留学生」という。）の修学及び生活に関すること
- (4) 留学生の奨学金に関すること
- (5) その他国際交流に関し、委員会が必要と認めた事項に関すること

聖徳大学生涯学習委員会規程

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項の企画、立案、実施に関するものを審議する。

- (1) 公開講座に関する事項
- (2) オープン・アカデミーに関する事項
- (3) その他、委員会が必要と認めた事項

聖徳大学入試・学生募集対策検討委員会規程

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 推薦入試および学力試験等による入学者選抜についての実施計画に関すること
- (2) 推薦入試並びに学力試験等の問題の作成、管理に関すること
- (3) 試験場の設定、監督その他学力試験等の実施に関すること
- (4) 推薦入試並びに学力試験等の採点及び合格者判定資料の作成に関すること
- (5) 入学者選抜方法改善のための調査研究に関すること

- (6) 学生の募集に関する事
- (7) 大学説明会の企画立案および実施
- (8) 高等学校等の訪問および入学案内の作成等
- (9) 各種広報誌の作成等
- (10) 学生募集対策のための調査研究に関する事
- (11) その他、委員会が必要と認めた事項に関する事

聖徳大学情報教育委員会規程

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 情報教育に関する事
- (2) 学内LAN (Total LAN of Seitoku 「とおりゃんせ」) の活用・運用に関する事
- (3) 教育・研究関連の情報収集に関する事
- (4) その他、委員会が必要と認めた事項に関する事

ボランティア活動支援委員会規程

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ボランティア活動の認定に関する事
- (2) その他、ボランティア活動の認定について、委員会が必要と認めた事項に関する事

聖徳大学教員免許更新講習委員会規程

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員免許更新講習の企画及び実施に関する事
- (2) 教員免許更新講習に関し、各学部各学科及び聖徳大学幼児教育専門学校との連絡調整に関する事
- (3) 教員免許更新講習に関し、教育委員会及び他の大学・短期大学等との連絡調整に関する事
- (4) その他、教員免許更新講習について、委員会が必要と認めた事項

聖徳大学全学教職・資格課程委員会規程

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員養成カリキュラムの編成に関する事
- (2) 教育職員免許法等の教科目に関する事 (教育実習などの科目を含む)
- (3) 教職課程の履修指導の企画・立案・実施に関する事
- (4) 資格課程等カリキュラムの編成に関する事
- (5) 資格取得の関連規則等の教科目に関する事
- (6) 資格課程の履修指導の企画・立案・実施に関する事
- (7) その他、教育職員免許状・各種資格等の取得に関し、委員会が必要と認めた事項に関する事

聖徳大学ヒューマンスタディに関する倫理委員会規程

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究計画、研究経過及び研究計画変更について倫理的妥当性の面からの審査に関する事。
- (2) 出版公表原稿等の審査に関する事。
- (3) 研究の検証に関する事。
- (4) その他研究上の倫理に関する事。

2 前項に該当する研究を実施しようとする研究者等は、必ず本規程に基づく申請を行わなくてはならない。

出典：各委員会規程

資料 2-2-①-D 聖徳大学大学院委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、聖徳大学大学院学則第8条の規定に基づき、大学院委員会 (以下「委員会」という。) の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、大学院の研究科及び専攻に関し、次の事項について審議する。

- (1) 大学院学則及び諸規程の制定、改廃に関する事項
- (2) 各研究科委員会から報告された事項
- (3) 各研究科に共通する事項
- (4) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、学長、副学長、学長補佐、研究科長及び研究科専攻主任 (以下「構成員」という。) をもって構成する。ただし、学長が必要と認めたときは、その他の職員を加えることができる。

(委員長)

第4条 委員長は学長とし、委員会を主宰する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(副委員長)

第5条 副委員長は副学長とし、委員長を補佐する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

<p>(理事長の出席) 第7条 理事長は、委員会に随時出席し、発言することができる。 (構成員以外の者の出席) 第8条 委員長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させて意見を求めることができる。 (定足数) 第9条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席なければ議事を開き議決することができない。 (議決) 第10条 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。 (守秘義務) 第11条 職務上知り得た情報は、職務で必要とする場合を除き、他に漏らしてはならない。 (議事録) 第12条 議長は、担当事務に委員会の議事を記録させ、担当課長に保管させるものとする。 (所管) 第13条 委員会の事務は、総務課が担当する。 (規程の改廃) 第14条 この規程の改廃は、理事長が定める。 (補則) 第15条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は学長が別に定める。</p>
--

出典：大学院委員会規程

【分析結果とその根拠理由】

本学の教授会は専任の教授によって学長の諮問によって原則として月1回開催され、教務学生に関する重要審議事項を審議決定している。教授会での決定事項は各学部・学科の教員会や全体教員会に報告されている。大学院に関する事項については、大学院委員会において審議・決定している。以上により、教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているとは判断する。

観点 2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点到に係る状況】

本学における教務委員会(資料2-2-②-A)は、同委員会規程第2条に規定される構成員で構成され、教務委員会規程第4条の審議事項(教育課程の内容、方法及び適用、学生の入学、卒業等の学籍上の取扱い(賞罰に関するものを除く)、授業及び定期試験等における教務事項、その他教務に関し委員会が必要と認められた事項に関するもの)を審議している。平成22年度は10回開催された。

資料 2-2-②-A 聖徳大学教務委員会規程

<p>(設置) 第1条 聖徳大学の教育課程の内容、その他教務に関する重要事項を審議するため、聖徳大学教務委員会(以下「委員会」という)を置く。 (構成) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) 聖徳大学の各学科に所属する教授、准教授、講師又は助教のうちから指名された者 (2) 事務局長、事務局次長、学生部長、学生部次長、教務課長 (3) その他学長が指名した者 2 前項第1号に規定する委員の任期は1年とし、同項第3号に規定する委員の任期は、委員として指名された日から同項第1号に規定する委員の任期の終期までとする。但し、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余期間とする。 3 前項の規定による委員は、再任されることができる。 (委員長及び副委員長) 第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ学部長・学科長会の議を経て学長が指名する。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。</p>

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の内容、方法及び適用に関する事
- (2) 学生の入学、卒業等の学籍上の取扱い（賞罰に関するものを除く）に関する事
- (3) 授業及び定期試験等における教務事項に関する事
- (4) その他教務に関し、委員会が必要と認めた事項に関する事

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の選出)

第6条 第2条第1項第1号に規定する委員は、それぞれ各学科長が推薦し、学長が指名する。

(細則)

第7条 委員長は、委員会の議を経て、この規程を実施するために必要な細則を定めることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、教務課が担当する。

出典：教務委員会規程

【分析結果とその根拠理由】

本学における教務委員会は第2条に構成員で構成され、学士課程における教育課程の内容、方法及び適用、学生の入学、卒業等の学籍上の取扱い（賞罰に関するものを除く）、授業及び定期試験等における教務事項等の審議及び運営を任務としている。教務委員会は、各学科の教務担当教員によって構成され、所要回数の開催によって、学士課程の教育課程の運営に関する事項を実質的に検討していると判断する

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 人間栄養学部の設置や心理福祉学部の設置申請など、社会のニーズに即応した教育組織を編制し、また準備している。
2. 教育実習や共同研究など、附属学校との教育研究の連携が進んでいる。
3. 附属の研究所が設置され、ことに大学院課程の教育研究との連携が進んでいる。

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準2の自己評価の概要

本学は建学の精神及び教育の目的・目標に基づき、また社会の要請に応えるための学部、学科を設置している。

本学における教養教育は、全学共通科目として多様な科目群から構成され、開設科目の設定と調整及びその実施運営については、全学教務委員会が責任をもって対応している。大学院においては、建学の精神及び教育研究の目的・目標に基づいた研究科・専攻及び課程を設置しており、これらはその目的を達成する上で適切な構成となっている。

また、附属の幼稚園、学校、研究所、センター、その他の施設において、学生の学習生活への支援、教員の教育活動へのサポートを豊かに展開しており、それぞれの附属施設の大学教育への貢献については、附属

幼稚園における教育実習、学生の卒業・修了研究のデータ収集、附属研究所における研究発表への機会の提示、センターにおける学生の学習・生活支援などが多岐にわたって機能している。

本学の教授会は、学長の諮問によって原則として月 1 回開催され、教務及び学生生活に関する重要審議事項を審議決定している。教授会での決定事項は、各学部・学科の教員会や全体教員会に報告されている。大学院に関する事項については、大学院委員会において審議・決定している。教務委員会は第 2 条に構成員で構成され、所要の回数開催により、学士課程の教育課程の運営に関する事項を実質的に検討している。

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

【観点到る状況】

本学では、学校教育法第92条（資料3-1-①-A）に基づき、主要な授業科目に専任教員（教授）を配置することを基本方針としている。学長、教授、准教授、講師、助教、助手等を置き、教員は学部さらには学科に、または研究科（教職研究科）あるいは研究所（言語文化研究所）に所属し、教育研究に従事している。教員は、研究分野毎に43の研究室（短期大学の教員も参加、短期大学部教員のみ2研究室は除く）に所属し、研究室には主任（教授）を置き、共同研究やFD活動を立案し実施している。なお、本学では、専任教員について、大学設置基準、専門職大学院設置基準及び短期大学設置基準を満たした上で、相互に兼担の発令を行っている。教員の所属する組織には、学部長、学科長、学科長補佐または研究科長あるいは研究所長を置き、教員の研究活動を統轄するなどの責任ある教員組織編制をとっている（資料3-1-①-B）。学部長及び学科長は、学長の主宰のもと、副学長（2名）、学長補佐（5名）、研究科長、図書館長等とともに学部長・学科長会議を構成している。

資料3-1-①-A 学校教育法（抜粋）

- 第九十二条** 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。
- 2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 4 副学長は、学長の職務を助ける。
 - 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
 - 6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
 - 10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

資料3-1-①-B 聖徳大学学則（抜粋）

第1節 目的・名称

（目的）

第1条 本学は、聖徳太子の「和」の精神を建学の理念として、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させて、円満な人格を具えた社会人・家庭人としてのよき女性の育成を目的とする。

第3節 職員組織

（職員組織）

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 本学に学部長、図書館長、学科長、その他必要な役職者を置き、前項の職員のうちから充てる。
- 3 前2項のほか、副学長を置くことができる。
- 4 前各項に掲げるもののほか、名誉学長、名誉教授を置くことができる。

出典：学生便覧P122～P123

【分析結果とその根拠理由】

研究分野に応じた研究室を設置し、それぞれに主任（教授）を置き、さらに主要な授業科目に専任教員（教授）を配置し、また短期大学及び専門職大学院所属専任教員の兼担体制をとることを教員組織編制の基本的な方針とし、その上で学部長、学科長等による教育研究に係る適切な責任体制が確保されていると判断する。

観点3-1-②： 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

学士課程を担当する専任教員数は、以下の通りである（資料3-1-②-A）。

資料 3-1-②-A 学士課程の教員数

学部・学科・専攻		専任教員数等							
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授	助手
児童学部	児童学部 (通信教育含む)	41	17	7	0	65	26	14	5
人文学部	社会福祉学科 (通信教育含む)	8	6	3	2	19	16	8	3
	心理学科 (通信教育含む)	10	1	4	0	15	10	5	0
	生涯教育文化学科	3	2	0	0	5	5	3	0
	女性キャリア学科	8	3	1	0	12	12	6	0
	英米文化学科 (通信教育含む)	9	4	1	0	14	9	5	0
	日本文化学科 (通信教育含む)	8	5	4	0	17	10	5	0
人間栄養学部	人間栄養学科	19	4	5	4	32	14	7	25
音楽学部	演奏学科	14	4	1	0	19	6	3	0
	音楽総合学科	7	6	1	0	14	5	3	1
(大学全体の収容定員に応じた教員数)		—	—	—	—	—	38	19	—
合 計		127	52	27	6	212	151	78	34

出典：大学現況調査票

学士課程における主要授業科目の担当状況は、以下の通りである（資料3-1-②-B）。

一部の学科において、専任の教授・准教授の担当割合が若干低いものの、その学科を含む当該学部及び大学全体としては、専任の教授・准教授の担当割合は高い。

資料 3-1-②-B 主要授業科目の担当状況

学部・学科		教授・准教授担当		講師担当		助教担当		非常勤講師担当	
		科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合
児童学部	児童学科	14	92.9%	0	0%	0	0%	1	7.1%

人文学部	社会福祉学科	13	72.2%	2	11.1%	1	5.6%	2	11.1%
	心理学科	11	47.8%	6	26.1%	0	0%	6	26.1%
	生涯教育文化学科	28	82.4%	0	0%	0	0%	6	17.6%
	女性キャリア学科	44	81.5%	8	14.8%	0	0%	2	3.7%
	英米文化学科	22	68.8%	6	18.7%	0	0%	4	12.5%
	日本文化学科	16	88.8%	1	5.6%	0	0%	1	5.6%
	計	134	74.9%	23	12.8%	1	0.6%	21	11.7%
人間栄養学部	人間栄養学科	50	87.7%	4	7.0%	2	3.5%	1	1.8%
音楽学部	演奏学科	16	84.2%	0	0%	0	0%	3	15.8%
	音楽総合学科	12	75.0%	0	0%	0	0%	4	25.0%
	計	28	80.0%	0	0%	0	0%	7	20.0%

出典：学内で集計（専門科目のうち必修科目の担当状況を集計）

【分析結果とその根拠理由】

学士課程の担当教員の構成は、主要授業科目を専任の教授が担当することも含めて、教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。また、学士課程を担当する専任教員数は大学設置基準を満たしている。

観点3-1-③： 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点到に係る状況】

大学院課程（専門職学位課程を除く）を担当するに必要な研究指導教員及び研究指導補助員は、以下の通りである（資料 3-1-③-A）。

資料 3-1-③-A 大学院課程の教員配置状況

		研究指導教員及び研究指導補助教員							兼任教員	
		研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員基準	うち 教授数	研究指導 補助教員 基準数		基準数計
博士 前期 課程	児童学研究科 児童学専攻（通信教育含む）	22	22	8	30	5	4	5	10	13
						10	7	10	20	
	言語文化研究科 日本文化専攻	6	5	5	11	3	2	2	5	3
	言語文化研究科 英米文化専攻	6	6	3	9	3	2	2	5	0
	音楽文化研究科 音楽表現専攻	16	15	4	20	4	3	2	6	33
	音楽文化研究科 音楽教育専攻	6	6	0	6	4	3	2	6	2
	人間栄養学研究科 人間栄養学専攻	14	14	3	17	4	3	2	6	5
	臨床心理学研究科 臨床心理学専攻	10	10	4	14	3	2	2	5	1
	計	80	78	27	107	36	26	27	63	57

博士 後期 課程	児童学研究科 児童学専攻（通信教育含む）	11	11	1	12	3	2	3	6	1
						3	2	3	6	
	言語文化研究科 日本文化専攻	3	3	2	5	3	2	2	5	2
	言語文化研究科 英米文化専攻	3	3	2	5	3	2	2	5	0
	音楽文化研究科 音楽表現専攻	11	11	10	21	5	4	3	8	1
	人間栄養学研究科 人間栄養学専攻	11	11	0	11	4	3	2	6	0
	臨床心理学研究科 臨床心理学専攻	3	3	2	5	2	2	3	5	0
	計	42	42	17	59	23	17	18	41	4

出典：大学現況調査票

【分析結果とその根拠理由】

大学院課程（専門職学位課程を除く）を担当する研究指導者数及び研究指導補助教員数は、大学院設置基準に定められた必要数を満たし、教育課程を遂行するために必要な教員を確保していると判断する。

観点3-1-④： 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

【観点に係る状況】

専門職学位課程に配置されている専任教員数は（実務の経験を有する教員を含む）は、以下の通りである（資料3-1-④-A）。専門職学位課程における実務経験を有する教員の状況は、以下の通りである（資料3-1-④-B）。

資料3-1-④-A 専門職学位課程の教員配置状況

研究科等	専攻	現員数				専門職大学院で 設置基準で必要な教員数				兼任 教員
		専任教員	教授	実務家 教員	みなし 専任教員	専任 教員	教授	実務家 教員	みなし 専任教員	
教職研究科	教職実践専攻	18	13	8	0	13	7	6	4	13

出典：学内集計

資料3-1-④-B 専門職学位課程における実務経験を有する教員の配置状況

研究科等	専攻	教員の実務経験	実務経験平均年数
教職研究科	教職実践専攻	官公庁、教育委員会、小学校、幼稚園	37.6年

出典：学内集計

【分析結果とその根拠理由】

専門職学位課程を担当する専任教員数（実務の経験を有する教員を含む）は、専門職大学院設置基準に定められた必要数を満たし、教育課程を遂行するために必要な教員を十分に確保していると判断する。

観点3-1-⑤：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

本学では、教員の年齢構成及び男女比は学部によって差異はあるが、教育力の充実のために、他大学等からの再雇用教員、さらには特任教員（専任と同一の勤務態様）も採用していることにより、60才以上の教員が比較的多い。教員の男女別構成比は、ほぼ同一である。ことに、若手教員における女性教員の比率は高い。任期制は助手に適用され、期間は3年で、更新の場合は2年延長。定年は当該年度末において満65才、再雇用教員は満70才まで最長3年の期間で更新可能、特任教員及び満70才を過ぎた教員は原則1年毎の更新となっている。

資料3-5-①-A 専任教員（教授、准教授、講師、助教、助手）の男女別・年齢別構成

職位	性別	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
教授	男性	0	0	5	16	36	22	19	98
	女性	0	0	1	19	9	15	5	49
	計	0	0	6	35	45	37	24	147
准教授	男性	0	1	9	13	0	0	0	23
	女性	0	1	9	12	8	2	0	32
	計	0	2	18	25	8	2	0	55
講師	男性	0	4	7	1	0	0	0	12
	女性	0	4	10	1	0	0	0	15
	計	0	8	17	2	0	0	0	27
助教	男性	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	5	0	1	0	0	0	6
	計	0	5	0	1	0	0	0	6
助手	男性	2	0	0	0	0	0	0	2
	女性	26	5	2	1	0	0	0	34
	計	28	5	2	1	0	0	0	36
合計	男性	2	5	21	30	36	22	19	135
	女性	26	15	22	34	17	17	5	136
	計	28	20	43	64	53	39	24	271

出典：学内集計（大学院及び研究所等専任教員を含む。平成23年5月1日現在）

【分析結果とその根拠理由】

教員の年齢や男女別の構成は学部によって差異はみられるが、全体として男女別構成は、ほぼ同一である。ことに、若手教員における女性教員の比率は高い。また任用に多様な形態を採り入れることで、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

観点3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学においては、大学設置基準及び大学院設置基準に基づき、教員選考基準（資料3-2-①-A）及び同細則（資料3-2-①-B）を定め、教育研究上の実情を踏まえて運用している。また、大学院設置基準に基づき、博士前期課程及び同後期課程担当に係る認定基準（資料3-2-①-C）をそれぞれ定め、大学院課程の研究指導能力については、担当の認定時に教育研究実績と同時に評価している。さらに、学部及び大学院教職研究科担当教員の採用にあたっては、兼任を含む採用候補者全員に対して学長及び副学長による面接（兼任教員は副学長のみ）を行うことで、教育研究上有為な人材の確保に努めている。

なお、学士課程の教育上の指導能力については、採用、昇任時に長期の教育実績を評価するほか、学年度には全専任教員を対象とした「実績振り返り制度」（観点3-2-②参照）等を活用している。

資料 3-2-①-A 聖徳大学教員選考基準

第1条 聖徳大学の教員選考は、次の基準によって行う。

第2条 教授の選考は、次の各号の一に該当し、かつ、教育研究上の能力又は、経験を有する者について行う。

- (1) 博士の学位（これに相当する外国の学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学（短大を含む、以下各条同じ。）において教授の経歴のある者
- (4) 大学において准教授として相当年限在職し、かつ、教育研究上の業績又は教育上の経験があると認められる者
- (5) 芸術、体育、その他の実技学科については、優れた技能を有し、前各号の何れかに準ずる者
- (6) その他、学術・技能に優れ、前各号と同等の資格があると認められる者

第3条 准教授の選考は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者について行う。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授の経歴のある者
- (3) 大学において相当年限専任講師、助教又はこれに準ずる教員としての経歴があり、かつ、教育並びに研究上の能力があると認められる者
- (4) 当該学科に関連する権威ある研究所、試験所、調査所等において大学卒業後相当年限在職し、かつ、教育研究上の能力があると認められる者
- (5) 芸術、体育、その他の実技学科については、優れた技能を有し、前各号の何れかに準ずる者
- (6) その他、学術・技能に優れ、前各号と同等の資格があると認められる者

第4条 講師の選考は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 第2条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 大学院博士課程を修了又は単位取得満期退学した者で、教育並びに研究上の能力があると認められる者、又はこれと同等の能力があると認められる者
- (3) 大学において助教又はこれに準ずる職に相当年限在職した者
- (4) 当該学科に関連する権威ある研究所、試験所、調査所、事業所等において、相当年限在職し、かつ、教育並びに研究上の能力があると認められる者
- (5) 芸術、体育、その他の実技学科については優れた技能があり、かつ、教育上の経験あるいは能力があると認められる者
- (6) 学術・技能に優れ、前各号と同等の能力があると認められる者
- (7) その他、特殊の専攻分野について教育上の能力があると認められる者

第5条 助教の選考は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 第2条又は第3条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 大学において助教の経歴のある者
- (3) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

第6条 助手の選考は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 修士の学位（これに相当する外国の学位を含む。）を有する者
- (2) 学士の学位（これに相当する外国の学位を含む。）を有する者
- (3) 前号の者と同等の能力があると認められる者

第7条 厚生労働省指定養成施設等の認定を得て教育をする課程を担当する者については、前条までに規定する資格の他に、指定規則等に定められている要件を満たすことを必要とする。

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が定めるものとする。

出典：大学教員選考基準

資料 3-2-①-B 聖徳大学教員選考基準細則

(趣 旨)

第1条 聖徳大学に勤務する教員の採用又は選考について、聖徳大学教員選考基準第8条に基づき教員選考基準細則（以下「細則」という。）を定めるものとする。

(教 授)

第2条 教授になることのできる者は、次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 大学（短大を含む、以下各条同じ。）において当該科目に関する教授の経歴を有する者
- (2) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当すると認められる学位を含む。）を有し、大学において当該科目について8年以上准教授の経歴があり、その間において著書2以上又は研究論文7以上を有し、教育研究上の指導能力があると認められる者。ただし、外国において授与された学位については検証することがある。
- (3) 大学において8年以上准教授の経歴があり、その間において著書2以上又は研究論文7以上を有し、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (4) 当該科目に関連する権威ある研究所、試験所、調査所等において、研究員等として当該専攻分野について18年以上の経歴があり、その間において著書2以上又は研究論文7以上を有し、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (5) 特別な専攻分野（美術・音楽・体育等）については、大学又は公的な研究機関等において30年以上勤務し、当該科目について顕著な業績があり、かつ、教育研究上の指導能力があると認められる者

(准教授)

第3条 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 大学において当該科目に関する准教授の経歴を有する者
- (2) 大学において5年以上専任講師、助教又はこれに準ずる教員の経歴があり、その間において著書2以上又は研究論文5以上を有し、教育研究上の能力があると認められる者
- (3) 担当科目に関する権威ある研究所、試験所、調査所等において研究員として、当該専攻分野について10年以上の経歴があり、その間において著書2以上又は研究論文5以上を有し、教育研究上の能力があると認められる者
- (4) 特別な専攻分野（美術・音楽・体育等）については、大学又は公的な研究機関において10年以上勤務し当該科目について顕著な業績があり、かつ、教育研究上の能力があると認められる者
- (5) 前各号と同等以上の資格があると認められる者

(講 師)

第4条 専任講師となることのできる者は、次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 大学において当該科目に関する専任講師の経歴を有する者
- (2) 大学院博士課程を修了又は単位取得満期退学し、著書1以上又は研究論文3以上を有し、教育研究上の能力があると認められる者
- (3) 大学院修士課程修了後、大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴があり、その間において著書1以上又は研究論文3以上を有し、教育研究上の能力があると認められる者
- (4) 大学学部の卒業生であって、大学又は権威ある研究機関において、助教又はこれに準ずる職員として5年以上勤務し、この間において著書1以上又は研究論文3以上を有し、教育研究上能力があると認められる者
- (5) 特別な専攻分野（美術・音楽・体育等）については、大学又は公的な研究機関において5年以上助教又はこれに準ずる職員として勤務し当該科目について顕著な功績があり、かつ、教育研究上の能力があると認められる者
- (6) 前各号と同等以上の研究業績及び教育上の能力があると認められる者

(助 教)

第5条 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 大学において当該科目に関する助教の経歴を有する者
- (2) 大学院博士課程を修了又は単位取得満期退学し、著書1以上又は研究論文2以上を有し、教育研究上の能力があると認められる者
- (3) 大学院修士課程修了後、大学において3年以上助手の経歴があり、その間において著書1以上又は研究論文2以上を有し、教育研究上の能力があると認められる者
- (4) 大学学部の卒業生であって、大学又は権威ある研究機関において、助手又はこれに準ずる職員として5年以上勤務し、この間において著書1以上又は研究論文2以上を有し、教育研究上能力があると認められる者
- (5) 特別な専攻分野（美術・音楽・体育等）については、大学又は公的な研究機関において5年以上助手又はこれに準ずる職員として勤務し当該科目について顕著な功績があり、かつ、教育研究上の能力があると認められる者
- (6) 前各号と同等以上の研究業績及び教育上の能力があると認められる者

(助 手)

第6条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 修士の学位（これに相当する外国の学位を含む。）を有する者であって、教育研究上の能力があると認められる者。ただし、外国において授与された学位については検証することがある。
- (2) 大学学部の卒業生であって学力、人物ともに優れ、かつ、研究補助を行いうる能力を有すると認められた者
- (3) 前項と同等以上の資格があるものと認められる者

<p>(兼任講師)</p> <p>第7条 兼任講師の選考資格は選考基準第5条および本細則第5条の各号を準用する。</p> <p>(特例)</p> <p>第8条 この細則に定める選考に当っては、特に研究業績及び教育業績の顕著な者、その他特別の事情がある場合には経験年数を斟酌することができる。</p> <p>2 この細則の運用に当っては、研究上の業績及び学生指導上の能力について十分考慮し、かつ、人格・識見・学歴・職歴及び専門分野に関連のある社会的活動並びに年齢・健康等を考慮する。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この細則の実施について必要がある場合、取扱を定めることができる。</p>

出典：大学教員選考基準細則

資料 3-2-①-C 聖徳大学大学院担当教員選考基準

<p>1. 聖徳大学（以下「本学という。」）大学院研究科の担当教員については、本学の教授又は准教授で、次の基準に該当する者とする。</p> <p>(1) 博士後期課程の研究指導及び講義担当適格者は、大学に15年以上の教授又は准教授の経歴があり、次の各号のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者。</p> <p>ア. 博士の学位（これに相当する外国の学位を含む。）を有し、教育研究上の優れた業績を挙げたと認められる者。</p> <p>イ. 在任中に発表した15以上の著書又は学術論文によって、教育研究上の優れた業績を挙げたと認められる者。</p> <p>ウ. 教育研究上の業績が、上記ア、イに準ずると認められる者。</p> <p>(2) 博士後期課程の研究指導の補助及び講義（並びに実験）担当適格者は、大学に12年以上の教授又は准教授の経歴があり、次の各号のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められる者。</p> <p>ア. 博士の学位（これに相当する外国の学位を含む。）を有し、教育研究上の優れた業績を挙げたと認められる者。</p> <p>イ. 在任中に発表した12以上の著書又は学術論文によって、教育研究上の優れた業績を挙げたと認められる者。</p> <p>ウ. 教育研究上の業績が、上記ア、イに準ずると認められる者。</p> <p>(3) 博士前期課程の研究指導及び講義担当適格者は、大学に10年以上の教授又は准教授の経歴があり、次の各号のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し、教育研究上の指導能力があると認められる者。</p> <p>ア. 博士の学位（これに相当する外国の学位を含む。）を有し、教育研究上の優れた業績を挙げたと認められる者。</p> <p>イ. 在任中に発表した10以上の著書又は学術論文によって、教育研究上の優れた業績を挙げたと認められる者。</p> <p>ウ. 教育研究上の業績が、上記ア、イに準ずると認められる者。</p> <p>(4) 博士前期課程の研究指導の補助並びに講義（及び実験）担当適格者は、大学に7年以上の教授又は准教授の経歴があり、次の各号のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し、教育研究上の優れた指導能力があると認められる者。</p> <p>ア. 博士の学位（これに相当する外国の学位を含む。）を有し、教育研究上の優れた業績を挙げたと認められる者。</p> <p>イ. 在任中に発表した7以上の著書又は学術論文によって、教育研究上の優れた業績を挙げたと認められる者。</p> <p>ウ. 教育研究上の業績が、上記ア、イに準ずると認められる者。</p> <p>(5) 前各号の（ア）における外国において授与された学位については検証するものとする。</p> <p>2. (1) 本学の講師、助教は、博士後期課程についてはそれぞれ1の（1）、（2）を、博士前期課程については1の（3）、（4）の規定を準用し、大学院研究科を担当することができるものとする。</p> <p>(2) 兼担、兼任の講義担当適格者は、博士後期課程については上記1の（1）、（2）を、博士前期課程については1の（3）、（4）の規定を準用する。</p> <p>3. 上記1. の各号イの著書又は学術論文については、最近5か年以内のもの2以上を含むものとする。</p> <p>4. 芸術、体育、その他の実技科目については、担当する専門分野に関し、優れた技能を有し、教育研究上の優れた指導能力があると認められるときは、上記1. の各号イの著書・学術論文の数を減らすことができる。</p> <p>5. 担当するその専門分野に関し、特に著しい教育研究業績があり、教育研究上の優れた指導能力を有すると認められるときは、上記1. の各号前文の経歴年数とイの著書・学術論文の数を減らすことができる。</p> <p>6. 担当するその専門分野に関連する研究所、試験所、企業等に在職した場合は、その期間を上記1. の各号前文の経歴年数に算入し、優れた業績を挙げ、教育研究上の指導能力があると認められるときは、上記1. の各号を準用することができる。</p> <p>7. 大学院を担当する教員は、担当する科目又はその関連分野に関する研究書（単著）1以上を有することが望ましい。</p> <p>8. 大学院を担当する教員は、担当する科目又はその関連分野の学会等に加入し、活動していることが望ましい。</p> <p>9. 教職研究科担当教員については、この基準における博士前期課程にかかる規定を準用する。</p>

出典：聖徳大学大学院担当教員選考基準

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用に当たっては、専任、兼任ともに、研究上の実績だけでなく、学生指導上の能力及び専門分野に関連する社会的活動についても精査しており、適切な運用が行われていると判断する。また、大学院の

担当の認定にあたっては、それぞれの課程において基準を整備し、適切な運用がなされていると判断する。

観点3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では、教員の教育活動に関する評価は、教員評価「実績振り返り制度」において、研究及び管理運営の活動に関する評価と併せて実施されている。

この制度は、「高等教育の源泉となる研究・教育の実績に関して定期的に振り返る機会を設けることで、これまで以上に強くそれらを意識し、さらに優れた実績を目指しての自発的努力を促す」ことを目的として導入されている。前年の4月から当年の3月を「実績振り返り」対象期間として、所定の様式に従って自己申告した実績を学部長、学科長・研究科長等の所属長が確認を行い、基準に基づいてデータ化され係数化されたのち、昇給や賞与等の処遇に反映される仕組みとなっている。兼任講師（非常勤講師）については、学部長・学科長による評価を単年度で実施している。

なお、本学では、毎年創立記念日（4月27日）に、教育研究、社会貢献において顕著な業績を挙げたと評価された教員（グループも含む）の表彰を行っている。

訪問調査時提示資料 3-2-②-a	実績振り返りシート
訪問調査時提示資料 3-2-②-b	授業における創意工夫申告書（兼）推薦書
訪問調査時提示資料 3-2-②-c	実績振り返り照会シート

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育活動に関する評価は、研究及び管理運営に関する評価と併せて定期的実施されており、その結果把握された事項については、これを処遇に反映させるなど、適切な取組がなされていると判断する。

観点3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到係る状況】

各教員は担当する専門授業科目の展開を可能とする研究を行っている。その成果は、本学紀要に限られることなく、国内外の学会誌、あるいは著作において発表され、応分の評価を得ている。以下、その代表例を教員の所属部門毎に掲げておく（資料 3-3-①-A）。

なお、実務や実技を主とする分野の教員は、その分野での応分の実績を有している。

資料3-3-①-A 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動の代表例

児童学部児童学科 教員名：※※ ※※ 職 位：教授 授業科目：小児栄養Ⅰ～Ⅰ 研究業績：『幼児の生活習慣と健康について 第1報』 聖徳大学児童学研究所紀要 第10号 31頁～36頁

<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：児童学の保健学基礎Ⅰ、Ⅱ 研究業績：For the Study Group of Health Sciences Research, Ministry of Health, Labor and Welfare, Japan: HR- and DR-QOL in Japanese children and adolescents with type 1 and type 2 diabetes. <i>Pediatr Internat</i> 52(2): 224-229, 2010</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：図画工作科教育法 研究業績：「図画工作科における評価」10ページ 教育目標・評価学会20周年記念出版企画「教育目標・評価研究の課題と展望」 2010年11月発行に掲載。</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：講師 授業科目：教育方法学 研究業績：Rudolf Steiner's Criticism about Media Education: The Perspective of Children's Imagination, Expression and Body 日本教育メディア学会『日本教育メディア学会研究会集録』第16号、2005</p>
<p>人文学部 社会福祉学科</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：准教授 授業科目：生活支援技術Ⅰ 研究業績：介護老人保健施設に入所した高齢者の「満足」「不満」と「不満への対処」の分析、 社会福祉学、43(2)、82-92、2003</p>
<p>人文学部 心理学科</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：准教授 授業科目：心理療法Ⅱ 研究業績：2010 対人関係にアプローチする一交流分析、図で理解する 生徒指導・教育相談 第15章(P153~P162) 福村出版</p>
<p>人文学部 生涯教育文化学科</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：准教授 授業科目：ボランティア活動論 研究業績：「ボランティア活動とプロダクティブ・エイジング」ミネルヴァ書房、単著、2006年</p>
<p>人文学部 女性キャリア学科</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：准教授 授業科目：管理会計 研究業績：「管理会計研究における構造化理論の有効性の再検討 ―スケイペンス=マッキントッシュとポーランドの論争を中心にして―」 『聖徳大学研究紀要 人文学部』第18号、平成19年12月、pp.9-16。</p>
<p>人文学部 英米文化学科</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：准教授 授業科目：英語のリーディングⅢ・Ⅳ 研究業績：論文名：「アメリカ先住民の現代詩」 掲載文献：『ネイティブ・アメリカン詩集』 該当ページ：P122~P133 出版社：土曜美術社出版販売 刊行年：2009年</p>
<p>人文学部 日本文化学科</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：准教授 授業科目：日本の古代史Ⅱ 研究業績：『延喜式覆奏短尺草写』の基礎的考察、『延喜式研究』26号、2010年3月</p>
<p>人間栄養学部 人間栄養学科</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：栄養アセスメント 研究業績：腕時計型行動識別計による脊髄損傷者の日常生活活動量の評価に関する基礎的検討 日本臨床スポーツ医学会誌、17(2) pp.305-314 2009.</p>

<p>教員名：※※ ※※ 職位：准教授 授業科目：基礎栄養学 研究業績：Generation of reactive oxygen species is an early event in dolichyl phosphate-induced apoptosis. J. Cell. Biochem. 100(2):349-361 2007</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：食品官能評価、識別論 研究業績：聴覚刺激による積極的休養が味覚嗜好および食物摂取に及ぼす影響 日本調理科学会誌 43巻3号 151-159 (2010)</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：食べ物と健康 I 研究業績：苦丁茶の遊離アミノ酸組成、ミネラル含量、総ポリフェノール含量と官能評価 日本食生活学会誌 20巻2号 134-142 2009</p>
<p>音楽学部 演奏学科</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：舞台表現法研究 研究業績：二期会オペラ公演「蝶々夫人」に出演</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：ピアノ応用演習 I 研究業績：フーガがモーツァルトの後期クラヴィーアソナタに与えた影響、モーツァルトのパリ・ソナタにおいて、レントゲンの見たもの-K. 330~K. 333がバリ・ソナタとして位置づけされなかった所以— (平成15年7月音楽文化研究第3号聖徳大学人文学部音楽文化研究会pp. 155~173)</p>
<p>音楽学部 音楽演奏学科</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：音楽療法技能Ⅶ(即興) 研究業績：『音楽療法士養成課程における「即興演奏」教授法の一考察』(研究ノート) 青森明の星短期大学紀要第30号(2004) p. 65-72</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：民族音楽学概論 研究業績：『はじめての世界音楽』(音楽之友社)の「ヨーロッパ」の項を執筆。</p>
<p>児童学研究科 児童学専攻</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：言語心理学特講 研究業績：『改訂版 言葉と教育』1995年3月 放送大学教育振興会</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：発達心理学特論 I 研究業績：2002年「子どもの性役割態度の形成と発達」風間書房</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：講師 授業科目：学校カウンセリング演習 研究業績：『生活場面を活用した高校でのスクールカウンセリング』2006年3月 筑波大学教育研究科カウンセリングコース「教育相談研究」44, 15-22.</p>
<p>言語文化研究科 日本文化専攻</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：日本語学特論 I 研究業績：「音韻史料としての円仁『在唐記』」 東京大学国語研究室創設百周年記念『国語研究論集』(汲古書院) 2001. 2</p>
<p>言語文化研究科 英米文化専攻</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：英語学特別研究 研究業績：論文名：“Prosodic Constraints on Old English Alliteration” 掲載誌：The Development of the Anglo-Saxon Language and Linguistic Universals Vol. 2</p>

<p>該当頁：111-124 出版社：John Benjamins 刊行年：2010年</p>
<p>臨床心理学研究科 臨床心理学専攻</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：家族臨床心理学特論 ～カップルと家族のための実践的カウンセリング～ 研究業績：家族臨床心理学の視点 2007年 北樹出版</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：講師 授業科目：社会心理学特論 研究業績：「ユニークネス 他者との違いを求める心の科学」 2009年 立教大学大学院現代心理学研究科博士学位論文</p>
<p>人間栄養学研究科 人間栄養学専攻</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：調理機能学特論 I 研究業績：Effect of Size and Mouthful Amount of Foods on the Mastication Properties and Texture. 日本家政学会誌 59巻 11号 pp.891-901 (2008)</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：栄養生理学特論 研究業績：Exposure to Dams' Low-Fat High-Carbohydrate Diet during Pregnancy and Lactation Establishes a Preference for Fat by Their Offspring J Nutr Sci Vitaminol. 55, 498-505 (2009)</p>
<p>音楽文化研究科 音楽表現専攻</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：演奏法特殊研究 研究業績：ラフマニノフ 幻想的小品集 全音楽譜出版社刊 2010年9月15日刊行</p>
<p>音楽文化研究科 音楽教育専攻</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：音楽文化研究V（音楽と医学） 研究業績：慢性精神分裂病者の Mental Tempo 慶應医学 第61巻 第4号 377～390頁</p>
<p>教職研究科教職実践専攻</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：教授 授業科目：現代教育の課題研究 研究業績：「イギリスにおける保育者論の展開～マーガレット・マクミランとスーザン・アイザックスを中心に～」 平成11年10月 教育史学会紀要「日本の教育史学」第42集</p>
<p>教員名：※※ ※※ 職位：准教授 授業科目：学習指導事例研究 研究業績：投・補の遊びに関する運動構造論 ～竹剣玉遊びの動きを手掛かりにして～ 共著 平成15年8月キンダースポーツ伝承研究第2号pp. 35～50（日本キンダースポーツ伝承学会学会誌） K. マイネルの運動局面構造における非循環運動から循環運動への変容過程に関する研究 共著 平成15年8月キンダースポーツ伝承研究第2号pp. 91～96（日本キンダースポーツ伝承学会学会誌） スポーツ運動における循環運動の中間局面形成に関する研究～短なわとび運動の習熟過程を手がかりとして～ 共著 平成15年9月 日本体育学会54回大会（熊本大学）</p>

出典：各教員組織部門からの申告

【分析結果とその根拠理由】

学部及び大学院教職研究科においては、担当教員個人の授業に関連する研究成果（教科書等を含む）が、また大学院（教職研究科を除く）においては、担当教員の研究成果に関連する研究成果が発表されており、これらのことから、その意識化については、若干モデストではあるものの、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

観点3-4-①： 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到に係る状況】

各学部・学科、さらには研究科における教育課程を遂行するために、実験や実習などの授業運営の実情を考慮して、教務職員（図書館職員を含む）及び技術職員の配置を行っている（資料3-4-①-A）。また、TAを各研究科の学生より採用して（資料3-4-①-B）、主として学士課程の授業補助にあたらせている。

資料3-4-①-A 事務職員・技術職員の配置状況

部局等	事務職員	技術職員	医療系	教務系	合計
大学事務局	1	0	0	0	1
入学センター	13	0	0	0	13
学生部学生課	9	0	0	0	9
〃 学寮課	8	0	0	0	8
〃 国際交流課（学寮課と兼務）	8	0	0	0	1
〃 教務課	16	0	0	8	24
〃 インターンシップ室	8	0	0	0	8
〃 キャリア支援室	6	0	0	0	6
生涯学習部通信教育学務課	12	0	0	0	12
保健センター	2	0	1	0	3
研究推進部図書館事務室	10	0	0	0	10
〃 博物館事務室（図書館事務室と兼務）	10	0	0	0	0
〃 総合メディア室（図書館事務室と兼務）	10	0	0	0	0
〃 知財戦略課	3	0	0	0	3
合計	88	0	1	8	97

出典：人事課で集計

資料3-4-①-B ティーチングアシスタント活用状況

研究科名	採用数									
	H22		H21		H20		H19		H18	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
児童学研究科	2	3	3	2	5	3	6	0	6	5
言語文化研究科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
音楽文化研究科	3	0	2	1	3	3	2	2	0	1
人間栄養学研究科	0	0	0	0	1	1	2	1	1	0
臨床心理学研究科	3	7	8	12	7	9	8	8	8	9
合計	6	10	13	15	16	16	18	11	15	15

出典：人事課で集計

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の運営に必要な教育支援者が適切に配置され、またTA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 短期大学部や教職研究科の専任教員の兼担によって充実した教育を行っている。
2. 学生数に比して教員数が豊かである。
3. 女性教員の比率が高い。
4. 教員の教育研究や社会貢献などの定期的な評価（「実績振り返り制度」）が行われている。
5. 優秀教員が毎年度学長より表彰されている。

【改善を要する点】

1. 一部の学科で主要授業科目の専任の教授・准教授の担当率が低い。
2. 豊かな経験と実績を有する教員を多く擁するが、その年齢分布には偏りがみられる。
3. シラバスにおいて教員の研究と教育の関連を示す項目を追加するなど、教育と研究の関連を意識化する工夫が必要である。

(3) 基準3の自己評価の概要

本学は、主要な授業科目に専任教員（教授）を配置することを教員組織編制の基本的な方針とし、学部長、学科長等による教育研究に係る適切な責任体制が確保されている。学士課程を担当する教員は大学設置基準に定められた必要数を満たし、主要授業科目を専任の教授が担当することも含め、教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。その上で、短期大学や専門職大学院所属教員の兼担体制をとることで、充実した教育体制が敷かれている。

また、大学院課程（専門職学位課程を除く）を担当する研究指導者数及び研究指導補助教員数は、大学院設置基準に定められた必要数を満たし、教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。専門職学位課程を担当する専任教員数は専門職大学院設置基準に定められた必要数を満たし、教育課程を遂行するために必要な教員を十分に確保している。また、教育課程の運営に必要な教育支援者が適切に配置され、TA等の教育補助者の活用も図られている。

さらに、教員の年齢や男女別の構成は学部によって差異はみられるが、任用に多様な形態を採り入れることで、教員組織の活動をより活性化させている。ことに、若手教員における女性教員の比率は高い。専任教員の採用に当たっては、専任、兼任（非常勤講師・助手）研究上の実績だけではなく、学生指導上の能力及び専門分野に関連する社会的活動についても精査している。大学院の担当の認定にあたっては、それぞれの課程において基準を整備し、適切な運用がなされている。教員の教育活動に関する評価は、研究及び管理運営に関する評価と併せて定期的実施されており、その結果把握された事項については、これを処遇に反映させるなどの取組が行われている。

なお、学部及び大学院教職研究科においては、担当教員個人の授業に関連する研究成果（教科書等を含む）、また大学院（教職研究科を除く）においては、担当教員の研究成果に関連する研究成果が発表されており、その意識化については若干モデストではあるものの、教育内容等と関連する研究活動が行われている。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

学士課程の求める学生像及び入学者選抜の基本方針は、「聖徳大学のアドミッション・ポリシー（入学受入れ方針）」（資料 4-1-①-A）において、「本学の教育理念を理解し、本学における学びを通して、礼節や広い見識と創造性を育み、さまざまな課題を解決するために、自ら考えて行動する意欲を持った女性を求めています。」（資料 4-1-①-A）として定められ、4学部 10 学科がそれぞれ明確に定めている。これらは、本学ホームページ及び入試要項に掲載のうえ、公表し、オープンキャンパス、キャンパス見学、高校教員対象入学説明会、高校訪問、各種進学相談会、各種ガイダンスなどの機会に説明し、積極的に周知を図っている（資料 4-1-①-C）。AO入試については、アドミッション・ポリシーのほか、学部・学科毎に「求める学生像」（資料 4-1-①-D）を定め、AO入試要項、オープンキャンパス、キャンパス見学、高校訪問、各種進学相談会、各種ガイダンスなど多様な機会を通じて、受験希望者への周知を図っている。

大学院課程（博士前期課程、博士後期課程及び専門職学位課程）については、6 研究科について、その特性や専門性に基づく「アドミッション・ポリシー（入学受入れ方針）」（資料 4-1-①-B）を定め、それぞれの入試要項及び本学ホームページに掲載、公表し、オープンキャンパス、キャンパス見学、各種進学相談会などの多様な機会に説明し、周知を図っている。

なお、通信教育課程については、学士課程及び大学院課程とも、通学制と同様の方針を有し、周知等の対応を行っている。

資料 4-1-①-A 学士課程の入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

聖徳大学では、本学の教育理念を理解し、本学における学修を通して、礼節や広い見識と創造性を育み、さまざまな課題を解決するために、自ら考え行動する意欲を持った女性を求めている。

児童学部

児童学科 学士（児童学）

学科の教育目的を達成するために、次のような条件を満たす者を入学させる。

1. 子どもについて興味・関心を持ち、理解しようとしている。
2. 子どもに関する問題に取り組む積極性と豊かな教養を身につけようとする意欲を備えている。
3. 心身ともに健全である。

人文学部

社会福祉学科 学士（社会福祉学）

学科の教育目的を達成するために、次のような条件を有する者を入学させる。

1. 相手の立場を考え、人の痛みを解ろうとする気持ちを有する。
2. 冷静な目で状況を判断し、客観的に判断を下す能力を身につけたいと考えている。
3. 人が好きで、人とのコミュニケーション能力を高めたいと考えている。
4. 自己の能力や技術を高め、社会に貢献したいと考えている。

心理学科 学士（心理学）

学科の教育目的を達成するために、次のような条件を有する者を入学させる。

1. 心理学の学習を目指す明確な動機と意欲がある。
2. 人間に関する関心と理解力を持っている。
3. 自分と異なる考えや価値観を持つ人とも良好な人間関係を作ることができる。
4. 人の心や行動について学ぶにふさわしい倫理観を有する。

生涯教育文化学科 学士（生涯教育学）

<p>学科の教育目的を達成するために、次のような学力・経験を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯学習、社会教育および文化に関する基礎的な学力を有する。 2. ボランティア活動や生徒会・部活動・地域のイベント活動などの経験を有する。 <p>女性キャリア学科 学士（経営）</p> <p>学科の教育目的を達成するために、次のような条件を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ビジネス分野を学ぶ意欲と基礎学力を有する。 2. 他人の考えや感じ方を理解し、対話を深めることができる。 3. 半年のインターンシップに耐える心身の諸条件を満たしている。 <p>英米文化学科 学士（文学）</p> <p>学科の教育目的を達成するために、次のような条件を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入学後の修学に必要な基礎学力としての知識や能力を持っている。 2. 英語を学ぶことを好み、技術面での向上を望んでいる。 3. 英語圏での語学研修や留学を志向し、国際感覚を身につけ、見聞を広めることを望んでいる。 4. 言語・文化・歴史・自然などに深い関心を持ち、社会との関わりに積極性が認められる。 5. 他者との関わりに積極的であり、対話を通して相互理解に努めようとする態度が認められる。 <p>日本文化学科 学士（文学）</p> <p>学科の教育目的を達成するため、以下のような条件を持つ者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本文化について深い関心を有する。 2. 日本語学・日本文学・日本歴史学・書道文化学・図書館情報学いずれかの分野において、勉学の意欲と入学後の修学に必要な基礎学力を有する。 3. 大学生活に耐えることができる心身の諸条件を満たしている。 <p>人間栄養学部</p> <p>人間栄養学科 学士（栄養学）</p> <p>学科の教育目的を達成するために、次のような条件を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理栄養士になるという強い意欲と決意を持っている。 2. 生物や化学が好きで、筋道を立てて物事を考えることができる。 3. 明るくはきはきとして、人との交流を大切にし、人間性豊かで、礼節を重んじる。 <p>音楽学部</p> <p>演奏学科 学士（音楽）</p> <p>学科の教育目的を達成するために、次のような条件を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入学後の学修に必要な基礎学力および実技能力を有する。 2. 音楽に関する事象に対して広い視野で論理的に考察できる。 3. 音楽を解釈し、的確に表現することの喜びを伝えることができる。 4. 人間と文化への関心を持ち、演奏表現、および音楽教育を通じて社会へ貢献しようとする意欲がある。 <p>音楽総合学科 学士（音楽）</p> <p>学科の教育目的を達成するために、次のような条件を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入学後の学修に必要な基礎学力および実技能力を有する。 2. 音楽に関する事象に対して広い視野で論理的に考察できる。 3. 音楽を創作、制作し、的確に表現することの喜びを伝えることができる。 4. 人間と文化への関心を持ち、教員免許をはじめとする各分野の資格を取得して、社会へ貢献しようとする意欲がある。
--

出典 聖徳大学のアドミッション・ポリシー

URL : http://www.seitoku.jp/univ/about/education_policy.shtml#child

資料 4-1-①-B 大学院課程の入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

<p>建学の理念を理解するとともに、大学院での学修・研究に必要な専門知識、研究能力および意欲を有し、かつ各研究科が要求する資質・態度を有する者を入学させる。</p> <p>教職研究科 教職実践専攻 教職修士（専門職）</p> <p>専攻の教育目的を達成するため、以下のような条件を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもに対する愛情が豊かで、その基礎理解を有し、入学後の修学に必要な基礎的な知識や実技能力を備えている。 2. 物事を多面的かつ総合的に、また客観的かつ論理的に考察することができる。 3. 他人の意見によく耳を傾けることができ、また自分の考えを分かりやすく伝えることができる。 4. 積極的に他者とかわり、協働してことに当たる協調性に優れている。 5. 人間・教育・文化・自然などに関する諸問題に深い関心を持ち、積極的な社会貢献への意欲を持っている。 <p>児童学研究科 児童学専攻 博士前期課程 修士（児童学）</p> <p>研究科の教育目的を達成するため、次のような条件を満たす者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専修コース（児童学、心理学、保育学）のそれぞれで要求される知識・理解を身につけている。 2. 研究科での学習に耐える体力・意欲を持っている。 <p>児童学研究科 児童学専攻 博士後期課程 博士（児童学）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前期課程の3コース（児童学、心理学、保育学）にかかわる研究主題を持っている。 2. 研究目的を達成するために必要な専門知識、研究能力および研究意欲を備えている。 <p>臨床心理学研究科 臨床心理学専攻 博士前期課程 修士（心理学）</p>
--

<p>研究科の教育目的を達成するため、以下のような条件を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 臨床心理学分野の高度専門職業人を目指す明確な動機と意欲を有する。 2. 人間に関する深い関心と理解力を有する。 3. 柔軟で安定した人間関係能力を有する。 4. 社会人としての良識と状況に対する洞察力を有する。 5. 対人援助の専門家として必須の倫理観を有する。 <p>臨床心理学研究科 臨床心理学専攻 博士後期課程 博士 (心理学)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 後期課程における研究に必要な高度の専門知識を有する。 2. 課程修了に必要な優れた研究能力、旺盛な研究意欲を有する。 <p>言語文化研究科</p> <p>日本文化専攻 博士前期課程 修士 (日本文化)</p> <p>研究科の教育目的を達成するため、次のような条件を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本語学・日本文学・日本歴史学・書道文化学・図書館情報学いずれかの分野において要求される専門的基礎知識と研究能力を有する。 2. 明確な研究目標と強い研究意欲を有する。 <p>日本文化専攻 博士後期課程 博士 (日本文化)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本語学・日本文学・日本歴史学・書道文化学・図書館情報学いずれかの分野において要求される高度の専門知識を有する。 2. 博士の学位論文を完成させることができる、優れた研究能力と旺盛な研究意欲を有する。 <p>英米文化専攻 博士前期課程 修士 (英米文化)</p> <p>研究科の教育目的を達成するため、次のような条件を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 英語圏の言語・文化・歴史などに深い関心と意欲を有する。 2. 入学後の学修に必要な十分な学力を有する。 3. 前期課程での学修に必要な意欲と研究感覚を有する。 <p>英米文化専攻 博士後期課程 博士 (英米文化)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 英語圏の言語・文化・歴史などに深い関心と十分な知識・理解を有する。 2. 明確な研究計画を持ち、強い研究意欲と優れた研究能力を有する。 <p>人間栄養学研究科 人間栄養学専攻 博士前期課程 修士 (栄養学)</p> <p>研究科の教育目的を達成するため、次のような条件を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院博士後期課程への進学、または専門職業人を目指す意欲と決意を持っている。 2. 目的とする分野の研究を進めるのに必要な基礎・専門能力を持っている。 3. 諸外国の文献調査と論文作成に必要な語学力を持っている。 <p>人間栄養学研究科 人間栄養学専攻 博士後期課程 博士 (栄養学)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学等の教員・研究者、または高度専門職業人を目指す意欲と決意を持っている。 2. 目的とする分野の研究をすすめて課程を修了するのに必要な高度の専門知識・研究能力を持っている。 3. 諸外国の文献調査と論文作成に必要な語学力を持っている。 <p>音楽文化研究科</p> <p>音楽表現専攻 博士前期課程 修士 (音楽)</p> <p>研究科の教育目的を達成するため、次のような条件を有する者を入学させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. あらゆる場面での要求に応えうる作曲家を目指している。 2. 様々な演奏の場面に適応できる演奏家を目指している。 <p>音楽教育専攻 博士前期課程 修士 (音楽)・修士 (音楽療法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育をはじめとする、総合的な音楽教育に関わる職務に就くことを目指している。 2. 音楽を人間の幸福及び健康維持と増進のために役立てようとする音楽療法の研究を目指している。 <p>音楽専攻 博士後期課程 博士 (音楽)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 音楽大学等の修士課程 (博士前期課程) で作曲の専門教育を受け、さらに高度な作曲・編曲に関する実技を修得し、学識を深めようとしている。 2. 音楽大学等の修士課程 (博士前期課程) で演奏の専門教育を受け、さらに演奏実技に関する研究を深めようとしている。 3. 音楽大学等の修士課程 (博士前期課程) で専門教育を受け、あるいは、介護・福祉関連の修士号を持ち、さらに音楽療法の研究を志している。 4. 音楽大学等の修士課程 (博士前期課程) で音楽教育を専攻し、さらに音楽教育に関する研究を行い、高度な学識を得ようとしている。

出典 聖徳大学大学院のアドミッション・ポリシー

URL : http://www.seitoku.jp/univ/about/education_policy.shtml#child

資料 4-1-①-C アドミッション・ポリシーの周知状況の例 (平成22年度) 平成23年3月31日現在

	内 容
オープンキャンパス	本学キャンパスおよび出張オープンキャンパス (盛岡、秋田、仙台、山形、郡山、新潟) で実施し、高校生、保護者など、8,392名が参加した。

キャンパス見学	4月から毎日実施し、高校教員、高校生、保護者などが参加した（高校生412名）。
キャンパス バス見学	高校より大学見学の希望者をバスで来校し、進路説明、学部・学科説明、模擬授業などを実施し、高校教員、高校生、保護者などが参加した（高校生17校 236名）。
高校教員対象入試説明会	本学キャンパスおよび水戸、千葉、さいたま、有楽町、横浜で開催し、高校進路指導教諭、高校教諭など、143名が参加した。
高校訪問	高校に訪問し、高校進路指導教諭、高校教諭と面接し、本学の説明等を行った（延べ3,659校訪問）。
受験産業等主催の進学相談会	東日本を中心に、合計117会場の企画に参加した。
高校内ガイダンス	高校内で学校説明、学科説明、分野説明などを実施し、高校教員、高校生、保護者などが参加した（高校生265校 2,942名）。
出前授業	高校内で分野別の模擬授業などを実施し、高校教員、高校生、保護者など、39校726名が参加した（高校生131校 2,412名）。
AO入試における事前相談	AO入試を受験するには、事前相談を行わなければ受験ができない。事前相談は約1時間行われ、AO入試の詳細や学科等について説明する。保護者も同席でき、質問もできる

出典：入学センター提供

【分析結果とその根拠理由】

大学の求める学生像及びアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）に基づいて、すべての学部・学科、研究科において、それぞれの分野の特色や教育目標に応じた独自のアドミッション・ポリシーを明確に定めており、入試要項やホームページ上で広く社会に公表している。また、オープンキャンパス、キャンパス見学、高校訪問、各種進学相談会、各種ガイダンスなどの機会にも周知を図っている。

以上により、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）が明確に定められ、かつ公表、周知されていると判断する。

観点4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到に係る状況】

学士課程では、アドミッション・ポリシーに沿って適切に学生を受け入れるために、学部・学科毎に多様な選抜方法を採用している。各学部・学科の募集区分と選抜方法は、「入試ガイド」における学部・学科・コース別の募集単位等に示す通りである。公募推薦（前期・後期日程）では、学部・学科によって学力試験を加え、書類審査・作文・面接試験を課して、専門分野で必要とされる学力を総合的に評価、判定している。自己推薦（前期・後期日程）では、学部・学科によっては学力試験を加え、書類審査・作文・面接試験の他、書類審査・基礎学力テスト・面接試験の方法を受験生自身が選択できるように工夫をし、専門分野で必要とされる学力を総合的に評価、判定している。一般選抜では、科目試験方式とセンター試験方式の2方式を採用し、専門分野で必要とされる学力を判定する受験科目を各学部・学科が独自にそれぞれ設定している。AO入試においては、学部・学科によっては学力試験を加え、事前相談・エントリーシート・提出書類・面談へと段階的な入試を行っている。また、私費留学生特別入試、帰国子女特別入試、社会人特別入試、編入学試験等においては、学力や適性を重視した選抜を行っている。通信教育課程では、学力試験は行わずに書類審査によって判定している。

大学院課程では、「大学院入試要項」に示す通り、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜するために、一般選抜、社会人特別選抜、私費留学生特別選抜を実施している。大学院の博士前期課程においては、

学力検査（外国語、専門科目等）と小論文、口述試験を組み合わせ、博士後期課程においては、学力検査（外国語、専門科目等）と口述試験を組み合わせで選抜を行っている。通信教育課程は、通学制と同様の方式をとっている。

専門職学位課程（教職研究科）においては、「大学院入試要項（教職大学院）」に示す通り、一般選抜と特別選抜を実施し、学力検査（専門知識）、小論文と口述試験を組み合わせ、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜している。

資料 4-2-①-A 入試区分一覧

学士課程	
AO入試 AO入試 推薦入試 指定校推薦入試 公募推薦入試 自己推薦入試 地域特別推薦入試 同窓会・後援会推薦入試 一般入試 特別奨学生入試（科目試験方式） 特別奨学生入試（センター試験方式） 全学全学科統一入試 センター試験入試 一般入試	特別入試 地元密着特別奨学入試 私費留学生特別入試 私費留学生特別奨学生入試 帰国子女特別入試 社会人特別入試 〈アスリート・セカンドキャリア支援〉特別奨学推薦入試 大学・編入学入試 一般入試 学士入試 社会人特別入試 〈アスリート・セカンドキャリア支援〉特別奨学推薦入試
大学院課程（博士前期課程）	専門職学位課程
一般入試 社会人特別入試 私費留学生特別入試	一般入試 社会人特別入試 現職教員特別入試
大学院課程（博士後期課程）	
一般入試 社会人入試	

出典：大学及び大学院（教職研究科含む）入試要項より

（通信教育課程）

書類選考

大学案内等 ・大学案内 ・入試ガイド ・大学院入試要項 ・平成23年度 4月生・10月生 学生募集要項（通信教育課程）

【分析結果とその根拠理由】

学士課程の推薦入試においては、各募集単位（学部・学科等）の特色に応じて、科目試験、作文、面接試験などの多様な方法を採用し、専門分野で必要とされる資質・学力を評価し判定している。

大学院課程と専門職学位課程においては、各研究科等で一般選抜と特別選抜（私費留学生、社会人等）の選抜実施方法を定め、アドミッション・ポリシーに沿って選抜を行っている。

以上により、アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受け入れ方法が採用されており、かつ実質的に機能していると判断する。

観点4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

「自ら考えて行動する意欲を持った女性を求めると」という本学のアドミッション・ポリシー（資料4-1-①-A参照）に基づき、留学生、帰国子女、社会人、編入学生を対象とする選抜制度を設けている。学士課程においては、すべての学部・学科で私費留学生特別入試と帰国子女特別入試、社会人特別入試、さらに3学部8学科で、3年次編入学試験を実施している。

これらの選抜では、実施学部・学科ごとに選抜方法を定め、書類審査・学力検査（教科）・小論文（作文）・実技試験・面接試験を適宜組み合わせ、総合的に評価し、判定している。

大学院課程において、「大学院入試要項」に示す通り、博士前期課程では、すべての研究科において、社会人特別入試と私費留学生特別入試、博士後期課程では、全ての研究科で、社会人入試を実施している。

専門職学位課程（教職大学院課程）では、「大学院入試要項（教職大学院）」に示す通り、専門職業人への多様なニーズに応えるために、専門的社会経験や他分野での顕著な業績を重視する社会人特別入試を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて、学士課程においては、留学生、社会人、編入学生の受入に関して、それぞれの学部・学科で、さらには大学院課程においてはそれぞれの研究科・専攻の課程（前・後）で選抜方法を定め、適切に実施していると判断する。

観点4-2-③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入試実施の基本理念は、すべての受験生が公平な条件で受験できる環境の確保である。

入学選抜の実施体制については、入試・学生募集対策検討委員会の規程に基づき、委員長（副学長）を本部長とする入試実施本部が設置され、試験実施全般を統轄している。入試当日は、入試問題の出題関係については、各科目の出題者は、問題内容と模範解答のチェックを担当し、入試問題の採点関係については、各科目の採点者（出題者含む）が答案の採点を担当している。また、AO入試の面談を実施するさいに、事前に面談についての研修会を実施している。

具体的には、以下の実施体制により、公正な入学選抜の実施を図っている。

- (1) 入試実施本部は本部長のもと、学部長・学科長（大学院にあつては、研究科長・専攻主任）が本部を統括する。
- (2) 試験監督者は教育職員、事務職員が分担し、①問題冊子・解答用紙の配布、②受験生に対する必要事項の指示、欠席状況の調査などを行う。
- (3) 面接試験者は当該学部長・学科長（大学院にあつては、研究科長・専攻主任）以下、教員が分担し、①面接、②評価などを行う。
- (4) 入試問題作問者については、委員長（副学長）の委嘱により複数の委員が担当し、①作問、②質問対応、③採点を行う。

- (5) 入学センター 入試グループは、①試験場の設定、②関係機関との協議、連絡及び対応、③監督者等の配置、④問題冊子などの保管・管理・輸送、⑤答案などの整理・発送、⑥その他試験の具体的な実施準備・処理、⑦入試問題・解答用紙の印刷、⑧願書受付から入学手続処理を請け負う業務委託業者の指導・監督などの業務を行う。
- (6) 施設管理課は構内警備（不審者の進入の防止など）及び構内諸設備の維持保全を行う。
- (7) 保健センターは受験生の健康に関する緊急措置を行う。

なお、通信教育課程の学士課程においては、学部長、学科長における書類審査に基づいて、通信教育部長（教員）が判定をしている。また、大学院課程は通学制と同様の体制及び手続きで運営している。

資料 4-2-③-A 聖徳大学入試・学生募集対策検討委員会規程

（設置）

第1条 聖徳大学の入学者の選抜および学生募集対策に関する事項を処理するため、聖徳大学入試・学生募集対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学部長
- (3) 聖徳大学に所属する教授、准教授、講師又は助教のうちから指名された者
- (4) 事務局長、事務局次長、学生部長、学生部次長、入学センター長、入学センター次長、入学センター課長、教務課長
- (5) その他学長が指名した者

2 前項第3号に規定する委員の任期は1年とし、同項第5号に規定する委員の任期は、委員として指名された日から同項第3号に規定する委員の任期の終期までとする。但し、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ学部長・学科長会の議を経て学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

（審議事項）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 推薦入試および学力試験等による入学者選抜についての実施計画に関すること
- (2) 推薦入試並びに学力試験等の問題の作成、管理に関すること
- (3) 試験場の設定、監督その他学力試験等の実施に関すること
- (4) 推薦入試並びに学力試験等の採点及び合格者判定資料の作成に関すること
- (5) 入学者選抜方法改善のための調査研究に関すること
- (6) 学生の募集に関すること
- (7) 大学説明会の企画立案および実施
- (8) 高等学校等の訪問および入学案内の作成等
- (9) 各種広報誌の作成等
- (10) 学生募集対策のための調査研究に関すること
- (11) その他、委員会が必要と認めた事項に関すること

（議事）

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員の選出）

第6条 第2条第1項第3号に規定する委員は、それぞれ各科長が推薦し、学長が指名する。

（部会）

第7条 第4条各号に定める事項を実施するため、委員会に次の部会を置く。

- (1) 入試部会
- (2) 学生募集部会

2 入試部会は第4条(1)～(5)および(11)について、学生募集部会は第4条(6)～(11)について審議する。

（専門委員会）

第8条 委員会が必要に応じて専門委員会を置くことができる。

（細則）

第9条 委員長は、委員会の議を経て、この規程を実施するために必要な細則を定めることができる。

（事務）

第10条 委員会に関する事務は、教務課及び入学センターが連絡調整のうえ担当する。

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜は、入試・学生募集対策検討委員会により一元的に統轄されており、その実施は公正かつ厳正に行われている。以上により、実際の入学者選抜は適切な実施体制により公正に実施されていると判断する。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点に係る状況】

学士課程については、入学センターの調査・分析ワーキンググループにおいて、受験生の動向や入学者選抜試験の結果について毎年調査・分析を行い、その報告書を入試・学生募集対策検討委員会等に提出し、全学的な検証に役立っている（訪問調査時提示資料 4-2-④-a）。学部やAO入試の募集単位から提案された改善案は、入試・学生募集対策検討委員会、AO入試運営委員会の検討を経て、学部長・学科長会議で決定している。

AO入試（学士課程）については、受験生の動向や入学者選抜試験の結果を分析しているほか、AO入試研究センターによる追跡調査が実施されている（訪問調査時提示資料 4-2-④-b）。各学部・学科やAO入試は募集単位毎には、これらの調査結果を活用し、アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかどうかの検証を継続的に行い、入試内容や募集単位の変更、AO入試の改善などに役立っている（訪問調査時提示資料 4-2-④-c）。AO入試及び推薦入試による入学予定者に対しては、10月より3月までのあいだをとって、学習課題を与え、提出物に講評を付し（再提出を含む）、返却するなどの組織的な指導を行っている（訪問調査時提示資料 4-2-④-d）。

大学院課程・専門職学位課程については、各研究科等において、判定会議などで入学者選抜試験の結果に基づき、試験問題の難易度、判定基準などの検証を行い、試験問題や口述試験の質の向上、選抜要項の改訂などに役立っている。

訪問調査時提示資料 4-2-④-a	入学センターにおける調査分析項目
	1. 志願者アンケート
	2. 入学者、入学辞退者に関するアンケート調査
訪問調査時提示資料 4-2-④-b	AO入試研究センターにおける調査分析項目
	1. 入学予定者、保護者及び面接担当教員へのアンケート調査結果
訪問調査時提示資料 4-2-④-c	学士課程の入学者選抜方法の改善状況
訪問調査時提示資料 4-2-④-d	入学予定者への学習課題について

【分析結果とその根拠理由】

学士課程では、アドミッション・ポリシーを踏まえて入学者選抜試験結果の分析や入学者の追跡調査等を行い、入学者選抜方法改善の基礎データとして活用している。AO入試及び推薦入試の入学予定者に対しては、入学前学習を義務づけている。また、大学院課程においても、各研究科等において個別に調査・分析を行い、それに基づいて改善が行われている。

以上により、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入りが実際に行われているかどうかを検証す

るための取り組みが行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

学士課程の過去5年間の入学者の状況は、以下に示す通りである（資料4-3-①-A）。入学定員に対する実入学者数の比率（入学定員充足率）は、学部改組（児童学部・音楽学部の独立）初年度の平成20年度、翌平成21年度は0.51～0.65であったが、その後改組の効果が出始めた平成22年度募集より、学部改組（人間栄養学部の独立）と入学定員の見直しを行った。その結果、平成22年度0.78～1.24、平成23年度0.95～1.23と改善された。なお、学部改組及び入学定員の見直しを行わなかった場合を仮定しても、志願者数及び合格者数の増加により、入学定員の充足率は全学部の合計で、平成22年度が0.74、平成23年度が0.84となる。ちなみに、志願者と合格者の比率にはほとんど変化はなく、入学試験の厳正さは恒常的に担保されている。通信教育課程においては、過去5年間（平成19年度～平成23年度、平成23年度のみ秋期を含まない）の平均入学定員充足率が児童学科では0.06、人文学部では0.37となっている。

編入学の過去5年間についても、以下に示すと通り（資料4-3-①-B）、入学定員充足率は、平成20年度、平成21年度0.28～0.44で入学定員を下回っていたが、平成22年度募集より、学部改組と入学定員見直しで、0.35～1.40と改善された。なお、通信教育課程では過去5年間（平成19年度～平成23年度、平成23年度のみ秋期を含まない）の平均入学定員充足率が児童学科では3.19、人文学部では1.98となっているが、これは年度を追って漸減の傾向にある。

大学院課程の過去5年間の入学者の状況は、以下に示す通りである（資料4-3-①-C）。博士前期課程全体の入学定員充足率は0.33～0.58、博士後期課程全体は0.08～0.25、専門職学位課程は0.30～0.43である。なお、通信教育課程の平均入学定員充足率については、大学院児童学研究科の博士前期課程は0.27、博士後期課程は0.08となっている。

学士課程、編入学、大学院課程における入学定員充足の適正化を図る方策としては、充足率を上回る学部・研究科では、入学試験の厳格化、充足率を下回る学部・研究科では、以下に示す取り組みを進めている（資料4-3-①-D）。なお、通信教育課程（児童学研究科 博士前期課程）では、平成24年度より募集定員の削減（50%）を決定している。

資料 4-3-①-A 学士課程の学部別入学定員充足率

学 部	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
児童学部	—	—	—	620	355	0.57	620	407	0.65	510	518	1.01	510	628	1.23
人文学部	1,355	948	0.69	635	326	0.51	635	396	0.62	235	184	0.78	235	225	0.95
人間栄養学部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	249	1.24	200	224	1.12
音楽学部	—	—	—	100	63	0.63	100	63	0.63	75	63	0.84	75	72	0.96
合 計	1,355	948	0.69	1,355	744	0.54	1,355	866	0.63	1,020	1,014	0.99	1,020	1,149	1.12

出典：基本調査より集計（廃止された学科を含む）

(通信教育課程)

学 部	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
児童学部	—	—	—	400	29	0.07	400	30	0.07	400	32	0.08	400	16	0.04
人文学部	900	297	0.33	500	237	0.47	500	231	0.46	500	205	0.41	500	90	0.18
合 計	900	297	0.33	900	266	0.30	900	261	0.29	900	237	0.26	900	106	0.12

出典：通信教育部学務課より集計（廃止された学科を含む）

平成23年度の入学者には秋期入学生は含まれていない

資料 4-3-①-B 編入学の学部別入学定員充足率

学 部	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
児童学部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25	35	1.40	25	17	0.68
人文学部	245	73	0.29	180	51	0.28	180	80	0.44	53	26	0.49	53	19	0.35
人間栄養学部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
音楽学部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	4	0.80	5	2	0.40
合 計	245	73	0.29	180	51	0.28	180	80	0.44	83	65	0.78	83	38	0.45

出典：基本調査より集計（廃止された学科を含む）

(通信教育課程)

学 部	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
児童学部	—	—	—	50	181	3.62	50	169	3.38	50	209	4.18	50	80	1.60
人文学部	290	782	2.70	240	594	2.47	240	511	2.12	240	419	1.74	240	210	0.87
合 計	290	782	2.70	290	775	2.67	290	680	2.34	290	628	2.17	290	290	1.00

出典：通信教育部学務課より集計（廃止された学科を含む）

平成23年度の入学者には秋期入学生は含まれていない

資料 4-3-①-C 大学院課程、専門職学位課程全体の入学定員充足率

学 部	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率
博士前期課程	102	60	0.58	112	62	0.55	112	44	0.39	112	44	0.39	112	38	0.33
博士後期課程	24	10	0.41	24	6	0.25	24	6	0.25	24	2	0.08	24	2	0.08
専門職学位課程	—	—	—	—	—	—	30	13	0.43	30	12	0.40	30	9	0.30
合 計	126	70	0.55	136	68	0.50	166	63	0.37	166	58	0.34	166	49	0.29

出典：基本調査より集計

(通信教育課程・児童学研究科)

学 部	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率	入学定員	入学者数	充足率

博士前期課程	100	50	0.50	100	25	0.25	100	24	0.24	100	24	0.24	100	12	0.12
博士後期課程	5	0	0.00	5	0	0.00	5	1	0.20	5	0	0.00	5	1	0.20
合計	105	50	0.48	105	25	0.24	105	25	0.24	105	24	0.23	105	13	0.12

出典：通信教育部学務課より集計（廃止された学科を含む）

資料 4-3-①-D 入学定員を下回る学部等における適正化の具体的方策

学生募集面での対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広報活動の内容の充実・強化（学生募集担当者の研修、パンフレット配布・説明のための体制強化など） 2. 入試制度の改革（推薦入試の条件の見直し、奨学入試の拡充など） 3. 学部・学科改組（人間栄養学部の創設、人文学部社会福祉学科養護教諭コースの設置など）
修学指導面での対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. カリキュラムの改革 2. 就職支援のためのガイダンス、情報提供の充実

出典：入学センターより提供

【分析結果とその根拠理由】

学士課程、編入学、大学院課程における入学定員の充足については、学部、研究科で過不足等の差異があることから、入学定員の見直しを行い、充足率を上回る学部・研究科では入学試験の厳格化、充足率を下回る学部・研究科では募集や修学面の対応を行った結果、大学全体としては改善の傾向を示していると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 合格後に課題学習を義務づけ、提出されたレポートを添削するなど、充実したAO入試方式を採用している。

【改善を要する点】

1. 多様な入学試験方式を採用し、学生確保に努めているものの、通信教育課程を含め、一部の学部・学科及び研究科・専攻の入学定員充足率が低く、また超過している。

(3) 基準4の自己評価の概要

本学の求める学生像及びアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）に基づいて、すべての学部・学科、研究科では、それぞれの分野の特色や教育目標に応じた独自のアドミッション・ポリシーを明確に定めており、入試要項やホームページ上で広く社会に公表し、様々な機会に周知を図っている。

本学では、多様な入学者選抜を行っているが、ことに学士課程の推薦入試においては、各募集単位（学部・学科等）の特色に応じて、科目試験、作文、面接試験などの多様な方法を採用し、専門分野で必要とされる資質・学力を評価し判定している。留学生、社会人、編入学生の受入に関しても、それぞれの学部・学科で、選抜方法を定め適切に実施している。また、大学院課程と専門職学位課程においては、各研究科等で一般選抜と特別選抜（私費留学生、社会人等）の選抜実施方法を定め、アドミッション・ポリシーに沿って選抜を行っている。本学における入学者選抜は入試・学生募集対策検討委員会により一元的に統轄されており、そ

の実施は公正かつ厳正に行われている。

さらに、本学では、アドミッション・ポリシーを踏まえて入学者選抜試験結果の分析や入学者の追跡調査等を行い、入学者選抜方法改善の基礎データとして活用している。その結果として、AO入試及び推薦入試の予定者には、入学前学習を義務づけている。大学院課程においても、各研究科等において個別に調査・分析を行い、それに基づいて改善が行われている。

なお、学士課程、編入学、大学院課程における入学定員の充足については、学部、研究科で過不足等の差異があることから、入学定員の見直しを行い、通信教育課程を含め、充足率を上回る学部・研究科では入学試験の厳格化、充足率を下回る学部・研究科では募集や修学面の対応を行った結果、大学全体としては著しい改善の傾向を示している。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<学士課程>

観点 5-1-①: 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到係る状況】

本学の学士課程では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、以下の通り定めている。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）：聖徳大学は、聖徳太子の「和」の精神を建学の理念とし、円満な人格を備え、広い見識と専門性、創造性を有する「実践力のある女性」の育成という教育目標を掲げ、これを具現化することを意図したカリキュラム（教育課程）編成をしている。このカリキュラムにおいては、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修め、実現力・実践力・人間力を備えた学生に卒業を認定し、学位を授与する。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）：教育目標を実現するために、すべての学生に提供する「全学共通科目」と各学部学科の「専門教育科目」の二つを大きな柱としている。全学共通科目では、シリーズ・コンサートや研修合宿旅行などを織り込んだ聖徳教育などの特色ある共通教養教育を行うことで、多彩な領域と礼節を学び、専門性にとらわれない幅広い視野と豊かな人格形成の基本を育成するカリキュラム、専門教育科目では、それぞれの学部学科の教育目標に合わせ、理論と実践を体系的に学ぶ段階的カリキュラムを編成する。

また、キャリア教育に関しては、その目的を、以下の通り定めている。

キャリア教育の目的：豊かな人間性教育と社会人として必要な基礎能力の向上教育を体系的に構築し、これらの教育を通じ就業力・仕事力を備えた女性の育成を目指す。

資料 5-1-①-A 聖徳大学学則（抜粋）

(単位の計算方法)		
第 25 条 授業科目の履修は単位制とし、単位の計算方法は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準によるものとする。		
講義及び演習は 15 時間～30 時間をもって、実験、実習、実技は 30 時間～45 時間をもって 1 単位とする。		
2 前項の規定にかかわらず卒業論文等の授業科目については、これらの必要な学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。		
(履修方法)		
第 26 条 卒業要件として修得すべき単位数は、次のとおりとし、各学部、学科の別に定める履修規程に従わなければならない。		
児童学部児童学科	一 全学共通科目	30 単位以上
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて、 ただし、D群履修者は
		9 4 単位以上 9 7 単位以上
	総合計	1 2 4 単位以上
		ただし、D群履修者は
		1 2 7 単位以上
人文学部社会福祉学科	一 全学共通科目	30 単位以上
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて、
		9 8 単位以上
	総合計	1 2 8 単位以上
人文学部心理学科	一 全学共通科目	30 単位以上

人文学部生涯教育文化学科	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	9 6 単位以上
	総合計	1 2 6 単位以上
人文学部女性キャリア学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて	9 6 単位以上
人文学部英米文化学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	9 5 単位以上
人文学部日本文化学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	1 2 5 単位以上
人間栄養学部人間栄養学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	9 9 単位以上
音楽学部演奏学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	1 2 9 単位以上
音楽学部音楽総合学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	9 9 単位以上
音楽学部音楽総合学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	1 2 9 単位以上
音楽学部音楽総合学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	1 0 5 単位以上
音楽学部音楽総合学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	1 3 5 単位以上
音楽学部音楽総合学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	9 6 単位以上
音楽学部音楽総合学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	1 2 6 単位以上
音楽学部音楽総合学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	9 6 単位以上
音楽学部音楽総合学科	一 全学共通科目 30 単位以上	
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	1 2 6 単位以上

出典：学生便覧 P125～P126

資料 5-1-①-B 聖徳大学通信教育部学則 (抜粋)

第3節 教育課程及び履修方法等 (授業科目区分及び単位数)		
第24条 授業科目を分けて、教養科目、及び専門教育科目とし、開設科目及び単位数等は、それぞれ別表1のとおりとする。		
2 前項に定めるもののほかに、免許、資格等を取得するための専門教育科目を開設し、別表2のとおりとする。		
3 前2項のほか、帰国子女(外国において相当の期間、中等教育を受けた者)等の教育について必要がある場合は、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。		
(単位の計算方法)		
第25条 授業科目の履修は単位制とし、単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。		
2 前項の規定にかかわらず卒業論文等の授業科目については、これらの必要な学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。		
3 印刷教材による授業及び面接授業については別に定める。		
(履修方法)		
第26条 卒業要件として修得すべき単位数は、次のとおりとし、各学部、学科の別に定める履修規定に従わなければならない。		
児童学部児童学科	一 全学共通科目	2 0 単位以上
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	1 0 4 単位以上
	総合計	1 2 4 単位以上
人文学部社会福祉学科	一 全学共通科目	2 0 単位以上
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	1 0 4 単位以上
	総合計	1 2 4 単位以上
人文学部心理学科	一 全学共通科目	2 6 単位
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	9 8 単位以上
	総合計	1 2 4 単位以上
人文学部英米文化学科	一 全学共通科目	1 8 単位以上
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	1 0 6 単位以上
	総合計	1 2 4 単位以上
人文学部日本文化学科	一 全学共通科目	1 8 単位以上
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	1 0 6 単位以上
	総合計	1 2 4 単位以上

出典：履修と学習の手引 P225

資料 5-1-①-C 共通教育 教育課程

共通教育科目					
区分	科目名	授業方法	単位数	必・選	備考
聖徳教育	聖徳教育Ⅰ	演習	1	必修	
	聖徳教育Ⅱ～1	演習	1	必修	
	聖徳教育Ⅱ～2	演習	1	必修	
	聖徳教育Ⅲ～1（基礎ゼミⅠ）	演習	1	必修	
	聖徳教育Ⅲ～2（基礎ゼミⅡ）	演習	1	必修	
キャリア育成科目	キャリアデザインⅠ<新設>※	演習	1	必修	児童学部・人文学部
	キャリアデザインⅡ<新設>※	演習	1	必修	児童学部・人文学部
	キャリア開発（入門）Ⅰ	演習	1	必修	人文学部・女性キャリア学科
	キャリア開発（入門）Ⅱ	演習	1	必修	人文学部・女性キャリア学科
	キャリアプランニング	演習	1	必修	人間栄養学部
	音楽と女性 ※	講義	2	必修	音楽学部
	音楽生涯学習論 ※	講義	2	必修	音楽学部
	礼法基礎講座	講義	2	必修	
	現代社の諸問題	講義	2	選択	
インターンシップ	演習	1	選択		
情報教育	情報活用演習（基礎）	演習	1	必修	
	情報活用演習（教職）	演習	1	必修	
外国語科目	英語Ⅰ	演習	1	必修	
	英語Ⅱ	演習	1	必修	
	英語Ⅲ	演習	1	必修	
	英語Ⅳ	演習	1	必修	
	英語Ⅴ	演習	1	選択	
	英語Ⅵ	演習	1	選択	
	英語Ⅶ	演習	1	選択	
	英語Ⅷ	演習	1	選択	
	フランス語Ⅰ	演習	1	選択	
	フランス語Ⅱ	演習	1	選択	
	フランス語Ⅲ	演習	1	選択	
	フランス語Ⅳ	演習	1	選択	
	フランス語Ⅴ	演習	1	選択	
	フランス語Ⅵ	演習	1	選択	
	フランス語Ⅶ	演習	1	選択	
	フランス語Ⅷ	演習	1	選択	
	ドイツ語Ⅰ	演習	1	選択	
	ドイツ語Ⅱ	演習	1	選択	
	ドイツ語Ⅲ	演習	1	選択	
	ドイツ語Ⅳ	演習	1	選択	
	ドイツ語Ⅴ	演習	1	選択	
	ドイツ語Ⅵ	演習	1	選択	
ドイツ語Ⅶ	演習	1	選択		
ドイツ語Ⅷ	演習	1	選択		

備考：1) 「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」は、児童学部及び人文学部各学科（女性キャリア学科を除く）のキャリア育成科目として新設する。（開設年度 平成23年4月）

2) 平成23年度については、人文学部（女性キャリア学科を除く）の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」及び音楽学部の「音楽と女性」「音楽生涯学習論」（※印の科目）は「千葉県実践的キャリアガイダンス事業」に参加し、実施することとする。

聖徳教育の内容

●聖徳教育Ⅰ	●聖徳教育Ⅲ～1
1 アセンブリアワー（健康教育講義を含む）	基礎ゼミ
2 シリーズコンサート（古典芸能鑑賞を含む）	
3 映画鑑賞会	●聖徳教育Ⅲ～2
4 文化講演会	1 基礎ゼミⅡ
	2 漢字検定
●聖徳教育Ⅱ～1	
特別ゼミ	
●聖徳教育Ⅱ～2	
1 新入生歓迎フレンドシップ・ツアー（FT）	

3	海外研修	
4	学科指定の行事（テーブルマナー）	

出典：教育課程より整理、掲出

【分析結果とその根拠理由】

本学では、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を明確に定め、キャリア教育の要請への対応も含め、シリーズ・コンサートや研修合宿旅行などを織り込んだ聖徳教育などの特色ある共通教養教育を基礎に体系的なカリキュラム編成を行い、それに基づいて適切に学位を授与していると判断する。

観点 5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本学の各学部学科では、教育課程の編成や授業内容を構築するさいに、学生のニーズや関連産業界、さらには社会からの要請を配慮している。各学部・各学科における状況は、以下の通りである（資料 5-1-②-A）。

資料 5-1-②-A 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮している事例

<p>児童学部 児童学科</p> <p>① 学生の多様なニーズに応じた教育課程 *学生の得意分野を伸ばし職業的専門性を高めるために、免許・資格課程の4年次に専修制（学校教育学専修を含む10専修）を設け、各自1専修（5～7科目）を選択するようにしている。</p> <p>② 研究成果の反映例としての教育課程 *＜例＞「小児栄養Ⅰ～Ⅰ」：子どもの栄養の重要性について、新生児期、乳児期から幼児期、学童とライフステージごとに授業学習を進めている。※※ ※※, ※※ ※※, ※※ ※※ら『幼児の生活習慣と健康について 第1報』聖徳大学児童学研究所紀要 第10号 31頁-36頁。</p> <p>③ 学術の発展動向に配慮している事例 *教員が児童学に関する各々の関係分野の研究の最新情報を取り入れた授業を行っている。例えば教育社会学分野におけるペアレントクラシー概念の導入（児童学の社会学的基礎Ⅱ）、心理学分野における障害児を含めて個人差に注目した発達のとらえ方を伝えること、などが挙げられる。</p> <p>④ 社会的要請に配慮した教育課程事例 *現場力・実践力のある教員が求められていることから、音楽実技（ピアノⅠ・Ⅱ各2年間通年：4単位）、音楽理論Ⅰ・Ⅱ（2単位）その他、演習科目を重視した編成をしている。</p> <p>⑤ 児童学研究所や客員教授等との連携による教育課程編成 *児童学研究所主催の「子どもの発達シンポジウム」及び、客員教授による講義と学科共通科目との連携を図った編成をしている。</p>
<p>人文学部 心理学科</p> <p>・犯罪心理学 学生アンケートによると犯罪・非行に対する興味関心が高い（学生のニーズの対応）。近年、発展目覚しい捜査心理学（プロファイリング）の知見を講義に積極的に取り入れている。</p> <p>・学習心理学 学習心理学を応用した行動療法最新の研究動向の紹介 世界行動療法認知療法会議などでの学会発表やワークショップでの知見を「学習心理学」の授業で紹介している。</p>
<p>人文学部 生涯教育文化学科</p> <p>1. 生涯学習社会の専門家、2. 社会に貢献できる地域づくりのプロデューサーの育成を目的に教育課程を編成している。 授業科目の内容は、次の3点から組み立てている。</p> <p>(1) 生涯学習、社会教育及び文化関係の知識と技術を高めること。 (2) 社会に役立つ企画力、実行力、コミュニケーション力を養成すること。 (3) 生涯学習施設実習をはじめ、まちづくり、ボランティア、そして文化活動など体験学習を行なうこと。</p>

<p>人文学部 女性キャリア学科 社会が要請する「キャリア教育」の実践 1. 「キャリア開発（入門）Ⅰ、Ⅱ」の開講。 就活や労働市場の現状など社会の現実を理解し、そこに課題を発見して、自分なりの回答を出すレポート作成を行う。 2. 「女性起業論」の開講 女性起業家を招き、起業の経緯、起業後の経営等の苦労話を聞く。学生は内容と感想をまとめたレポートを提出する。</p>
<p>人文学部 英米文化学科 1. 学術の発展動向 学科の「運営委員会」において、学生の要望のみならず、学術の発展動向を踏まえながら、教育課程の編成や科目担当者の選任を行っている。 2. 社会からの要請 学科が年4回開催する「英語教員セミナー」において首都圏内の中高の英語教員や学生に公開講演を行い、アンケート調査により社会の要請を確認し、教育研究面に反映させている。</p>
<p>人文学部 日本文化学科 1. 社会からの要望に応えることができる基礎教育の充実 日本語の運用能力、社会常識など、社会が要求する基礎的な能力・知識を強化するための授業改革を実行している。 2. 就職力を強化するための課外教育の実施 就職難を乗り越えて社会で自立できる女性を育成するため、キャリア教育を導入し、課外の授業を実施して一般教養の補習を行っている。</p>
<p>人間栄養学部 人間栄養学科 1. 初年次教育 入学時に学力アセスメントを行い、高等学校における理科の学習状況等を配慮したクラス編成で授業を実施した。 2. キャリアプランニング 社会で活躍中の管理栄養士を招き、活動の事例を紹介してもらい、専門的職業人としての意識の形成に役立てた。</p>
<p>音楽学部 演奏学科 シリーズコンサートと音楽学部学生教育への還元 音楽学部教育課程のなかの必修科目「第九合唱」を学び、毎年、ベートーヴェン作曲「第9交響曲演奏会」に合唱要員として出演している。また、演奏学科においては、声楽専門科目である「舞台表現法」IおよびIIを学び、「聖徳オペラ公演」に出演し、実際の舞台上で研究成果を発表した。22年度はシュトラウスII世作曲「こうもり」に出演した。</p>
<p>音楽学部 音楽総合学科 科目「音楽療法実習」において、「こども発達センター」「老人保健施設」「病院」などの現場で、コースの全教員の指導のもとに通年実践し、キャリア育の基礎を養成している。</p>

出典：学部・学科からの申告

また、この観点に関わる全学的な状況は、以下の通りである。

各種の英語検定に対しては、本学入学前または、入学後において英検、TOEIC、TOEFLペーパー、TOEFLコンピュータ、ブリッジの技能検定試験を受験し、本学が定める級、得点に該当することを証明する公的な認定証等を提出することで単位を認定する制度があり、TOEIC-BRIDGEのスコアの30%を英語Ⅱ及びⅣ（1、2年次後期）の成績に反映させている。また、千葉県私立大学及び放送大学間の単位互換協定を締結し、実施している。これにより、特別聴講学生として他の大学・短期大学の授業科目を履修し、単位が認定された場合は、60単位までが本学の卒業に必要な単位として認定される。さらに海外12大学と交流協定を締結し、留学中の学修に対して単位が認定される仕組みとなっている。平成21年度に文部科学省の大学教育・学生支援推進事業【テーマB】学生支援推進プログラムに『社会の中の「わたし」発見プロジェクト～時事問題を通して～』が採択され、社会人・市民としての社会的責任の自覚を高め、就職などのミスマッチを防ぎ、人間関係における耐性を形成する大学教育の創造を目指している。

なお、本学では学生のインターンシップの単位化を促進している（資料5-1-②-A、資料5-1-②-B）。

学生便覧：P70～P71（単位互換制度・単位認定制度）、P71～P73（国際交流）

資料 5-1-②-1 「インターンシップ」運営規程

全学共通科目・教養科目D群「インターンシップ」運営規定

目的：在学中に企業等でインターンシップ（企業内体験）を実施することにより、仕事の仕組みや流れ、人間関係、社会貢献等社会人として活躍するのに必要な能力である「社会人基礎力」を高め、各自職業の適性や将来の方向性を見極めると共にキャリア教育の向上を図ることを目的とする。

1. 対象学科：学部^①の全学科3年生（但し、女性キャリア学科を除く）
短期大学部1、2年生
2. 単 位：1単位
単位認定は、レポート用紙3枚以上提出の上認定される。
3. 評 価：学生より提出されたレポートを基に、各学科のインターンシップ担当者が評価し、各学科長が認める。
4. 学生手続：(1)履修届提出（教務課）
(2)オリエンテーション、ビジネスマナー受講（インターンシップ室）
(3)受入先に申込む
(4)インターンシップ終了後レポート提出（→各学科のインターンシップ担当者）
5. 実習時期：夏季休暇中又は春季休暇中 2週間以上（最低実働9日間、72時間以上）。
6. 規 律：受入先の就業規則に準じる。
7. 報 酬：無報酬（交通費、食費個人負担）
8. 保 険：学生教育研究災害保険、学生教育研究賠償責任保険に加入
9. 承 諾 書：受入先より「受入承諾書」受領
10. 守秘義務：学生が受入先に誓約書提出
11. 学生資料：インターンシップの手引き、出勤簿、レポート用紙
12. インターンシップ中の監督者：受入先一指導員、本学一インターンシップ室
13. 施 行 日：平成18年4月1日

○参考＜インターンシップの流れ＞

- (1)学生が受入先を検索
NP0法人に加盟している企業、本学インターンシップ室の企業リストを利用する。
- (2)受入先と学生のマッチング作業→申込む(必要に応じて受入先へ大学より依頼状発送)
同一受入先に希望者が多数申込んだ時は抽選により選出する。
- (3)受入承諾（受入先より受入承諾書受領、必要により契約書を交わす）
- (4)履修届を教務課に提出
- (5)オリエンテーション、ビジネスマナー実践講習受講（インターンシップ室が担当）
- (6)インターンシップ開始（必要に応じて学生は受入先に誓約書提出）
- (7)終了後、レポートと出勤簿をインターンシップ室に提出（取り纏めて各学科長に提出）
- (8)学科毎に報告会、反省会を開催
- (9)単位認定

資料 5-1-②-B インターンシップの実施状況

提携・受入企業 (平成22年度実績)

科目名：インターンシップ (全学共通科目・教養科目)

提携・受入企業	学科名	派遣人数	単位数
千葉興業銀行	児童学科	1	—
千葉興業銀行	心理学科	3	—
千葉興業銀行	英米文化学科	2	—
島村楽器	演奏学科	1	1
東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団	演奏学科	1	1
東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団	演奏学科	1	—
東都交響楽団	演奏学科	1	—
聖徳大学川並記念図書館	心理学科	2	—
聖徳大学川並記念図書館	日本文化学科	2	—
聖徳大学川並記念図書館	日本文化学科	1	1

科目名：インターンシップV (現代ビジネス学科専門科目)

提携・受入企業	学科名	派遣人数	単位数
メトロ製菓 (株)	現代ビジネス学科	2	2
柏商工会議所	現代ビジネス学科	1	2
(株) エスペラントシステム	現代ビジネス学科	1	2
松戸商工会議所	現代ビジネス学科	1	2
(株) 北海道日本ハムファイターズ	現代ビジネス学科	1	2
東京ディフェンス (株)	現代ビジネス学科	1	2
(株) JCNコアラ葛飾	現代ビジネス学科	1	2
(株) 山一ハウス	現代ビジネス学科	1	2
(株) ユナイテッドイースト	現代ビジネス学科	1	2
(株) イマジンプラス	現代ビジネス学科	1	2
(株) キッズシティージャパン	現代ビジネス学科	1	2

出典：インターンシップ室資料

【分析結果とその根拠理由】

教育課程の編成において、学生のニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請に十分配慮しているほか、文部科学省の大学教育・学生支援推進プログラムにも採択されるなど、その教育目的の達成に必要とされる教育科目、ことに共通科目としての聖徳教育において女性教養の教育に重点を置いた教育課程の適切な編成を行なっていると判断する。

観点5-1-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、各年次において履修登録できる単位数を原則として40単位を上限としている。また、成績評価にGPA (Grade Point Average) を導入し、一定水準以上の評価を受けている学生に対しては、教員免許及び各種資格の取得に関して、履修上の便宜を与えている。なお、本学では年間35週の学修期間、前、後各学期の授業期間15週を確保している。

通信教育の単位計算の方法は、単位制が行われており、45時間の学習量をもって1単位の標準とするが、原則としてA5判の教科書100ページを45時間の学習として1単位の標準としている。

資料 5-1-③-A 履修規程 (抜粋)

<p>(履修登録)</p> <p>第5条の2 各年次において履修登録できる単位数は、1年間で40単位を上限とする。ただし、教員免許状及び諸資格を取得する場合は、1年間で40単位を超えて履修登録することができる。</p> <p>2. 学生が取得できる教員免許状及び諸資格は、必修を除き2種類以内とする。ただし、1年次の成績が一定の水準 (GPA2.5) 以上に達した場合は、3種類以上の教員免許状及び諸資格を取得することができる。</p> <p>3. 第3項の教員免許状及び諸資格の適用については、別に定める。</p>
--

出典：学生便覧 P133

学生便覧：P70 (GPAについて)

【分析結果とその根拠理由】

履修登録単位の上限を設定し、成績評価にGPA制度を導入し、また大学設置基準の定める年間学修期間及び前後期の授業週数を確保しており、単位の実質化への配慮が十分なされていると判断する。

観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点到係る状況】

全学共通科目では、通常の講義形態の科目に加えて、「英語」、「情報活用」(以上、演習)、「体育」(講義及び実技)の授業を展開している。各学科の専門教育では、学部・学科によって差異はみられるが、その徳性に応じて、講義科目のほか、演習、実験、実習科目が開設されている。ことに、基礎ゼミ、3年次ゼミさらに卒業ゼミでは、少人数教育が系統的に行われている。また、また、教職科目など諸資格取得のための授業科目は、講義科目を中心としながらも、多様な開講形式をとっている。

通信教育では、全学共通科目で、通常の講義形式の科目に加えて、スクーリング科目として、「英語」や「情報活用」そして併用科目として「体育講義・体育実技(体育)」の授業を展開している。各学科の専門教育科目では、免許・資格取得のための講義科目・面接科目(スクーリング科目)も数多く開設されている。

資料 5-2-①-A 講義、演習、実験、実習等の授業割合

学部・学科・専攻		講義		演習		実験		実習		その他		合計	
		科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合
全学共通科目		46.5	53.4	39.0	44.8	0	0	0	0	1.5	1.7	87.0	100
児童学部	児童学部	150	61.5	78.0	32.0	1.0	0.4	13	5.3	2	0.8	244	100
人文学部	社会福祉学科	93	58.1	50	31.3	0	0	17	10.6	0	0	160	100
	心理学科	56	91.8	0	0	0	0	5	8.2	0	0	61	100
	生涯教育文化学科	35	64.8	15	27.8	0	0	4	7.4	0	0	54	100
	女性キャリア学科	37	45.1	42	51.2	0	0	3	3.7	0	0	82	100

	英米文化学科	20	30.3	46	69.7	0	0	0	0	0	0	66	100
	日本文化学科	98	66.7	49	33.3	0	0	0	0	0	0	147	100
人間栄養学部	人間栄養学科	54	60.7	6	6.7	9	10.1	20	22.4	0	0	89	100
音楽学部	演奏学科 音楽総合学科	71	33.5	139	65.6	0	0	2	2.0	0	0	212	100
合 計		660.5	55.0	464	38.6	10	0.8	64	5.3	3.5	0.3	1,202	100

出典：「シラバス」などより算出・集計（科目数が0.5の場合は2形態の併用を示す）

【分析結果とその根拠理由】

ゼミ形式の少人数教育を実施するなど、その特性に応じた多様な授業形態を採用し、そのそれぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫が適切になされていると判断する。

観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

本学では、学生が履修計画を作成し、履修の進捗状況を把握するために、すべての授業科目について、統一された様式による「授業計画」（シラバス）が作成されている。「授業計画」は冊子体で全学生（全学共通科目及び該当学科の専門科目）及び教員（全学共通科目及び該当学科の専門科目）に配付され、ウェブサイトでも閲覧が可能である。シラバスの活用状況は、「卒業生の意識調査」によれば、授業内容を理解する上で役に立っているとする割合は、ほぼ全員の調査対象者の半数以上を占めている。なお、通信教育課程でも、シラバスを作成し全学生に配布している。

資料 5-2-②-A シラバス記載項目

学部名、学科名、科目名、サブタイトル、担当教員名、複数担当、担当教員の所属、オフィスアワー、単位、開講時期、授業種別、授業の方法、履修条件、出席要件、授業の目標、授業の内容、授業計画、評価の要点、評価項目、評価割合、履修上の注意事項、教材区分、書名、著者名、出版社、発行年、学生への連絡事項

出典：授業計画（シラバス）から項目を抽出

Web資料 5-2-②-B シラバス

http://kanon.seitoku.ac.jp/center/faculty/faculty_index.html

授業計画（シラバス）

平成22年度 授業時間割（後期）、平成23年度 授業時間割（前期）

資料 5-2-②-A 卒業生の意識調査（抜粋）

シラバス（授業計画）をどの程度読みましたか

項目	学科											計	割合
	児童	社会福祉	心理	生涯教育文化	現代ビジネス	外国語	英米文化	日本文化	人間栄養	音楽文化			
よく読んだ	50	9	14	1	3	0	3	5	13	5	103	68%	
自分の関心のあるところだけ読んだ	274	35	33	8	6	6	2	14	56	39	473		
ほとんど読まなかった	160	21	5	0	5	0	2	3	19	20	235	32%	
読んだことはない	18	7	4	1	0	0	1	1	3	1	36		
無回答	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6	7%	
計	506	73	57	10	14	6	8	23	91	65	853		

シラバス（授業計画）は授業をする上で役に立ちましたか

項目	学科											計	割合
	児童	社会福祉	心理	生涯教育文化	現代ビジネス	外国語	英米文化	日本文化	人間栄養	音楽文化			
役に立った	176	28	26	7	3	0	5	13	46	22	326	57%	
どちらとも言えない	114	14	10	2	6	4	0	6	17	17	190	33%	
役に立たない	12	1	7	0	0	1	0	0	0	1	22	4%	
無回答	22	1	4	0	0	1	0	0	6	4	38	7%	
計	324	44	47	9	9	6	5	19	69	44	576		

出典：卒業生の意識調査報告

【分析結果とその根拠理由】

本学では、すべての授業科目に統一した様式によるシラバスが用意され、配布公開されており、教育課程の編成の趣旨に添って適切なシラバスが作成され活用されていると判断する。

観点5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

大学における単位制度採用の趣旨に鑑み、各種のガイダンスで授業のための予習や復習などの自主学習の必要性について説明している。自主的な学習の事例としては、児童学部、人文学部社会福祉学科の学生を衷心としたボランティア活動があげられる。病院、学校（小学校、幼稚園）、保育所、児童館、各種福祉施設、図書館、さらには地元自治体と連携した「まちおこし」などの活動が行われている。年度末には活動発表会が開催され、そのおりに学長より活動に参加した学生に「ボランティア活動認定証」が交付される（平成22年度実績：46名）。また、児童学部児童文化コースの学生を中心とした「水とみどり」と歴史の回廊マップの作成も行われている。

基礎学力充実の組織的な配慮の事例としては、平成 22 年度から初年次教育として、化学、生物の授業を能力別で行い、入学時のオリエンテーションの日に実施した基礎学力アセスメント（生物、国語、数学、化学）の結果により 3 クラスに分け、それぞれを 1 人の教員が担当している人間栄養学部の取組み、基礎学力を補う方策として、年間 3 回、学習ガイダンスを開催し、レポート作成の指導・助言を本学の教員が実施している通信教育部の取組み（訪問調査時提示資料 5-2-③-a）、などが挙げられる。

Web 資料 5-2-③-A	附属図書館ホームページ http://www.seitoku.jp/lib/index.html
Web 資料 5-2-③-B	聖徳通信 http://www.seitoku.jp/tk/tk_info/tk_info.html

学生便覧：P165～P167（学生ボランティア活動認定制度）

【分析結果とその根拠理由】

各種のガイダンスで授業のための予習や復習などの自主学習の必要性について説明し、そのための時間的及び施設的な配慮を行っている。ことに、人間栄養学部においては基礎学力充実のための取組を行い、通信教育部においても基礎学力を補う方策を実施している。また、教育・福祉関係施設を中心の場としたボランティア活動も活発に展開されている。

以上のことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

観点 5-2-④： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の夜間主コースの授業時間は、月曜日から金曜日の午後 6 時から 9 時 10 分まで及び土曜日に設定されている。授業時間等を確保するために長期休業中に集中講義を開講し、学期末の定期試験のさいには、昼間主の科目を履修している夜間主学生のために、授業の曜日と試験の曜日が異ならないように時間割の編成を行ない、また試験日については、仕事と両立しやすくするため、速やかに通知するように配慮している。また、全教員に夜間主の仕組みを周知徹底して、どの昼間授業にも夜間主学生の受け入れを可能としており、さらに、専任教員は、学期当り夜間の授業科目を 1 つ以上担当するようにしている。専任教員を多く擁しているため、現在のところ夜間の授業負担が特に過重な教員はいない。川並記念図書館は夜 9 時 30 分まで開館し、夜間主の学生も授業の前後に利用できる。また、ピアノ練習室も、夜 9 時まで開放し、授業終了後に利用できるように配慮している。

学生便覧：P77～P84（図書館の利用について）、P92～P93（自習室・ピアノ練習室の使用について）

【分析結果とその根拠理由】

夜間主コースについては、その授業時間を確保し、昼間主の全授業科目を受講可能とするなど対象学生に配慮した時間割設定を行ない、さらに、すべての当該学部の教員に夜間主の授業担当を求めるなど、適切な

指導体制が図られていると判断する。

観点 5-2-⑤： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

本課程においては、教科書には『学習指導書』を用意して教科指導を行い、また「面接指導（スクーリング）」のさいの履修科目に必要な参考文献等の提示を行い、図書館と連携して各種文献・参考書の貸し出しを可能にしている。授業の形態は配布された教科書を中心に自宅等で学習する「通信授業」と、特定の期間に登校して授業を受ける「面接授業（スクーリング）」に大別される。「通信授業」では自宅等で教科書を中心に学習し、その学習成果をレポートにまとめて教員の添削指導を受け合格した後、科目終了試験を受けて合格して単位を修得する。「面接授業（スクーリング）」では、特定の期間大学に登校して、科目担当教員から直接授業を受け、スクーリング試験に合格して単位を修得する。スクーリングの実施は夏と春の2期で、一部は12月にも実施される。なお、一部科目についてはエリア（学外）スクーリングが実施される。「通信授業」と「面接授業」を併用して行う授業科目もあるが、この場合には通信授業のレポートとスクーリングの授業とを併せて単位認定が行われる。また、実験に関しては、「面接授業（スクーリング）」で行い、ピアノの実技は、「通信授業」と学内と学外（エリア）の「面接授業（スクーリング）」で行う。

履修と学習の手引

Web資料 5-2-⑤-A スクーリングのしおり
http://www.seitoku.jp/tk/tk_info/schooling.html
 Web資料 5-2-⑤-B 学習まるわかりガイド
 Web資料 5-2-⑤-C 聖徳通信
http://www.seitoku.jp/tk/tk_info/tk_info.html

訪問調査時提示資料 5-3-①-a シラバス・レポート課題集 (学部・学科別)

【分析結果とその根拠理由】

教科書には『学習指導書』を用意し、スクーリングのさいには履修に必要な文献・資料の提示や手配を行ない、スクーリングでは指導教員や科目担当教員が学習の経過を直接確認し、それに基づいた適切な指導を行なっていると判断する。

観点 5-3-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学においては、学則の定めるところにより試験及び成績評価に関する規程を制定（資料 5-3-①-C）

し試験等の成績評価の方法及び成績評価の基準を、また学則において卒業に必要な履修単位数を明示した卒業認定基準を定めている。

これらの基準は、学生便覧に掲載され成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されている。また、その実際的な適用については、シラバスに明記し、学生に周知している。また、個々の教員による成績評価は事務的な点検を経て、教授会の確認に基づいて確定される。

資料 5-3-①-A 大学学則 (抜粋)

(修業年限)			
第14条 学部の修業年限は、4年とする。			
2 入学前に本学において科目等履修生として修得した単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。			
(履修方法)			
第26条 卒業要件として修得すべき単位数は、次のとおりとし、各学部、学科の別に定める履修規程に従わなければならない。			
児童学部児童学科	一 全学共通科目	30 単位以上	
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて、	9 4 単位以上
		ただし、D群履修者は	9 5 単位以上
	総合計		1 2 4 単位以上
		ただし、D群履修者は	1 2 5 単位以上
人文学部社会福祉学科	一 全学共通科目	30 単位以上	
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて、	9 6 単位以上
	総合計		1 2 6 単位以上
人文学部心理学科	一 全学共通科目	30 単位以上	
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて、	9 4 単位以上
	総合計		1 2 4 単位以上
人文学部生涯教育文化学科	一 全学共通科目	30 単位以上	
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて	9 4 単位以上
	総合計		1 2 4 単位以上
人文学部女性キャリア学科	一 全学共通科目	30 単位以上	
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて、	9 5 単位以上
	総合計		1 2 5 単位以上
人文学部英米文化学科	一 全学共通科目	30 単位以上	
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて、	9 7 単位以上
	総合計		1 2 7 単位以上
人文学部日本文化学科	一 全学共通科目	30 単位以上	
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて、	9 7 単位以上
	総合計		1 2 7 単位以上
人間栄養学部人間栄養学科	一 全学共通科目	30 単位以上	
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて、	1 0 5 単位以上
	総合計		1 3 5 単位以上
音楽学部演奏学科	一 全学共通科目	30 単位以上	
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて、	9 6 単位以上
	総合計		1 2 6 単位以上
音楽学部音楽総合学科	一 全学共通科目	30 単位以上	
	二 専門教育科目	必修科目及び選択科目合わせて、	9 6 単位以上
	総合計		1 2 6 単位以上
(他大学における履修等)			
第27条 教育上有益と認めるときは、他の大学(放送大学及び短期大学を含む。)との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。			
2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議に基づき、60 単位を超えない範囲で卒業要件となる単位として認めることができる。			
(大学以外の教育施設等における学修)			
第27条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。			
2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得した単位数と合わせて60 単位を限度とする。			
(入学前の既修得単位等の認定)			
第27条の3 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位			

<p>(科目等履修生により修得した単位を含む。)を入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし本学の定めるところにより単位を与えることができる。</p> <p>3 前二項により修得したものとみなし、与える単位数は編入学・転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度とする。</p> <p>(単位の認定)</p> <p>第37条 授業科目の履修を終え、その試験に合格した者には所定の単位を与える。</p> <p>2 前項に拘わらず、各授業について授業時数の3分の1以上欠席した者は、当該科目の単位認定は行わない。</p> <p>3 所定の授業料等校納金が未納である場合には、その期の単位認定を行わないことがある。</p> <p>(試験・成績)</p> <p>第38条 前条第1項の試験方法は、筆記試験・口頭試験・実技試験・レポート等により、成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。</p> <p>2 その他、試験に関する細則は別に定める。</p> <p>(卒業・課程修了の認定)</p> <p>第39条 本学に4年(第22条第1項及び第23条の規定により入学した者については第22条第3項によって定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得するほか、本学で必須と定めた学校行事に参加する等の条件を満たし、且つ、授業料等校納金を完納した者は、教授会の議を経て学長が卒業又は課程修了を認定する。</p> <p>2 前項の卒業又は修了の認定を受けた者には、学長は卒業証書又は修了証書を授与する。</p>
--

出典：学生便覧 P124～P129

資料 5-3-①-B 大学通信教育部学則

<p>(修業年限)</p> <p>第14条 学部の修業年限は、4年とする。</p> <p>2 入学前に本大学において科目等履修生として修得した単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。</p> <p>(在学年限)</p> <p>第15条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第22条第1項の規程により入学した学生は5年を超えて在学することはできない。</p> <p>第2節 入学</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第16条 入学の時期は、学期の始めとする。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。</p> <p>一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者</p> <p>二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者</p> <p>四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</p> <p>五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者</p> <p>六 文部科学大臣の指定した者</p> <p>七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)</p> <p>八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、該当者をその後に本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者</p> <p>九 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者</p> <p>(出願)</p> <p>第18条 本学への入学を志願するものは、所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。</p> <p>(選考)</p> <p>第19条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。</p> <p>(入学手続き及び入学許可)</p> <p>第20条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の書類及び保証人連署の誓約書に所定の入学金等納付金を添えて、所定の期日までに入学手続きをしなければならない。</p> <p>2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。</p> <p>(保証人)</p> <p>第21条 前条第1項の保証人は、父母(父母無き者はこれに代わる親権者その他)又は本学の通信教育部において適当と認める独立の生計を営む者とする。</p> <p>2 前項の保証人は、その学生の在学中、本人に係る一切の事件、事故につき連帯の責任を負わなければならない。</p> <p>3 保証人が死亡、転籍、転居又は改名したとき、及び保証人の資格を失ったときは、その旨を直ちに届け出なければならない。</p> <p>(編入学、転入学)</p>
--

第22条 次の各号の一に該当するもので、本学の第2学年次以上に入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- 一 大学を卒業した者、又は中途退学した者。
 - 二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所、又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - 三 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規程による高等学校、専門学校、又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
 - 四 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者）
- 2 前項によって他の大学等から転入学を希望する者は、当該大学等の長の承諾書を添えて出願しなければならない。
- 3 第1項及び前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学部長が決定する。
- 4 本条の規定による入学の場合も、第18条から第21条までの規定を準用する。

（再入学及び転学部・転学科）

第23条 本学を卒業した者が、他の学部又は学科への学士入学を希望するとき、或いは本学通信教育部を退学した者（第35条第1号による除籍者も含む）が退学後3年以内に再入学を希望するときには、別に定める細目のほか、前条に準ずる。

2 本学に在学中の学生が転学部、転学科を希望するときは、別に定める細目のほか、前条に準ずる。

（転籍）

第23条の2 本学の学生が、本大学の通学課程に、又は本大学の通学課程の学生が通信教育部にそれぞれ転籍を希望するものについては、欠員のある場合に限り、学長は教授会の議を経て許可することができる。

第3節 教育課程及び履修方法等

（授業科目区分及び単位数）

第24条 授業科目を分けて、教養科目、及び専門教育科目とし、開設科目及び単位数等は、それぞれ別表1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、免許、資格等を取得するための専門教育科目を開設し、別表2のとおりとする。

3 前2項のほか、帰国子女（外国において相当の期間、中等教育を受けた者）等の教育について必要がある場合は、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

（単位の計算方法）

第25条 授業科目の履修は単位制とし、単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

2 前項の規定にかかわらず卒業論文等の授業科目については、これらの必要な学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

3 印刷教材による授業及び面接授業については別に定める。

（履修方法）

第26条 卒業要件として修得すべき単位数は、次のとおりとし、各学部、学科の別に定める履修規定に従わなければならない。

児童学部児童学科	一 全学共通科目	20単位以上
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	104単位以上
	総合計	124単位以上
人文学部社会福祉学科	一 全学共通科目	20単位以上
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	104単位以上
	総合計	124単位以上
人文学部心理学科	一 全学共通科目	26単位
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	98単位以上
	総合計	124単位以上
人文学部英米文化学科	一 全学共通科目	18単位以上
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	106単位以上
	総合計	124単位以上
人文学部日本文化学科	一 全学共通科目	18単位以上
	二 専門教育科目 必修科目及び選択科目合わせて、	106単位以上
	総合計	124単位以上
総合計		124単位以上

（他大学における履修等）

第27条 教育上有益と認めるときは、他の大学（放送大学及び短期大学を含む）との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議に基づき、60単位を超えない範囲で単位として認めることができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第27条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項および第3項により修得した単位数と合わせて60単位を限度とする。

3 あらかじめ本学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部科学大臣が別に定める学修を本学における履修とみなし、その成果について単位を与えることができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第27条の3 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単

- 位（科目等履修生により修得した単位を含む）を入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし本学の定めるところにより単位を与えることができる。
 - 3 前二項により修得したものとみなし、又は与える単位数は編入学・転籍等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、27条および前条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度とする。

出典：履修と学習の手引 P224～P225

資料 5-3-①-C 試験及び成績評価に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学則第38条の規程に基づき学内試験及び成績の評価（以下「試験等」という）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（試験の種類）

第2条 試験の種類は、定期試験、平常試験、追試験及び再試験とする。

（試験方法）

第3条 試験の方法は、学則に定める筆記試験、口答試験、実技試験、レポート、その他の提出物によるものとする。

（受験資格）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれの科目についての受験資格を認めず、当該科目を失格とする。

- (1) 学納金に滞納がある場合は全科目
- (2) 当該年度に履修登録をしていない科目
- (3) 授業の欠席回数が、授業回数に対して3分の1以上となっている科目

2. 受験に際して、各担当教員のあらかじめ示している要件を満たしていない場合、当該科目についての受験資格を認めないことがある。

（定期試験）

第5条 定期試験は、学期末または学年末において別途に日程及び試験時間割編成して行う。

2. 日程・時間割等の詳細については、そのつど掲示によって行う。

（平常試験）

第6条 平常試験は、定期試験以外の平常の授業時間内に担当教員が判断して随時実施するものを言い、これをもって定期試験に代えることもできる。

（追試験）

第7条 定期試験の受験資格を有する者で、次の各号に該当する理由によって受験ができなかった者に対しては、教授会に於て追試験を認定する。

- (1) 病気、負傷（医師の診断書がある場合）
- (2) 事故、遅延（証明書がある場合）
- (3) 忌引
- (4) 就職試験（受験を証明するものがある場合）
- (5) 公式試合等大学が特に参加を許可した場合（参加証明書）
- (6) 上記の各号以外で、教授会に於て、止むを得ざる理由によるものとして認定された場合

2. 前項に該当しない場合は再試験とみなす。

3. 定期試験を欠席した場合は、当該科目の試験後10日以内に欠席理由証明書を添えて教務課に提出しなければならない。

4. 追試験の方法・日時は掲示によって行うものとし、欠席した者については受験の放棄とみなし、成績簿に記す。

5. 追試験と認定された者は、1科目につき追試験受験手数料2,000円を添えて追試験受験願を所定の日までに教務課に提出しなければならない。

6. 追試験を受けようとする者が、卒業年次に、第1項第1号、第2号、第3号の理由により受験ができなかった場合は、当該年度において特別追試験を受験することができる。

（再試験）

第8条 各学期末試験に不合格になった者に対して、担当教員の判断のもとに再試験を認めることがある。

2. 再試験を認めるのは、卒業論文、卒業研究または卒業制作以外の科目とする。

3. 再試験の方法・日時は掲示によって行うものとし、一度に限り行い、不合格者及び欠席した者の評価はDとする。

4. 再試験を受けようとする者は、1科目につき再試験手数料2,000円を添えて再試験受験願を所定の日までに教務課に提出しなければならない。

5. 前条第6項の規定は、再試験においても適用する。

（成績評価）

第9条 学則第38条の規定による成績の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2. 第1項の規定にかかわらず、再試験の成績評価は通常の100点満点に対して69点以下とする。

3. 成績簿へ記載する表示は、SABCDとし、下記の基準にしたがって表示する。

S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、D (59点以下)

（不正行為）

第10条 定期試験（追再試験を含む。以下同じ）期間における筆記試験で不正行為があったと認定された場合には、当該授業科目を失格とし再履修とするほか、当該定期試験期間における全ての筆記による授業科目の試験を無効とし、学則第58条に則り懲戒することとする。

2. 前項における不正行為の認定に当たっては、教務委員会が調査し審議する。ただし、当該学生は、その事実について釈明する機会が与えられる。
3. 授業内試験（追再試験を含む）およびレポート、提出物等に不正行為があった場合には、科目担当教員の判断により、当該科目を失格、または無効（零点）とすることができる。
（実施細目）
- 第11条 この規程に定めない事項（受験心得等）は、別に定める。
（規程の改廃）
- 第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

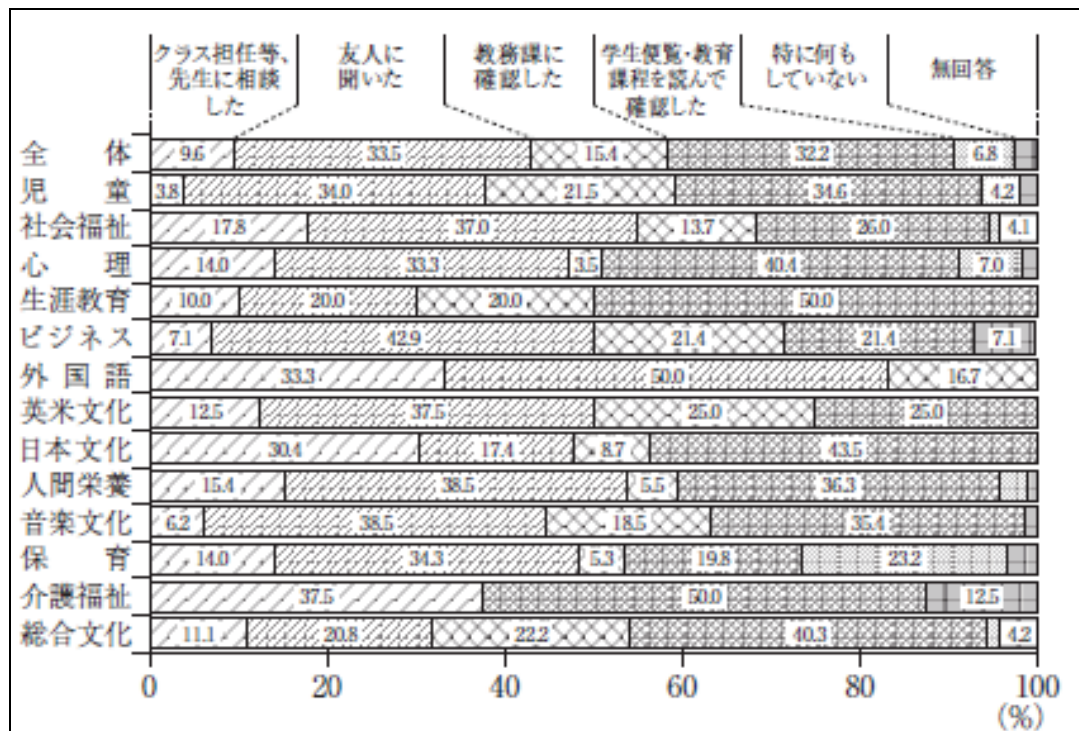
出典：学生便覧 P135～P136

資料 5-3-①-D 通信教育部学則

- （単位の認定）
- 第37条 授業科目の履修を終え、その試験に合格した者には所定の単位を与える。
- 2 前項に拘わらず、面接授業について授業時数の3分の1以上欠席した者は、当該科目の単位認定は行わない。
- 3 所定の授業料等校納金が未納である場合には、その期の単位認定を行わないことがある。
- （試験・成績）
- 第38条 前条第1項の試験方法は、筆記試験・口頭試験・実技試験・レポート等により、成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。
- 2 その他、試験に関する細則は別に定める。
- （卒業・課程修了の認定）
- 第39条 本学に4年（第22条第1項及び第23条の規定により入学した者については第22条第3項によって定められた在学すべき年数）以上在学し、所定の授業科目及び単位数を修得するほか、本学で必須と定めた学校行事に参加する等の条件を満たし、且つ、授業料等校納金を完納した者は、教授会の議を経て学長が卒業又は課程修了を認定する。
- 2 前項の卒業又は修了の認定を受けた者には、学長は卒業証書又は修了証書を授与する。
- （学位）
- 第40条 前条により卒業した者に対しては次の各号のとおり、学士の学位を授与する。
- | | |
|-----------------|-----------|
| 一 児童学科 | 学士（児童学） |
| 二 社会福祉学科 | 学士（社会福祉学） |
| 三 心理学科 | 学士（心理学） |
| 四 英米文化学科、日本文化学科 | 学士（文学） |

出典：履修と学習の手引 P226～P227

資料 5-3-①-E 卒業に必要な要件をどう確認したかについての調査



出典：2010 卒業生の意識調査報告

訪問調査時提示資料 5-3-①-a 2010 卒業生の意識調査報告 (卒業必要要件の確認についての調査)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準及び卒業認定基準は、学則に基づいて規程として定められ、学生に周知されている。これらの基準にしたがって作成された学部・学科の判定案に基づき、教授会において卒業認定等が適切に実施されていると判断する。

観点5-3-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

教員から提出の成績評価には、1科目についてS及びAが50%の場合には、文書によって説明を求めるなど、その偏りの是正を行っている（資料5-3-②-A）。また、学生から教員に相談があり、教員からの申し出に基づき、所定の事務手続きに従って成績評価の変更ができることとなっている。

資料 5-3-②-A 成績評価報告及び成績評価報告書のチェック基準

5. 成績評価及び成績評価報告書のチェック基準

教務委員会は、主として以下の内容についてのチェックを行います。

【チェック基準】

- 1) 評価がシラバスの総合評価の割合に則って適正に行われていますか。
- 2) 学習達成度と直接関連性がない出席点や人柄等が評価に加味されていませんか。
- 3) 絶対評価に基づいて評価されていますか。
- 4) SおよびA、ならびにD評価が、受験者数の50%を超えているなど、極端に多くはありませんか。
- 5) 少人数クラス（受験者数が10名未満）の成績評価がSないしAに集中（90%以上が目安）していませんか。
- 6) Cが成績評価の基準になっていますか。
- 7) 全教員、同一の学科の教員、同一名の授業科目を担当する教員の平均的な評価値と比較して、著しい評価傾向がありませんか。
- 8) 成績評価報告書の記載内容と成績評価に著しい違いがありませんか。
- 9) シラバスの記載事項に則って授業が行われ、それに見合った評価ができていますか。また、シラバスの記載事項に変更が生じた場合、学生に告知する手続が適正に行われていますか。
- 10) 評価対象とならない（受験資格を有しない）学生に対して評価を行っていますか。
- 11) 成績評価の姿勢に疑問点や問題点がありませんか。
- 12) 「成績評価報告書」への記載事項に漏れはありませんか。

資料 5-3-②-B 成績評価報告書

先生各位
平成22年度 後期（本試験）成績評価報告書を教務課にご提出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 23 年 月 日

（ 後 期 ）成績評価報告書

所属 _____ 教員氏名 _____

先生がご担当になった科目の中から、**主たるものを1科目**を選んで、それについてお書きください。

対象科目名 _____ 対象学科・学年 _____

1. 対象科目について以下の各項目から適当なものに○をつけてください。

1) 授業の種類: (1) 講義科目、(2) 演習科目、(3) 実技・実験科目

2) 履修者数: (1) 10名以下、(2) 30名以下、(3) 50名以下、(4) 100名以下、(5) 300名以下、(6) 301名以上

2. シラバスに記載されている当該科目についての「総合評価の割合」をお書きください。

小テスト	%	レポート	%	臨時試験	%	定期試験	%	実技・作品など	%
------	---	------	---	------	---	------	---	---------	---

3. 今回の成績評価は、シラバスの記載内容（総合評価の割合など）に準じて行われましたか。

1) 行った 2) ほぼ行った 3) 一部分変えた 4) ほとんど変えた

上記3)または4)とお答えの先生は、変更理由と変更内容をお書きください。

2. 評価点の分布状況

(1) ほぼSに集中している (2) ほぼAに集中している (3) SとAが多いがBとCもある
(4) ほぼBに集中している (5) ほぼCに集中している (6) ほぼDに集中している
(7) 適当に分散している (8) その他 [_____]

5. 上記の成績評価について、先生の方針や基準などをお書きください。

6. 成績評価全般について問題点がございましたらお書きください。

以上、ご協力ありがとうございました。

教務委員会

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の偏りを是正し、また評価の変更の可能とする体制がとられており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

観点5-4-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

本学大学院は5研究科から構成され、それぞれに博士前期課程と博士後期課程を開設している。その目的に従って、教育研究活動に取り組んでいる。日本で初めて開設された児童学研究科、さらには人間栄養学研究科などに象徴されるように、教育問題や栄養問題などに対して従来とは異なった視点から取り組むことで、

新しい研究教育分野を切り開いている。各研究科の教育課程の骨格が示すように、これまでの研究方法や学問的アプローチでは解決に至らなかった課題に挑戦することを通して、高度な専門知識と技能、技術、人間的要素を身につけた専門的職業人と研究者の養成を目指している。博士課程前期では、学術的研究と社会から求められる実践的な研究に取り組み、博士後期課程では、博士前期課程修了者が専門的領域をさらに深く研究する教育研究環境を整えている。

大学院の目的や授与される学位に照らして、各研究科では専門的職業人と研究者の養成を目指した教育課程が編成されている。

資料 5-4-①-A 学位一覧

大学院学則第17条に規定		
児童学研究科	児童学専攻	修士 (児童学) 博士 (児童学)
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	修士 (心理学) 博士 (心理学)
言語文化研究科	日本文化専攻	修士 (日本文化) 博士 (日本文化)
	英米文化専攻	修士 (英米文化) 博士 (英米文化)
人間栄養学研究科	人間栄養学専攻	修士 (栄養学) 博士 (栄養学)
音楽文化研究科	音楽表現専攻	修士 (音楽)
	音楽教育専攻	修士 (音楽) または修士 (音楽療法)
	音楽専攻	博士 (音楽)

出典：大学院学生便覧 P62

資料 5-4-①-B 教育方法・履修方法等

第5章 教育方法及び授業科目の履修方法等
(教育方法、授業科目及び単位数)
第12条 本学大学院の教育は、授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。
2 各研究科において開設する授業科目及び単位数は別表（I）のとおりとする。
3 研究指導は、「聖徳大学大学院担当教員選考基準」に基づき、大学院が適格と認めた教員が行うものとする。
4 研究指導に関し必要な事項は、別に定める。
(履修の方法)
第13条 前条の授業科目の履修方法は、各研究科の定めるところにより、前期課程にあつては30単位以上（ただし、音楽文化研究科音楽表現専攻音楽コースは、32単位以上）、後期課程にあつては8単位以上を修得しなければならない。
2 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学部の授業科目を受講させることができる。
3 履修に関し必要な事項は、別に定める。
(長期履修学生)
第13条の2 本学大学院前期課程の学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
2 長期履修学生に関する規程は別に定める。
(他の大学の大学院の授業科目の履修)
第14条 研究科委員会において、教育上有益と認められるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。
2 前項の規定により学生が修得した単位は、10単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができる。
(諸規定の準用等)
第15条 第13条及び第14条に定めるもののほか、授業科目の履修の方法、学習の評価等については、聖徳大学学則第25条、第27条の3第1項、第37条及び第38条の規定を準用する。この場合において、第27条の3第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。
2 前条第2項の規定は、聖徳大学学則第27条の3第1項を準用した場合にも適用する。

出典：大学院学生便覧 P61～P62

資料 5-4-①-C 各研究科の教育課程の骨格

<p>児童学研究科児童学専攻 児童学コース ・児童教育学、児童保育学、児童福祉学、児童文化学 心理学コース ・児童心理学 保育学コース ・保育学</p> <p>臨床心理学研究科臨床心理学専攻 必修科目：臨床心理学、臨床心理実習 等 選択必修：心理学研究法、心理学統計法 等 発達心理学、認知心理学 等 社会心理学、家族心理学 等 老年心理学、精神病理学 発達障害心理学、学校臨床心理学</p> <p>言語文化研究科日本文化専攻 領域：比較文化、現代文化、日本文化、日本文学、日本語</p> <p>言語文化研究科英米文化専攻 領域：比較文化、現代文化、英米文化、英米文学、英米語</p> <p>人間栄養学研究科人間栄養学専攻 必修科目：食文化、栄養学史 等 選択必修：栄養食料政策 等 食物科学 等 栄養科学 等</p> <p>音楽文化研究科音楽表現専攻 作曲・理論コース ・作曲・理論 声楽コース ・声楽 器楽 ・器楽（独奏）、器楽（アンサンブル）</p> <p>音楽文化研究科音楽教育専攻 音楽教育 ・音楽教育 音楽研究 ・音楽研究 音楽療法 ・音楽療法</p>

出典：教育課程・教育計画（シラバス）P2～P10 より作成

【分析結果とその根拠理由】

本学大学院では、学位授与の方針及び教育課程編成の方針を明確に定め、体系的なカリキュラム編成を行い、それに基づいて適切に学位を授与していると判断する。

観点 5-4-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

大学院を構成するいずれの研究領域においても、人間や社会などを対象とし、その理論と実践に関わる研究に取り組んでいる。そのため、研究指導にあたる教員には、児童学、臨床心理学、言語文化、栄養学、音楽文化の各分野に、研究教育はもとより実務や実践経験も豊かな教員を配置している。

学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請への配慮の事例は、以下の通りである。

資料 5-4-②-A 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮している事例（大学院）

<p>児童学研究科</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本研究科は、児童学コース、心理学コース、保育学コースに分かれて、それぞれで専門性を確保する必要があるため、多様な授業科目を開設している。 2. 児童学コース、心理学コース、保育学コースのどのコースにも共通する授業科目として、必修で「児童研究基礎論」を開設しており、児童学研究に関する共通の理解を得ることを目的としている。 3. 在籍学生が多い心理学コースでは、「学校心理士」（通学課程、通信課程）、「臨床発達心理士」（通学課程）の受験資格の取得希望が多いため、それに合わせた授業科目を開設している。 例えば、「学校カウンセリング」 4. 保育学コースでは、保育学の確立を目指して、保育内容と共に理論面の授業科目も開設している。 例えば、「児童文化学特論」
<p>臨床心理学研究科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○遊戯療法特論 児童虐待の増加や、いじめ、暴力など、さまざまな問題が子どもの心を傷つけている。このような時代にあっては、子どもに寄り添い、子どもの心の声を受け止めることのできる専門家の育成が求められている。子ども臨床に携わるには遊戯療法の施行は必要不可欠となり、当該科目のニーズは高い。 ○臨床心理査定演習 臨床心理実習（M2）学外を行うにあたっては、M1課程において心理査定を学習しておくことは、実習引き受け先からも強く要請されている。 ○臨床心理基礎実習 内部施設実習、外部実習に向けてその基礎となる面接の技法についてロールプレイ・ピアカウンセリングを通して実践的に指導している。 ○聖徳大学心理教育相談所における内部施設実習 <ol style="list-style-type: none"> ①スーパーバイザーの設定（学生の多様なニーズ） 大学院生が事例を試行する場合は専任教員または研究員のスーパーバイザーを個別に設定し、指導にあっている。 ②事例検討会の開催（研究成果の反映） 大学院生を事例報告者とする事例検討会を年12回程度開催し、大学院生の心理相談スキル向上に役立っている。 ○さまざまな領域における臨床心理実習（多様なニーズへの対応） 教育、医療・保健、福祉など、臨床心理の多岐にわたる活動領域に応じた臨床心理学実習先を活用している。
<p>言語文化研究科</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 留学生の受け入れと留学生対応教育の充実 海外からのニーズに応えるため、留学生を積極的に受け入れて、個人指導を基本にしたきめ細かな研究指導を行っている。 2. 社会人学生の受け入れと学生の希望に添った研究指導の実施 退職後に長年の念願であった大学院での勉学を希望する学生に門戸を広げ、本人の専門的学力に応じた研究指導を行っている。 3. 社会のニーズと本研究科の特色をマッチさせた研究科構想の策定 本研究科の特色を生かしながら新たな社会的ニーズに対応できる将来構想について、研究科委員会で検討を始めている。
<p>人間栄養学研究科</p>	<p>食品栄養学特論 I</p> <ol style="list-style-type: none"> ①栄養学的および医学的必要性から開発された特別用途食品、保健機能食品の最新情報を配慮して教育する。 ②生活習慣病予防につながる新規食品素材の開発、またその素材を生かした食品や料理の開発を配慮して教育する。 <p>調理機能学特論 I</p> <ol style="list-style-type: none"> ①高齢社会となって嚥下困難者が増加していることを考慮して、テクスチャー調整食品（主として増粘剤）に関する最新の研究成果を紹介している。 <p>栄養生理特論 I、II</p> <ol style="list-style-type: none"> ①現代人の抱える健康問題の肥満について、レプチンを中心として機能、産生を支配する要因について講義する。 ②細菌話題になっているトランス脂肪酸について、毒性の分子栄養学解析、傷害の防御方法について教育する。
<p>音楽文化研究科</p>	<p>(1) 音楽文化研究科後期博士課程授業科目「音楽特殊研究」に基づく研究成果 「音楽特殊研究」は演奏を通じた音楽表現力の向上、および演奏表現を裏付ける音楽研究を目的とした科目である。 留学生 沈 媛（後期課程3年在学中）による演奏活動から見た成果と社会貢献 <社会から要請された演奏会への出演></p> <ol style="list-style-type: none"> ①表参道イルミネーション・クラシックオルガンコンサート 昨年12月にカワイ青山センターからの要請による演奏会。 クラシックオルガンによる古典作品を中止とした内容。 ②エレクトーン・プレミアムコンサート 今年5月にヤマハミュージック東京からの依頼による演奏会。 電子オルガンを使用し、自作品も含めた内容。 ③オープンキャンパス・コンサート 今年4月に実施された聖徳大学オープンキャンパスにおける独奏。

<p>電子オルガンを使用した自作品、自編曲作品の演奏。 ④ロータリークラブより依頼の演奏会 習志野ロータリークラブにおける演奏会。習志野ロータリークラブより依頼の演奏会。 電子オルガンを使用し自作品及び自己編曲作品による演奏会。</p> <p>(2) 研究紀要『音楽文化研究』の発刊 平成14年より年1回刊行。査読付きで、専任教員のみならず博士後期課程学生の発表の場として活用されている。</p> <p>(3) 聖徳オペラ 本公演に至るまでのあらゆる練習過程を体験的に学び、希望すれば制作現場の仕事を実践的に体得することができる。</p>
--

出典：各研究科からの申告

【分析結果とその根拠理由】

各研究科・専攻においては、学界や社会等の要請、それに学生のニーズ等を吟味したうえで、教育課程の編成を行っている判断する。

観点 5-4-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学では、年間 35 週の学修期間、前、後各学期の授業期間 15 週を確保している
 また、各研究科とも少人数の研究指導体制をとっており、正規の授業時間割以外にも指導教員の指導が受けられるように研究室を配置している。また、通信教育課程についても、面接指導以外にも電子メールその他の指導方法を活用している。

資料 5-4-③-A 授業期間及び履修登録（履修規程より）

<p>(単位制) 第2条 授業科目を所定の手続きにより履修し、試験または試験に代わる方法により合格した場合は、学則第15条に定めるところにより単位を認定する。</p> <p>(授業期間) 第3条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて、35週にわたることを原則とする。</p> <p>(授業時間) 第4条 授業時間は、別に定める。</p> <p>(履修登録) 第5条 授業科目を履修し、受験して単位を取得するためには、所定の期日、手続きにより、履修する科目を登録しなければならない。 2 履修登録をしない科目については、受講及び受験を認めない。 3 受講して不合格となった科目について、再履修する場合は、改めて履修登録をしなければならない。 4 正当な理由なく履修登録をしない者は、修学的意思なきものとして除籍することがある。 5 履修登録の細部については、別に定める。</p> <p>(履修登録の無効) 第6条 次の各号の履修登録は無効とする。 1 履修者が特定されている科目についての該当者以外の登録 2 同一時限に2科目以上を重複して登録した場合の、当該時限の登録 3 一度合格した科目の再登録</p> <p>(登録の変更・追加) 第7条 いったん登録した科目の変更及び登録の追加は所定の期間経過後は認めない。</p> <p>(登録の取消、履修の停止) 第8条 登録科目を学生が取消す場合は、所定の手続きをしなければならない。 2 履修途中において担当教員が学習態度などについて履修不相当であると判断した場合は、履修を停止させることもある。</p> <p>(互換単位の認定) 第9条 在学中に、本学が協定を結んだ他の大学院において修得した単位は、10単位を限度として修了に要する単位として認定することがある。</p> <p>(既修得単位の認定) 第10条 入学する前に他の大学院において修得した単位は前条の単位数と合わせて10単位を限度として、修了に要する単位とし</p>
--

て認定することがある。
 (1) 既修得単位の認定を受けようとする者は、所定の手続きをしなければならない。
 (2) 研究科長は、教育上有益と認めるときは、既修得単位の認定を行うことができる。

出典：大学院学生便覧 P73～P74

資料 5-4-③-B 履修手続き (履修内規より)

1条 聖徳大学大学院（以下「本大学院」という。）の学生は、研究科委員会が教育上有益であると認めるときは、あらかじめ他の研究科と協議の上、学生が他の研究科において必要な研究指導を受けることを認めることができるものとする。ただし、前期課程の学生または修士課程にあつては授業科目を4単位を限度として履修することができる。
 2条 言語文化研究科前期課程または音楽文化研究科修士課程の学生は、研究科委員会が教育上有益であると認めるときは、同研究科他専攻前期課程の専門科目を履修することができるものとし、この場合1と併せて4単位を超えないものとする。
 3条 本大学院の後期課程の学生は、指導教授が研究指導上、特に必要と認めるときは、当該研究科委員会の承認を得て、前期課程の授業科目を履修することができる。
 4条 1条、2条の規定に拘らず、教育職員免許状を取得しようとする場合は、所定の単位を修得することができる。
 2 この場合の受講料等については、別に定める。
 5条 聖徳大学大学院学則第13条2項に定める学部授業科目の受講は、各種免許状および資格取得に関する場合を除くものとする。
 6条 大学院学生が各種免許状および資格取得のため、聖徳大学および聖徳大学短期大学部の授業科目を履修する場合は、当該「科目等履修生規程」を準用する。
 7条 通学課程の学生が、通信課程の授業科目を履修する場合、または通信課程の学生が通学課程の授業科目を履修する場合は、前条の規定を準用する。
 8条 3条、4条、5条において修得した単位については、修了必要単位数には算入しない。
 9条 この内規は、平成10年4月1日から施行する。
 (略)
 この内規は、平成14年4月1日から施行する。

出典：大学院学生便覧 P75

【分析結果とその根拠理由】

所定の学修期間及び授業期間を確保しているほか、研究指導においても個別指導などの緊密な体制をとっており、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

観点5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

研究科・専攻によって差異はみられるが、通学制では、演習科目を中心に、実験、実習科目も開設されている。通信教育（児童学研究科）は、通信科目と面接科目から成り、面接科目は講義ないしは演習形式により行っている。また、いずれについても面接による論文指導も随時行っている。

資料 5-5-①-A 講義、演習、実験、実習等の授業割合

研究科・専攻・課程		講義		演習		実習		合計	
		科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合	科目数	割合
児童学研究科	児童学専攻 (博士前期課程)	51	83.6	10	16.4	0	0	61	100
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻 (博士前期課程)	23	88.5	1	3.8	2	7.7	26	100
言語文化研究科	日本文化専攻 (博士前期課程)	21	67.7	10	32.3	0	0	31	100
	英米文化専攻 (博士前期課程)	27	81.8	6	18.2	0	0	33	100

人間栄養学研究科	人間栄養学専攻 (博士前期課程)	44	89.8	5	10.2	0	0	49	100
音楽文化研究科	音楽表現専攻 (博士前期課程)	24	31.2	53	68.8	0	0	77	100
合計		190	68.6	85	30.7	2	0.7	277	100

出典：「教育課程・授業計画（シラバス）」より算出

履修と研究の手引き（通信教育） P4（履修方法 I 授業の形態）

【分析結果とその根拠理由】

演習科目を中心に、実験、実習科目も開設されており、通信教育（児童学研究科）では、通信及び面接による授業を行っており、その特性に応じた授業形態が採用され、またそのそれぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫が適切になされていると判断する。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

本学では、学生が履修計画を作成し、履修の進捗状況を把握するために、すべての授業科目について、シラバスが作成されている。授業計画は冊子体で全学生及び教員（全学共通科目及び該当学科の専門科目）に配付されている。なお、通信教育は、全学生及び通信教育の担当教員に授業計画を配布している。

資料 5-5-②-A シラバス記載項目

研究科名、専攻名、科目名、サブタイトル、履修条件、単位、授業の方法、開講時期、出席要件、担当教員氏名、所属、オフィスアワー、授業の目標、授業の内容、授業計画、教科書、評価の要点、総合評価の割合、履修上の注意事項や学習上の助言

出典：授業計画（シラバス）から項目を抽出

【分析結果とその根拠理由】

すべての授業科目について、シラバスが作成され、学生に配布されており、活用されていると判断する。

観点 5-5-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点到係る状況】

大学院生の都合に合わせて履修しやすいように全研究科で昼・夜開講している。同じ授業を昼間と夜間の2回にわたり開講しており、いずれかを選択することができる指導体制をとっている。

平成22年度 授業時間割（後期）、平成23年度 授業時間割（前期）

【分析結果とその根拠理由】

大学院生が自らのニーズに合わせた柔軟な履修プランを立てることを可能にし、それに応じた指導が行なわれていると判断する。

観点 5-5-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

本課程においては、教科書を用意して教科指導を行い、また「面接指導（スクーリング）」のさいの履修科目に必要な参考文献等の提示を行い、図書館と連携して各種文献・参考書の貸し出しを可能にしている。授業の形態は配布された教科書を中心に自宅等で学習する「通信授業」と、特定の期間に登校して授業を受ける「面接授業（スクーリング）」に大別される。「通信授業」では自宅等で教科書を中心に学習し、その学習成果をレポートにまとめて教員の添削指導を受け合格した後、科目終了試験を受けて合格して単位を修得する。「面接授業（スクーリング）」では特定の期間、大学に登校して、科目担当教員から直接授業を受け、スクーリング試験に合格して単位を修得する。スクーリングの実施は夏と春の2期で、一部は12月にも実施される。その結果、全国唯一の通信制博士後期課程（児童学研究科）では、ほぼ毎年度修了者を輩出している。

履修と研究の手引

Web資料 5-5-④-A スクーリングのしおり
http://www.seitoku.jp/tk/tk_info/schooling.html
 Web資料 5-5-④-B 学習まるわかりガイド
 Web資料 5-5-④-C 聖徳通信
http://www.seitoku.jp/tk/tk_info/tk_info.html

【分析結果とその根拠理由】

教科書を用意して教科指導を行い、スクーリングのさいには履修に必要な文献・資料の提示や手配を行ない、スクーリングでは直接指導教員や科目担当教員が学習の経過を確認し、それに基づいた指導を与えているなどの適切な指導を行なうことで、博士後期課程修了者を輩出するなどの成果を得ていると判断する。

観点 5-6-①： 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

【観点に係る状況】

少人数制のもと、教員担当の連携した研究指導体制を整え、院生ひとりひとりが目指す研究テーマをサポートしている。研究指導に当たっては、研究テーマに合わせて複数教員体制をとるとともに、指導教員が研究活動の進み具合をチェックし、必要な指導を行っている。授業形式は講義、演習として、問題解決力や思考力を養うこととしている。

SEITOKU 大学院案内 2011

【分析結果とその根拠理由】

学生の研究テーマに即した複数教員指導体制をとり、研究の進捗状況を適宜チェックするなどの指導体制を整備し、計画的に運営していると判断する。

観点 5-6-②： 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

【観点に係る状況】

各研究科・専攻とも、研究指導及び論文作成指導のプロセス（資料 5-6-②-A）を明確にし、それに対応した指導方法をとっている。指導教員を中心とした徹底した個別指導などの定期的な課題研究の運営の他、研究科・専攻毎に構想発表会、中間発表会等を開催し、研究と論文作成の進捗状況を適宜点検している。

資料 5-6-②-A 研究指導及び論文作成指導のプロセス

児童学研究科

第2年次の「課題研究」（必修）は、1人ひとりが優れた修士論文を完成できるように、その手助けをする論文指導です。2年間の学習と研究の成果は、最後の修士論文に集約されます。従って、第1段階の幅広い学習を基礎に、第2段階では特定の研究課題を確定し、所定の研究領域に属して、研究・論文指導を受けることとなります。最初は所属領域の全教員で指導に当たりますが、研究課題が特定化するに従って、これに最も相応しい教員を中心に指導に当たります。本研究科の「後期課程」は、このような2年間の学習・研究過程を踏まえて、更に研究を深めたいと考える人たちのために用意された組織です。前述の6領域について用意されており、本学「前期課程」の修了者のみならず、これと同等以上の学力を有する人には、誰にでも門戸は開かれています。

臨床心理学研究科

修士論文の課題は、臨床心理学に関するものとし、指導教員の助言により設定します。1年次の秋及び2年次の春に開催する修士論文中間報告会において、研究の進捗状況を口頭報告しなければなりません。博士論文の課題は、臨床心理学に関するものとし、指導教員の助言により設定されます。1年次及び2年次の秋の指定された日に開催される博士論文中間報告会において研究の進捗状況を公表しなければなりません。特に、2年次の中間報告会で発表できる条件は、少なくとも原著論文1篇が学術雑誌に審査を経て受理されていることです。

言語文化研究科

日本文化専攻、英米文化専攻のいずれかにおいても、学位請求論文（修士）の指導教員のもとで2年間にわたって毎週懇切な論文指導が行われます。論文指導が授業科目に組み込まれていることによって、研究を深め、精度の高い論文作成を図ります。また、定期的に論文指導が受けられることによって、論文作成の作業が計画的に行われます。学生がめざすべき最大の目標は、自ら設定した研究課題について学位請求論文（博士）を作成・提出することであり、そのために、指導教員と常時密接な連絡を取り、定期的に論文指導を受けることが強く求められます。そのために、指導教員のもとで3年間にわたって毎週懇切な論文指導が受けられるように、「論文指導」が授業科目として設けられています。

人間栄養学研究科

人間栄養学の専門科目を食物科学と栄養科学の2研究領域に分けています。各自の研究を修士論文として完成できるように、必修科目「課題研究」を開設し、各自の研究に最も相応しい教員による個別指導を行います。現職者等、社会人の学習・研究に便宜を図るため、昼夜いずれの時間帯においても履修できるようにしています。前期課程の2研究領域をそのまま継承し、前期課程のいずれの領域の履修者も、それぞれ自分の研究を更に深めることができるようにしています。それに加えて各自の専門領域を軸に、他領域のどの授業にも参加できるようにしています。現職者等、社会人の学習・研究に便宜を図るため、昼夜いずれの時間帯においても履修できるようにしています。

出典：「SEITOKU 大学院案内 2011」、「大学院学生便覧」等から抜粋

【分析結果とその根拠理由】

各研究科・専攻とも、研究と論文に関してその進捗状況を把握し、指導を与える適切な取組が行われていると判断する。

観点 5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本大学院においては、学則の定めるところにより試験及び成績評価に関する規程を制定し（資料 5-7-①-A）、試験等の成績評価の方法及び成績評価の基準を、また学則において修了に必要な履修単位数を明示した修了認定基準を定めている。

成績評価基準や修了認定基準は、大学院の規程として制定され、大学院学生便覧に掲載されることで学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。また、その実際的な適用方法については、シラバスに明記し、学生に周知している。また、個々の教員による成績評価は事務的な点検を経て、各研究科委員会の確認に基づいて確定される。

資料 5-7-①-A 成績評価基準（試験及び成績評価に関する規程より）

<p>(成績評価)</p> <p>第9条 授業科目の成績評価は、試験の成績及び授業の出席状況その他の学習態度を考慮して担当教員が行う。</p> <p>2 前項の成績評価はS、A、B、C、Dの5段階に分け、C以上を合格として単位を認定し、Dは不合格とする。</p> <p>なお、それぞれの点数配分は、100点満点法によって次のとおりとする。</p> <p>S：100点～90点 A：89点～80点 B：79点～70点 C：69点～60点 D：59点以下および追・再試験の欠席</p> <p>3 再試験の場合、成績評価はC以下とする。</p>

出典：大学院学生便覧 P77

資料 5-7-①-B 課程修了の要件（大学院学則より）

<p>(課程修了の要件)</p> <p>第16条 前期課程の修了の要件は、大学院前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科委員会が優れた業績を上げたと認める者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 音楽文化研究科音楽表現専攻にあっては、前項に加えて修了作品又は修了演奏の審査に合格することとする。</p> <p>3 後期課程の修了の要件は、大学院後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士の学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科委員会が優れた業績を上げたと認める者については、後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>4 音楽文化研究科音楽専攻の学生で音楽表現分野を研究テーマとした者は、前項に加えて博士作品又は博士演奏の審査に合格することとする。</p> <p>(課程修了の認定)</p> <p>第16条の2 課程修了の認定は、大学院委員会においてこれを行う。</p> <p>(学位に関する細目)</p> <p>第16条の3 学位に関する細目は、聖徳大学大学院学位規程の定めるところによる。</p>

出典：大学院学生便覧 P62

資料 5-7-②-C 学位授与の要件（履修規程より）

<p>(学位の授与の要件)</p> <p>第3条 修士の学位は、本学大学院学則第16条第1項及び第2項により、博士前期課程を修了した者に授与する。</p> <p>2 博士の学位は、本学大学院学則第16条第3項及び第4項により、博士後期課程を修了した者に授与する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の後期課程を経ない者であっても、所定の博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に合格し、かつ、後期課程を修了したものと同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。ただし、音楽表現の分野をテーマとした者については、博士論文に加えて博士作品又は博士演奏の審査に合格することとする。</p> <p>4 教職修士（専門職）の学位は、本学専門職大学院学則第21条により、専門職学位課程を修了した者に授与する。</p> <p>(学位の授与の要件)</p> <p>第3条 修士の学位は、本学大学院学則第16条第1項及び第2項により、博士前期課程を修了した者に授与する。</p> <p>2 博士の学位は、本学大学院学則第16条第3項及び第4項により、博士後期課程を修了した者に授与する。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の後期課程を経ない者であっても、所定の博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に合格し、かつ、後期課程を修了したものと同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。ただし、音楽表現の分野をテーマとした者については、博士論文に加えて博士作品又は博士演奏の審査に合格することとする。</p>
--

4 教職修士（専門職）の学位は、本学専門職大学院学則第 21 条により、専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位論文審査の申請資格)

第 4 条 前条第 1 項の規定により修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の審査を申請し得る者は、修士の学位論文審査等に関する内規第 5 条に定める修士論文提出の要件を満たし、かつ、承認を受けた者とする。

2 前条第 2 項の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、課程博士の学位論文審査等に関する内規第 8 条に定める課程博士論文等提出の要件を満たし、かつ承認を受けた者とする。

3 前条第 3 項の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、論文博士の学位請求論文審査に関する内規（以下「論文審査内規」という。）第 2 条に定める学位申請資格の要件を満たしている者とする。

4 教職修士（専門職）の学位は、本学専門職大学院学則第 21 条により、専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位論文等の審査の申請方法及び申請書類)

第 5 条 前条第 1 項及び第 2 項に該当する者が、学位を受けようとするときは、指導教員の承認を経て、所定の申請書類に学位論文を添え、在学中に当該研究科長に提出するものとする。申請書類、学位論文の様式、部数及び提出期限等は、別に定める。

2 前条第 3 項に該当する者が、学位を受けようとするときは、所定の申請書類に学位論文及び学位論文審査料を添えて学長に提出するものとする。申請書類、学位論文の様式、部数及び学位論文審査料等は、別に定める。

3 前 2 項の学位論文は、主論文 1 編に限る。ただし、参考として他の論文等を添付することができる。

(学位論文等の審査の申請方法及び申請書類)

第 5 条の 2 学位論文等の申請に関する事務は、学生部教務課がこれを取り扱う。ただし、通信制にあつては、通信教育事務部通信教育学務課がこれを取り扱う。

(学位論文等の審査)

第 6 条 学位論文の審査、修了（博士）作品又は修了（博士）演奏の審査、最終試験及び学力の確認（以下「学位論文等の審査」という。）は、研究科委員会の定める 2 名以上の審査委員によって構成する審査委員会が行う。

2 審査のため必要があるときは、参考となる資料の提出を求めることができる。

3 学位論文等の審査に関し必要な事項は、別に定める。

(最終試験)

第 7 条 前条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学問領域（音楽文化研究科音楽表現専攻（博士前期課程）及び音楽専攻（博士後期課程）で音楽表現分野を研究テーマとした者は、修了（博士）作品又は修了（博士）演奏を中心として、これに関連ある論文の内容）について、試問の方法によって行う。この場合、試問は口頭による。ただし、筆記試験を併せて行うことができる。

(学力の確認)

第 7 条の 2 第 6 条の学力の確認は、専門学力及び専門分野に関する語学力について行う。ただし、申請者の履歴等を考慮し、研究科委員会が認めた場合は、専門学力の確認・専門分野に関する語学力の確認の全部又は一部を免除することができる。

(審査委員会の報告)

第 8 条 審査委員会は、学位論文等の審査の結果を研究科委員会に文書にて報告しなければならない。

2 前項の報告は、別に定める様式による。

(研究科委員会の審議及び報告)

第 9 条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位論文等の審査の結果について可否を審議し、議決したときは、学位論文等とともに審議の要旨を文書で大学院委員会に報告しなければならない。

2 前項の議決は、委員の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の 5 分の 4 以上の賛成を必要とする。

(大学院委員会の決定)

第 9 条の 2 大学院委員会は、研究科委員会の報告に基づいて、学位授与につき議決する。2 前項の議決は、委員の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、出席者の 5 分の 4 以上の賛成を必要とする。

(学位の授与)

第 10 条 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、学位を授与し、学位記を交付する。

2 学長は、学位を授与できなかった者には、その旨を通知する。

(博士の学位授与の報告)

第 11 条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第 12 条 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から 3 月以内に、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合は、本学の承認を経て、当該論文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本学は、当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

4 前 2 項の規定により論文を公表する場合は、「聖徳大学審査学位論文」である旨を付記しなければならない。

(学位の名称)

第 13 条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「聖徳大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消)

第 14 条 学長は、次の各号に該当する場合、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

一 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

二 学位を授与された者が、名誉をはずかしめる行為をしたとき。

2 大学院委員会において前項の議決をするには、委員の 3 分の 2 以上が出席し、出席者の 5 分の 4 以上の賛成を必要とする。

出典：大学院学生便覧 P73～P74

【分析結果とその根拠理由】

大学院学則及び大学院履修規程において大学院として成績評価基準及び修士課程認定基準を定め、これに基づいて成績評価及び修了認定を適切に実施していると判断する。

観点5-7-②： 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

学位論文の評価基準（資料5-7-②-A）及び審査手続（資料5-7-②-B）は以下の通りである。受理要件を満たした論文は、各研究科内の予備審査を経て論文審査と最終試験が行われる。その結果は大学委員会において認定され、それに基づいて学長より学位が授与される。

資料 5-7-②-A 学位論文審査基準

<p>児童学研究科 学位論文審査基準</p> <p>博士課程前期 児童学研究科の修士論文評価では、評価基準項目を設け、その達成度を5・4・3・2・1の5段階に分けて、それぞれの評価指標によって評定を行っている。</p> <p>1. 基準項目 (1)研究の問い (2)背景と正当化 (3)目的と目標 (4)研究方法、分析 (5)論理性、科学性 (6)独創性、創造性、将来性 (7)言語と形式 (8)参考文献、引用文献、図・表</p> <p>2. 全体の評定基準 S：称賛をもって承認される。査読のある学術雑誌に投稿できる程度の内容を有する。 A：承認される。書かれたものは条件に適合し、全ての重要な要素が含まれ、適切に書かれている。 B：修正されるべき点がいくつかあるが少数であり、承認される。 C：承認されるが、必須の部分が満足に書かれていない。 D：修士論文の体をなしておらず、承認されない。</p> <p>3. 評定基準と達成値（8項目の達成度の合計値）の関係 S：40～38 A：37～30 B：29～22 C：21～17 D：16～8</p> <p>4. 修士論文の可否の評定基準は、17点以上を合格、16点以下を不合格とする。</p> <p>博士後期課程 1. 主題の選択、ならびに研究方法の選択が先行研究を踏まえて行われていて、学界において一定の評価を得ている。 2. 選択した主題と研究方法に従って資料を的確に収集・処理している。 (1) 研究資料である文献の読解が正確であり、分析・解釈が的確である。 (2) 調査・実験等による資料の収集・処理・解釈が的確である。 3. 新しい資料の発見・利用など、独創的な内容を有している。 4. 既存の研究に独自の知見を加えたり、着眼点の斬新さや分析の切り口の面白さを有している。 5. 論理的に一貫した構成と内容を有し、表現力も確かで、全体的によくまとまっている。</p>
<p>言語文化研究科 学位論文審査基準</p> <p>博士前期課程 1. テーマの設定に学術的必然性がある。 2. 研究方法が合目的である。 3. 資料の分析、データの解釈が適切である。 4. 論理に破綻がなく、論文の構成・記述も適切である。 5. 斬新性・独創性を認めることができる。 6. 言語文化の領域において、社会に貢献できる高度な専門的知識・識見を有すること、ないし研究を深化・発展させる能力を有することが、研究の成果によって証明できる。</p> <p>博士後期課程</p>

1. テーマの設定に学術的必然性がある。
2. 研究方法が合目的である。
3. 資料の分析、データの解釈が適切である。
4. 論理に破綻がなく、論文の構成・記述も適切である。
5. 斬新性・独創性に富んでいること。
6. 自立した研究者として言語文化に関する研究ないし専門的職務に大きな貢献できる高度な能力を、現在の研究水準を超える研究成果をもって証明することができる。

臨床心理学研究科 学位論文審査基準

博士前期課程

修士論文の審査には、まず設定された 10 の項目について達成度を 5 段階で評価し、評価点 (5・4・3・2・1) を与える。評価点を加算し、その得点により総合評価し、合否を判定する。

1. 評価項目

(1) 論題の的確性	(2) 問題の明確化	(3) 方法の適切性①	(4) 方法の適切性②	(5) 分析の適切性①
(6) 分析の適切性②	(7) 結果・考察	(8) 独創性	(9) 言語と形式、	(10) 文献
2. 総合評価
S : 50 ~ 46 A : 45 ~ 36 B : 35 ~ 26 C : 25 ~ 16 D : 15 ~ 不合格

博士後期課程

1. 論文のテーマ
研究の学術的・社会的意義及び貢献が、明確に意識され、表現されている。
2. 論文の構成
テーマに沿って問題が適切に設定され、それを受けて一貫した論述が展開され、的確に結論が導かれている。
3. 研究の方法
テーマ及び問題設定にふさわしい研究方法が選択されていて、資料・データの取り扱い、分析結果の解釈は妥当である。
4. 先行研究・関連研究について
先行研究・関連研究について幅広く精査し、的確に理解されている。
引用文献・参考文献等の取り扱いは過不足なく、適切である。
5. 問題設定、研究方法、結論等にオリジナリティが認められ、心理学界への貢献が評価される
5-1 原著論文「2 篇以上」が、学術雑誌[全国規模の心理学会が発行する機関誌]に受理されている。

人間栄養学研究科 学位論文審査基準

博士前期課程

1. 修士論文の内容および口頭発表の審査と最終試験として口頭試問による審査を行います。それぞれ以下の項目について審査が行われます。
2. 研究の目的は十分に理解できているか
研究課題の背景や意義について知識の整理が十分になされているか論文の緒言や発表のイントロダクションに、研究を理解するための基本的な知識の解説や関連する研究についての説明、研究課題を考えた動機や課題が達成された場合の意義などについて簡潔にかつ明確に記載すること。
3. 研究計画や研究方法についての理解と十分な吟味がなされているか
研究の目的に応じてどのように研究を進めていったのかを全体像を示しながら、緒言の中でも簡潔に記載する。研究方法や材料については、参考にした文献の引用も必要であるが、実験の再現性の観点から詳細な記載を行う。
4. 実験データや調査結果についての整理と解析は十分になされているか
単なるデータ羅列にならないように、各項目毎の研究目的や研究方法についても簡潔に記載し、各項目のタイトルが内容を反映するように分かりやすく整理する。
図表についてはわかりやすく十分な説明を行う。
5. 得られた結果に基づいて仮説や結論の展開は十分であるか
緒言の内容に対応づけて研究の目的がどのように、どの程度達成されたかについて簡潔にまとめ、新しい仮説や説明などの可能性や、結論についてはどのような点に新規性や重要性があるかを記載する。今後の研究の必要性や方向についても考察する。
引用文献については適切であるか
論文や口頭発表は論理的に分かりやすく構成されているか

博士後期課程

1. 博士論文の内容および口頭発表の審査と最終試験として口頭試問による審査を行います。それぞれ以下の項目について審査が行われます。
2. 研究の目的は合理的で創造性があるものかどうか
研究課題の背景や意義についての知識は専門家として十分なものかどうか論文の緒言や発表のイントロダクションに、研究を理解するための基本的な知識の解説や関連する研究についての説明、研究課題を考えた動機や課題が達成された場合の意義などについて簡潔にかつ明確に記載すること。
3. 実験データや調査結果についての整理と解析は十分になされているか
単なるデータ羅列にならないように、各項目毎の研究目的や研究方法についても簡潔に記載し、各項目のタイトルが内容を反映するように分かりやすく整理する。
図表についてはわかりやすく十分な説明を行う。
4. 得られた結果に基づいて仮説や結論の展開は十分であるか

5. 得られた研究成果は学術上および応用面で貢献するものであるか
 緒言の内容に対応づけて研究の目的がどのように、どの程度達成されたかについて簡潔にまとめ、新しい仮説や説明などの可能性や、結論についてはどのような点に新規性や重要性があるかを記載する。今後の研究の必要性や方向についても考察する。
 引用文献については適切であるか
 論文や口頭発表は論理的に分かりやすく構成されているか

音楽文化研究科 学位論文審査基準

博士前期課程

1. テーマの設定は適切か。
 音楽表現専攻にあっては、社会の音楽的環境の変化、音楽への要求に対応し、より広い領域を視野に収めた音楽家としてふさわしい問題意識をもっているか。
 音楽教育専攻にあっては、文化を背景にした音楽の効用を考慮し、学校教育、あるいは音楽研究における今日的課題や生涯教育の意義目的を反映した問題設定となっているか。
2. 先行研究が適切に理解され、整理されているか。
3. テーマにふさわしい方法論が選択されているか。
4. 論文の構成が、そのテーマの解明のために妥当なものであるか。
5. 論理的な論述が展開されているか。
6. 引用の方法や譜例・図表等の提示が適切で、論文としての体裁が整っているか。
7. テーマに沿った結論が導かれているか。

博士後期課程

1. 先行研究の充分な理解の上に独創的なテーマが設定され、かつ、それが音楽表現者、あるいは音楽教育者、音楽研究者の視点から適切であるか。
2. テーマにふさわしい方法論が選択されているか。
3. 文献の読解や楽譜の分析が正確で、解釈が妥当であるか。
4. 論文の構成が、そのテーマの解明のために妥当なものであるか。
5. 論理的で説得力のある論述が展開されているか。
6. 引用の方法や譜例・図表等の提示が適切かつ効果的で、論文としての体裁が整っているか。
7. テーマに沿った結論が論理的に導かれ、かつそれが独創性を有し学術的に意義のあるものであるか。
8. 専攻分野における学術の未来を予見する思考が見られるか。

出典：各研究科において制定

資料 5-7-②-B 学位論文審査手続き

(学位論文審査の申請資格)

- 第4条**前条第1項の規定により修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の審査を申請し得る者は、修士の学位論文審査等に関する内規第5条に定める修士論文提出の要件を満たし、かつ、承認を受けた者とする。
- 2 前条第2項の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、課程博士の学位論文審査等に関する内規第8条に定める課程博士論文等提出の要件を満たし、かつ承認を受けた者とする。
 - 3 前条第3項の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、論文博士の学位請求論文審査に関する内規（以下「論文審査内規」という。）第2条に定める学位申請資格の要件を満たしている者とする。
 - 4 教職修士（専門職）の学位は、本学専門職大学院学則第21条により、専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位論文等の審査の申請方法及び申請書類)

- 第5条**前条第1項及び第2項に該当する者が、学位を受けようとするときは、指導教員の承認を経て、所定の申請書類に学位論文を添え、在学中に当該研究科長に提出するものとする。申請書類、学位論文の様式、部数及び提出期限等は、別に定める。
- 2 前条第3項に該当する者が、学位を受けようとするときは、所定の申請書類に学位論文及び学位論文審査料を添えて学長に提出するものとする。申請書類、学位論文の様式、部数及び学位論文審査料等は、別に定める。
 - 3 前2項の学位論文は、主論文1編に限る。ただし、参考として他の論文等を添付することができる。

(学位論文等の審査の申請方法及び申請書類)

第5条の2 学位論文等の申請に関する事務は、学生部教務課がこれを取り扱う。ただし、通信制にあっては、通信教育事務部通信教育学務課がこれを取り扱う。

(学位論文等の審査)

- 第6条** 学位論文の審査、修了（博士）作品又は修了（博士）演奏の審査、最終試験及び学力の確認（以下「学位論文等の審査」という。）は、研究科委員会の定める2名以上の審査委員によって構成する審査委員会が行う。
- 2 審査のため必要があるときは、参考となる資料の提出を求めることができる。
 - 3 学位論文等の審査に関し必要な事項は、別に定める。

(最終試験)

第7条前条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学問領域（音楽文化研究科音楽表現専攻（博士前期課程）及び音楽専攻（博士後期課程）で音楽表現分野を研究テーマとした者は、修了（博士）作品又は修了（博士）演奏を中心として、これに関連ある論文の内容）について、試問の方法によって行う。この場合、試問は口頭による。ただし、筆記試験を併せて行うことができる。

(学力の確認)

第7条の2 第6条の学力の確認は、専門学力及び専門分野に関する語学力について行う。ただし、申請者の履歴等を考慮し、研究科委員会が認めた場合は、専門学力の確認・専門分野に関する語学力の確認の全部又は一部を免除することができる。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文等の審査の結果を研究科委員会に文書にて報告しなければならない。

2 前項の報告は、別に定める様式による。

(研究科委員会の審議及び報告)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位論文等の審査の結果について可否を審議し、議決したときは、学位論文等とともに審議の要旨を文書で大学院委員会に報告しなければならない。

2 前項の議決は、委員の3分の2以上が出席し、出席者の5分の4以上の賛成を必要とする。

(大学院委員会の決定)

第9条の2 大学院委員会は、研究科委員会の報告に基づいて、学位授与につき議決する。

2 前項の議決は、委員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の5分の4以上の賛成を必要とする。

出典：大学院学生便覧 P67～P69

【分析結果とその根拠理由】

学位論文に係る評価基準は、各研究科の各課程毎に定め、オリエンテーション等で学生に周知するなど、適切な審査体制が整備されていると判断する。

観点 5-7-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到に係る状況】

学生から教員に相談があった場合、所定の事務手続きに従って成績評価の変更ができる。

資料 5-7-③-A 成績評価報告書

先生各位
平成 22 年度 後期（本試験）成績評価報告書を教務課にご提出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 23 年 月 日

（ 後 期 ）成績評価報告書

所属 _____ 教員氏名 _____

先生がご担当になった科目の中から、**主たるものを1科目**を選んで、それについてお書きください。

対象科目名 _____ 対象学科・学年 _____

1. 対象科目について以下の各項目から適当なものに○をつけてください。

1) 授業の種類： (1) 講義科目、(2) 演習科目、(3) 実技・実験科目

2) 履修者数：
(1) 10 名以下、(2) 30 名以下、(3) 50 名以下、(4) 100 名以下、(5) 300 名以下、(6) 301 名以上

2. シラバスに記載されている当該科目についての「総合評価の割合」をお書きください。

小テスト	%	レポート	%	臨時試験	%	定期試験	%	実技・作品など	%
------	---	------	---	------	---	------	---	---------	---

3. 今回の成績評価は、シラバスの記載内容（総合評価の割合など）に準じて行われましたか。

1) 行った 2) ほぼ行った 3) 一部分変えた 4) ほとんど変えた

上記 3) または 4) とお答えの先生は、変更理由と変更内容をお書きください。

2). 評価点の分布状況

(1) ほぼ S に集中している (2) ほぼ A に集中している (3) S と A が多いが B と C もある
(4) ほぼ B に集中している (5) ほぼ C に集中している (6) ほぼ D に集中している
(7) 適当に分散している (8) その他 [_____]

5. 上記の成績評価について、先生の方針や基準などをお書きください。

6. 成績評価全般について問題点がございましたらお書きください。

以上、ご協力ありがとうございました。

教務委員会

【分析結果とその根拠理由】

意見の申し立てが手続き的に制度化されていないものの、評価の変更の可能とする体制がとられており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

観点 5-8-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

本教職大学院は「保育の聖徳[®]」として培った知識と経験を基に、理論と実践を融合させた実学を提供し、幼児・小学校教育の現場で生きる力と教育職者にふさわしい人格の育成に努め、広く社会に貢献することを

目指し、また同時に専門性を高められるように、2コースを開設している。「幼児教育コース」は、全国に21ある教職大学院研究科（専攻）の中で唯一のコースで、幼稚園教育の課題を的確に把握し、この分野において将来、指導的地位に立ち得る有能な人材の育成を目指している。「児童教育コース」は、校長経験者と研究者教員が協同して、実地に即した小学校教員・指導者の育成に当たっている。その教育上の目的は、両コース共通で、資料（資料5-8-①-A）の通りとなっている。

資料 5-8-①-A 教育上の目的

- (1) 子どもへの愛情と理解を基礎に、子どもや保護者、地域社会人とのコミュニケーション能力など、総合的な人間力を高める。
- (2) 教育の専門家として、学習指導力や地域の学校や社会との連携による高い教育力などの実践的力量を身につける。
- (3) 重点領域の学修により、「生徒指導、教育相談の領域」または「学級経営、学校経営の領域」に対する高度な専門性を修得する。
- (4) 指導教員として社会や国際動向と教育の関係についての学識・識見を身につけ、教育実践を通して優れた人格性を養う。「生徒指導」と「学級経営・学校経営」を軸とした実践的な研究領域。

出典：履修と実践研究の手引き P2

教育現場における子どもの心のありかたや子ども相互間における問題の改善と、教育の実践的な展開にとって望ましい環境・組織の構築方法に関する教授を重視し、「生徒指導、教育相談の領域」及び「学級経営、学校経営の領域」を重点領域としながら、今日の教育課題を念頭に「特別支援教育特論」と「教育行政特論」を、それぞれの領域に含めている。なお、連携協力校で行う総合実習では、学生の所属校が抱える問題と、連携校が持つ課題を関連させながら研究を深めることを目的に、理論と実践のバランスのとれた指導者・教育者の育成を目指している。

【分析結果とその根拠理由】

授業科目の内容は、教育者にふさわしい人格と専門性を高めるための教育課程が体系的に編成されており、幼児教育及び小学校教育の現場でその力量が展開できるようになっていると判断する。

観点 5-8-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

本研究科は、その設置の目的そのものから、現職者を中心とした学生のニーズ及び教育界の要請に配慮して運営されている。これらに関する配慮の事例としては、今日の学校教育をめぐる課題を念頭に置いて重要領域を設定、教育実習と授業科目の関連づけ、豊富な現職経験を有する実務家教員と教育界の豊かな実績をもつ研究者教員との連携が挙げられる（資料5-8-②-A）。

資料 5-8-②-A 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮している事例

- ①幼児教育コースの設置
成長初期の教育の重要性に鑑み、本研究科は幼児教育と児童教育の2コースを設置、前者は現在、わが国において唯一である。
- ②重点領域の設定
今日の学校教育の課題を念頭に、必置5領域のうち「教育相談・生徒指導に関する領域」と「学級・学校経営に関する領域」を本学の重点領域として、いずれかを学生に選択させている。

<p>③理論と実践の融合 どちらかに偏りがちな従来の弊害を改め、全科目にいわゆる実務家教員と研究者教員を配置、連携して標記の実現に努めている。</p> <p>④教育実習を教育・研究活動の軸に 教育実習の孤立化を改め、むしろ教育実習を軸と、授業諸科目や課題研究をこれと関連づけて、名称も「総合実習」としている。</p> <p>⑤多様な学生集団による合同授業 実際の学校は、多様な年齢、経験、学識、地位の教員が連携して教育課題に取り組んでいる。この集団機能の教育的意義を生かした授業形態を、本学では採用している。</p>

出典：当該研究科からの申告

【分析結果とその根拠理由】

現職者を中心とした学生のニーズをはじめとして広く教育界の要請に配慮して教育課程が編成され、授業内容が構成されていると判断する。

観点 5-8-③： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本研究科では、各年次において履修登録できる単位数を原則として 26 単位を上限としている。また、本学では年間 35 週の学修期間、前、後各学期の授業期間 15 週を確保している

資料 5-8-③-A 履修方法

<p>教育方法 本学教職大学院の現職教員については、教職歴の長さに応じて「学校教育総合実習」又は「幼児教育総合実習」の期間を短縮してある。しかし、過去の教職歴を踏まえ、大学院実習担当教員は現職学生と面談の上、学生は個別の研究課題を設定して実習に臨み、専門性の高い実習を行う。内容的には「10 年経験者研修未修了者」と「10 年経験者研修修了者で、管理職を志向する者」とに分かれる。</p> <p>①共通科目群・5 領域の 22 単位は、必修科目として全員が履修する。</p> <p>②選択科目群「生徒指導・教育相談に関する領域」（10 単位）又は「学級経営・学級経営に関する領域」（12 単位）の 2 領域から、本人の希望によりどちらかを選択履修する。 本学教職大学院での「生徒指導、教育相談に関する諸問題」または「学級経営、学校経営に関する諸問題」の学習と研究を通して修得される高度な専門家として、それぞれのレベルに相応しい実践的力を身につけ、これを絶えず改善・向上させていける教員を養成する。また、今日の社会風潮と、子どもの荒んだ心の状態に配慮し、教育指導者またはこれを目指す教育者に相応しい学識・識見と人格性を備えた教員を養成する。</p> <p>③履修科目の年間登録の上限は、総合実習を除き、26 単位とする。</p> <p>④理論と実践との融合を図り、高度の専門性と実践的指導力を育成するためには、従前型の講義にとどまることなく、新しい教育方法を積極的に開発・導入して教育効果を上げていきたい。例えば、必要・用途に応じてワークショップ、シミュレーション、ロールプレイング、プレゼンテーション等の方法を活用することにより、学校教育現場等で発揮できる実践的力を培うとともに、教育効果の情報交換や授業参観による研究会等を行って、教員相互の技術の向上を図りたい。現段階での実施予定状況は授業計画（シラバス）に記載されている。</p>
--

出典：履修と実践研究の手引き P18

【分析結果とその根拠理由】

所定の学修期間及び授業期間を確保しているほか、研究指導においても適切な方法をとっており、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

観点 5-9-①： 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

平成 21 年度の本研究科の開設にあたって、千葉県及び千葉県教育委員会をはじめ、千葉県松戸市、茨城県取手市教育委員会、さらには千葉県及び近隣都県の幼稚園教育界などから、本研究科の教育課程の「総合的な人間力を土台とした高度な専門性と実践力、指導者教員としての優れた人格の養成」への期待と要望が寄せられており（訪問調査時提示資料 5-9-①-a）、昨年度には最初の修了者 9 名を輩出した。その内訳は幼児教育コース 7 名、児童教育コース 2 名であり、すでにそれぞれの職域において活動している（訪問調査時提示資料 5-9-①-b）。ただ、入学者が入学定員を充足していないなどの課題もあり、文部科学省の設置計画履行状況調査においても、現状の検証を行い、必要な改善を図ることが求められているが（訪問調査時提示資料 5-9-①-c）、平成 24 年度より入学定員を半減することとしている。

訪問調査時提示資料 5-9-①-a	各機関からの要望書
訪問調査時提示資料 5-9-①-b	修了後の進路状況
訪問調査時提示資料 5-9-①-b	教職大学院設置計画履行状況等調査の結果

【分析結果とその根拠理由】

本研究科の開設にあたっては、地元及び近隣都県の教育界から教育課程とその内容に期待と要望が寄せられており、昨年度には最初の修了者を出したが、入学者が入学定員を充足していないなどの課題も認識されて改善が図られており、当該職業分野の期待に応えるものになっていると判断する。

観点 5-10-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

【観点に係る状況】

本研究科では、理論と実践との融合を図り、高度の専門性と実践的指導力を育成するために、新しい教育方法を積極的に開発・導入している。例えば、必要・用途に応じてワークショップ、シミュレーション、ロールプレイング、プレゼンテーション等の方法を活用することにより、学校教育現場等で発揮できる実践的力を培うとともに、教育効果の情報交換や授業参観による研究会等を実施し、教員相互の技術の向上を図っている。

授業形態は、「演習・基礎演習」「特論」「事例研究」「実践研究・実践演習」の 4 種類を基本とし、院生はいずれかの重点領域を選択し、必要に応じてワークショップやロールプレイングなどの方法も活用して、学習を進めている。

履修と実践研究の手引き P16 ほか

【分析結果とその根拠理由】

理論と実践との融合を図り、高度の専門性と実践的指導力を育成するために、新しい教育方法を積極的に開発・導入しており、「演習・基礎演習」「特論」「事例研究」「実践研究・実践演習」の授業形態をとることで、授業形態の取組の組合せ・バランスが適切にとられていると判断する。

観点 5-10-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

本研究科では、学生が履修計画を作成し、履修の進捗状況を把握するために、シラバスが掲載された「履修と実践研究の手引き」を作成し、全学生及び教員に配付し、ガイダンス等でその活用を求めている。

資料 5-10-②-A シラバス記載項目

領域、授業科目、単位、必修・選択等の別、配当年次・学期、担当教員、授業の目標、授業の方法、授業の概要、授業の内容、テキスト、教材、参考図書等、到達目標、成績評価の方法と採点基準、その他

出典：「履修と実践研究の手引き」から項目を抽出

【分析結果とその根拠理由】

すべての授業科目についてシラバスが作成され、学生に配布されており、活用されていると判断する。

観点 5-10-③： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

【観点に係る状況】

現職教員の学生が個人の学習環境やキャリアプランに基づき無理なく学べるように、あらかじめ修業年限を選択し申し出ることにより、3年または4年にわたって学べる長期履修学生制度も取り入れている。

また、本研究科では、現職教員が勤務形態に応じたフレキシブルな履修計画を立てることができるようにするため、大学院設置基準第14条の教育方法の特例（資料5-10-③-A）を適用した教育課程を実施している。

資料 5-10-③-A 大学院設置基準第14条特例の実施内容

- (1) 修業年限：2年
- (2) 履修指導の方法
 - ① 本学教職大学院は従前の大学院と目的や内容を異にし、従って入学、履修、実習、研究、修了の全過程をわかり易く説明・解説した「履修・研究と実習の手引」を作成し、入学者に配布する。
 - ② この手引書に基づいて、入学時には課程修了を見通した履修・研究と実習とに関する全体指導をコース別に行う。また、この間の資格取得に関する指導も、併せて行う。
 - ③ 「総合実習」は本学教職大学院の中核であり、教職歴の長さによってその期間、内容等も当然に異なるので、この点は入念に説明する。特にどのような研究課題を持って実習に臨むかなど、この大学院の趣旨を徹底させて、適切な指導を図っていきたい。
- (3) 授業の実施方法

授業内容、授業運営等について、現職教員が勤務と両立させて、段階的に学習に取り組み、無駄のない履修と研究を進めるため、14条特例を活用し、平日の昼間・夜間及び土曜日に開講する。併せて2年以上にわたる長期履修制度を導入することとした。

ただし、「総合実習」は実習校の関係上、平日の昼間に実施する。
- (4) 教員の負担の程度

特に専任教員の担当授業時間数については、昼・夜開講制の採用にあたり、担当授業を原則として同一曜日に開講するなど、教員の教育研究活動に支障をきたさないよう授業運営を計画していく。
- (5) 図書館、情報処理機器等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配慮

図書館の開館は、夜間の時間帯に利用する学生に対して、支障をきたさないよう授業期間及び休暇期間とも専任職員を置き、平日は21時30分まで開館する。コンピュータ機器等についても同時刻まで開放する。
- (6) 入学選抜の概要

現職教員の入試選抜においては、小論文、口述試験を重視するなど通常の選抜方法とは異なる方法を適用する。

出典：履修と実践研究の手引 P20

【分析結果とその根拠理由】

長期履修学生制度及び大学院設置基準第 14 条特例の適用等により、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

観点 5-10-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

【観点到に係る状況】

該当なし

【分析結果とその根拠理由】

該当なし

観点 5-11-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

本大学院では、共通科目群・5領域の 22 単位は必修、選択科目群「生徒指導・教育相談に関する領域」（10 単位）又は「学級経営・学級経営に関する領域」（12 単位）の 2 領域から、本人の希望によりどちらかを選択履修する。修了評価の基準は、現職教員は、少なくとも 10 年経験者研修修了程度の力量を有していること、また学部修了者は少なくとも初任者研修修了程度の基礎の上に、自立した教員として、教え学び続ける能力の獲得を目指している。また、成績評価の方法は授業内容によって異なるので、担当教員の工夫と判断に任せることにしているが、『履修と実践研究の手引き』の授業計画（シラバス）の各末尾に「到達目標、成績評価の方法と採点基準」の欄を設け、科目毎にこれを詳細に記載して学生への周知を図っている。

履修と実践研究の手引き P18

【分析結果とその根拠理由】

大学院学則において修了認定基準を明確に定め、シラバスに科目毎の成績評価基準をあらかじめ示すこととしており、それらの基準によって、成績評価及び修了認定が適切に行われていると判断する。

観点 5-11-②： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

学生から教員に相談があった場合、所定の事務手続きに従って成績評価の変更ができる体制をとっている。

資料 5-11-②-1 成績評価報告書

先生各位
平成22年度 後期（本試験）成績評価報告書を教務課にご提出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 23 年 月 日

（ 後 期 ）成績評価報告書

所属 _____ 教員氏名 _____

先生がご担当になった科目の中から、**主たるものを1科目**を選んで、それについてお書きください。

対象科目名 _____ 対象学科・学年 _____

1. 対象科目について以下の各項目から適当なものに○をつけてください。

1) 授業の種類: (1) 講義科目、(2) 演習科目、(3) 実技・実験科目

2) 履修者数:
(1) 10名以下、(2) 30名以下、(3) 50名以下、(4) 100名以下、(5) 300名以下、(6) 301名以上

2. シラバスに記載されている当該科目についての「総合評価の割合」をお書きください。

小テスト	%	レポート	%	臨時試験	%	定期試験	%	実技・作品など	%
------	---	------	---	------	---	------	---	---------	---

3. 今回の成績評価は、シラバスの記載内容（総合評価の割合など）に準じて行われましたか。

1) 行った 2) ほぼ行った 3) 一部分変えた 4) ほとんど変えた

上記 3) または 4) とお答えの先生は、変更理由と変更内容をお書きください。

2. 評価点の分布状況

(1) ほぼ S に集中している (2) ほぼ A に集中している (3) S と A が多いが B と C もある
(4) ほぼ B に集中している (5) ほぼ C に集中している (6) ほぼ D に集中している
(7) 適当に分散している (8) その他 [_____]

5. 上記の成績評価について、先生の方針や基準などをお書きください。

6. 成績評価全般について問題点がございましたらお書きください。

以上、ご協力ありがとうございました。

教務委員会

【分析結果とその根拠理由】

意見の申し立てが手続き的に制度化されていないものの、評価の変更を可能とする体制がとられており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. シリーズ・コンサートや研修合宿旅行などを織り込んだ聖徳教育などの特色ある共通教養教育を行って

いる。

2. 平成21年度に文部科学省の大学教育・学生支援事業に『社会の中の「わたし」発見プロジェクト』が採択され、人間関係における耐性を形成する大学教育の創造を目指している。
3. 基礎ゼミ、3年次ゼミ、卒論ゼミなど、少人数の授業が系統的に実施されている。
4. 教育・福祉関係施設を中心の場としたボランティア活動が活発に展開されている。
5. 所定の年間学修期間及び授業週数を確保し、厳格に実施している。
6. 全国唯一の通信制の博士後期課程ではほぼ毎年度修了者を輩出している。

【改善を要する点】

1. 成績評価についての意見申し立ての方式が制度化されていない。

(3) 基準5の自己評価の概要

学士課程では、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を明確に定め、シリーズ・コンサートや研修合宿旅行などを織り込んだ聖徳教育などの特色ある共通教養教育を基礎に体系的な専門教育カリキュラム編成を行い、それに基づいて学位を授与している。各学部学科では、文部科学省の大学教育・学生支援プログラムにも採択されるなど、学生のニーズや関連産業界、さらには社会からの要請を配慮して教育課程の編成や授業内容を構築している。履修登録にあたっては単位の上限を設定し、成績評価にGPA制度を導入し、また大学設置基準の定める年間学修期間及び前後期の授業週数を確保しており、単位の実質化に配慮している。授業の展開にあたっては、ゼミ方式の少人数教育を実施するなど、その特性に応じた多様な授業形態を採用し、そのそれぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫が適切になされている。すべての授業科目に統一した様式によるシラバスが用意され、配布公開されており、教育課程の編成の趣旨に添って適切なシラバスが作成され活用されている。各種のガイダンスでは、予習や復習などの自主学習の必要性について説明し、そのための時間的及び施設的な配慮を行い、また一部の学部や通信教育部では基礎学力の充実を目指した取組が行われている。教育・福祉関係施設を中心の場としたボランティア活動も活発に展開されている。夜間課程については、その授業時間を確保し、昼間課程の全授業科目を受講可能とし、教員に夜間主の授業担当を定めるなどの適切な指導体制がとられている。通信課程では、教科書を用意し、スクーリングでは直接指導教員や科目担当教員が学習の経過を確認し、それに基づいた指導を与えている。成績評価基準及び卒業認定基準に従って作成された学部・学科の判定案に基づき、教授会において卒業認定等が適切に実施されている。また、成績評価の偏りを是正し、また評価の変更の可能とする体制がとられており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

大学院（博士前期・後期課程）では、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を明確に定め、体系的なカリキュラム編成を行い、それに基づいて学位を授与している。各研究科・専攻においては、学界や社会等の要請、それに学生のニーズ等を吟味したうえで、教育課程の編成を行っている。また、大学院でも、所定の学修期間及び授業期間を確保しているほか、研究指導においても個別指導などの緊密な体制をとっており、単位の実質化に配慮している。授業科目は、演習科目を中心に、実験・実習の形式が、通信教育（児童学研究科）では通信及び面接の形式が採用され、また、そのそれぞれの教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされている。すべての授業科目にはシラバスが作成され、学生に配布されており、活用されている。これによって、大学院生が自らのニーズに合わせた柔軟な履修プランを立てることが可能となり、またそれに応じた指導が行なわれている。通信課程（児童学研究科）では教科書を用意して教科指導を行い、面接授業

では指導教員や科目担当教員が学習の経過を直接確認し指導を与えている。研究指導体制については、学生の研究テーマに即した複数教員指導体制をとり、さらに研究や論文作成の進捗状況を適宜チェックするなどの指導体制も整備され、計画的に運営されている。その結果、博士前期課程はもちろん後期課程修了者もほぼ毎年度輩出している。なお、大学院学則及び大学院履修規程において大学院として成績評価基準及び修士課程認定基準を定め、これに基づいて成績評価及び修了認定を適切に実施しており、学位論文に係る評価基準は各研究科の各課程毎に定め、これはオリエンテーション等で学生に周知している。評価の変更を可能とする体制がとられており、意見の申し立ての手続きは制度化されていないものの、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

専門職大学院教職研究科授業科目の内容は、教育者にふさわしい人格と専門性を高めるための教育課程が体系的に編成されており、現職者を中心とした学生のニーズをはじめとして広く教育界の要請に配慮して構成されている。履修にあたっては、所定の学修期間及び授業期間を確保しているほか、登録単位の上限設定を行い、単位の実質化に配慮している。そもそも、本研究科の開設にあたっては地元及び近隣都県の教育界から教育課程とその内容に期待と要望が寄せられており、昨年度には最初の修了者を出し、当該職業分野の期待にこたえるものになっている。授業の展開にあたっては、理論と実践との融合を図り、高度の専門性と実践的指導力を育成するために、新しい教育方法を積極的に開発・導入しており、「演習・基礎演習」「特論」「事例研究」「実践研究・実践演習」などの多角的な授業形態をとっている。シラバスは、すべての授業科目について作成され、学生に配布されており、活用されている。さらに、長期履修学生制度及び大学院設置基準第14条特例の適用等により、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割が設定されている。大学院学則においては、修了認定基準を明確に定め、シラバスに科目毎の成績評価基準をあらかじめ示すこととしており、それらの基準に基づいて成績評価及び修了認定が適切に行われている。なお、評価の変更を可能とする体制がとられており、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられている。

基準6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、平成15年に「教育の質マニュアル」を策定（平成21年改訂）し、自己点検評価委員会が、「授業計画」（シラバス）の点検による「授業計画の質」の管理、成績評価の点検による「成績評価の質」の管理、さらに担任指導の点検による「担任による学生サポートの質」の管理を恒常的に行っている。

また、本学では、ISO(9001)の「教育の質マネジメント」評価において、教育の成果を検証する取組を行っている。最大の学生数を擁する児童学部を例にとると、平成22年度に掲げた「基礎学力の向上」計画が結果として「情報の共有」にとどまったことを踏まえ、平成23年度には「事前学習での活用」を新たな具体的施策として策定していることなど、PDCAのサイクルを意識した取組が行われている。

訪問調査時提示資料 6-1-①-a 「教育の質マネジメント」の計画 2011

【分析結果とその根拠理由】

「授業計画の質」、「成績評価の質」、さらに「担任による学生サポートの質」の管理が恒常的に実施されており、教育目的の達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

観点6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

本学における標準修業年限内での卒業率は、過去5年間で、77%から71%の間で推移している（資料6-1-②-A）。教育職員免許の取得状況は、教員養成を中心的な役割としている児童学部とそれ以外の学部との間に差異はあるが、その延べ総人数は以下の通りである（資料6-1-②-B）。また、管理栄養士国家試験においては、人文学部人間栄養学科（学部昇格後の実績はない）受験生（卒業年次生）の合格率は80%から90%と高率を維持している（資料6-1-②-C）。その他の諸資格の取得状況は、履修内容に主に関係する学部とそれ以外の学部との間で差異はあるが、その延べ総人数は以下の通りである（資料6-1-②-D）。

大学院については、博士前期課程の入学者に対する標準修業年限内の修了者の比率は、過去5年間で73%から85%となっている。また、博士後期課程の場合、その比率は僅少であるが、単位取得（満期）退学を含めると、年度によりかなりの変動がみられ、最小で13%最大で75%となっている。臨床心理学研究科博士前期課程修了者を主な受験者とする臨床心理士資格試験の合格者は、最大で76%、最小で50%となっている（資料6-1-②-E）。

卒業（修了）論文については、各学部・学科及び研究科・専攻で発表会等を行っており、それぞれの要求水準を満たす教育効果を挙げていることが確認されるが、博士論文を例にとると、学会誌掲載論文の掲載（児童学研究科では2編）などの受理要件を満たすレベルの教育効果及び学習成果を挙げている（資料6-1-②-F）。なお、児童学部、人間栄養学部（人文学部人間栄養学科）等では、3年次に実施された海外研修の成果に関する発表会を行っている。

資料 6-1-②-A 標準修業年限での卒業者の割合

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
学士課程	79.7%	81.6%	80.2%	76.2%	76.1%
博士前期課程	86.7%	93.2%	83.3%	91.9%	81.4%
博士後期課程	69.2%	20.0%	38.5%	50.0%	40.0%
専門職課程	—	—	—	—	69.2%

出典：「学校基本調査」等より集計

資料 6-1-②-B 課程別教育職員免許状取得状況

(延べ人数)

課程	種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
学士課程	高等学校教諭免許（一種）	66人	76人	71人	83人	73人
	中学校教諭免許（一種）	53人	64人	61人	63人	64人
	小学校教諭免許（一種）	198人	235人	236人	204人	151人
	幼稚園教諭免許（一種）	519人	473人	465人	404人	353人
	小学校教諭免許（二種）	—	—	10人	8人	8人
	栄養士教諭免許（一種）	3人	5人	13人	14人	29人
	栄養士教諭免許（二種）	12人	16人	10人	—	—
	養護教諭免許（一種）	2人	9人	41人	52人	61人
大学院課程	高等学校教諭免許（専修）	1人	6人	0人	2人	1人
	中学校教諭免許（専修）	1人	6人	0人	2人	1人
	小学校教諭免許（専修）	6人	5人	3人	4人	2人
	幼稚園教諭免許（専修）	7人	6人	6人	6人	10人

出典：「年次報告書」等より集計

資料 6-1-②-C 管理栄養士国家試験合格状況

種別	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
管理栄養士	受験者数	98人	91人	90人	91人
	合格者数	87人	82人	73人	80人
	合格率	88.8%	90.1%	81.1%	87.9%
	全国平均	72.3%	81.8%	80.6%	74.2%

出典：厚生労働省ホームページより引用

資料 6-1-②-D 諸資格取得状況

資格名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保育士	440人	433人	441人	384人	336人
司書教諭	60人	64人	63人	44人	51人
学校図書館司書教諭	61人	68人	61人	47人	30人
学芸員	10名	6人	18人	6人	19人

社会教育主事任用資格	14人	9人	16人	12人	16人
日本語教員養成講座	10人	5人	3人	2人	1人
訪問介護員（2級）	7人	10人	74人	26人	1人
キャンピングインストラクター	82人	97人	94人	54人	8人
レクリエーションインストラクター	73人	93人	82人	45人	5人
グループレクリエーションワーカー	12人	6人	4人	0人	0人
余暇生活相談員	16人	4人	5人	9人	4人
精神保健福祉士受験資格	47人	48人	66人	51人	40人
社会福祉士受験資格	96名	99人	131人	87人	82人
管理栄養士受験資格	107名	92人	114人	115人	134人
栄養士	188名	164人	169人	115人	124人
栄養情報担当者（NR）受験者資格	71名	53人	35人	32人	32人
食品衛生監視員	70人	44人	32人	54人	86人
食品衛生管理者	73名	48人	32人	57人	88人
フードスペシャリスト	56名	58人	76人	12人	17人
音楽療法士（1種）	17名	27人	12人	17人	17人

出典：「年次報告書」より集計

資料 6-1-②-E 臨床心理士資格試験合格状況

種 別		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
臨床心理士資格	受験者数	20人	17人	24人	24人
	合格者数	14人	10人	15人	12人
	合格率	70.0%	58.8%	62.5%	50.0%
	全国平均	63%	69%	66%	62%

出典：臨床心理学研究科委員会配布資料

資料 6-1-②-F 平成 22 年度 卒業（修了）論文（演奏）日程

区 分	学部・研究科名	実施時期	実施内容
大学課程	児童学部	1月下旬～2月上旬	各学科卒論指導教員より実施
	人文学部		
	人間栄養学部	11月中旬	図書館ガイダンス
		12月中旬	展示パネル発表会
	音楽学部	12月～2月	卒業演奏
大学院課程	児童学研究科	2月12日	論文の試問及び最終試験
	臨床心理学研究科	2月14日、15日	論文の試問及び最終試験
	言語文化研究科	2月4日	論文の試問及び最終試験
	人間栄養学研究科	2月8日	論文の試問及び最終試験
	音楽文化研究科 音楽教育専攻	2月21日	論文の試問及び最終試験
	音楽文化研究科 音楽表現専攻	2月17日	論文の試問及び最終試験
	専門職課程	教職研究科	2月18日

出典：教務課で集約

【分析結果とその根拠理由】

標準履修年限内の卒業状況、あるいは資格取得、ことに教員免許、管理栄養士国家試験等の状況から、また学位論文等の内容や水準から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点6-1-③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では、学部及び大学院教職研究科（専門職大学院）において授業評価（「授業アンケート」）を実施している。学期毎にマークシート形式の専用アンケート用紙（課程、授業形式等により異なる）によって、授業期間終了時に原則として全科目を対象に実施し、集計結果は担当教員に送付され、教員はそれを承けて「アンケート結果の考察」を提出することになっている。これらは、毎年度発行の『明日の教育を目指して』（訪問調査時提示資料6-1-③-a）に掲載され、印刷物として発行され、公開されている。これに掲載されている平成22年度前期（依頼教員数174、科目数354、アンケート集計数15,595）の大学全体での平均点は、学生の授業への取り組みの自己評価7.33に対して、授業への評価は7.74となっており、同年度後期（依頼教員数163、科目数311、アンケート集計数13,210）の大学全体での平均点は、学生の授業への取り組みの自己評価7.37に対して、授業への評価は7.87となっている（いずれも、10段階評価）。

訪問調査時提示資料 6-1-③-a 明日の教育を目指して

【分析結果とその根拠理由】

授業評価等、学生からの詳細な意見聴取の結果、大学全体で約8割の学生から好評価を得ていることから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点6-1-④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学士課程卒業生の進路（資料6-1-④-A）については、学部・学科によって多種多様である。各年度末での進路の確定は、例年90%を超えている。ことに児童学部においては、その多くが教育関係（小学校・幼稚園）及び福祉関係（保育所）に就職しており、平成21年度の実績は、小学校88名（全国の私立大学中25位）、公私立幼稚園140名（全国の私立大学中1位）、公私立保育所167名（全国の私立大学中1位）である（平成22年度実績については集計中）。また、人間栄養学部では、栄養士としての就職が顕著である（平成22年度54名）。また、児童学部を含めて、全学部において商業、金融保険、サービス業などへの就職も多い。音楽学部では、児童学部開設の所定科目を履修することにより、小学校教員免許の取得が可能となっており、これまで7名が小学校教員となっている。なお、卒業生の活躍の様子を収めたDVD「未来を咲かせるチカラ」を作成している。ちなみに、平成22年度における就職希望者数955名のうち、就職者数は851名で就職率89%（教育系98%、企業系68%）であった。

資料 6-1-④-A 学生の進路状況

課程	区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
学 士	進学	大学院	23 (2.0%)	16 (1.5%)	14 (1.3%)	23 (2.5%)	19 (2.2%)
		大学	2 (0.2%)	2 (0.2%)	2 (0.2%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)
		短期大学	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (2%)	0 (0%)
		専攻科	1 (0.1%)	1 (0.1%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.1%)
		別科	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (0.3%)	6 (0.7%)
	就職者	895 (76.8%)	837 (79.1%)	815 (74.4%)	625 (66.6%)	630 (72.3%)	
	専修学校等入学者	18 (1.5%)	18 (1.7%)	8 (0.7%)	2 (0.2%)	10 (1.1%)	
	一時的就職者	16 (1.4%)	2 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	17 (2.0%)	
	その他	210 (18.0%)	182 (17.2%)	256 (23.4%)	284 (30.3%)	186 (21.4%)	
	計	1,165 (100%)	1,058 (100%)	1,095 (100%)	938 (100%)	871 (100%)	
博士前期	進学	大学院	7 (11.7%)	2 (3.1%)	1 (1.9%)	1 (1.7%)	2 (5.4%)
		その他	0 (0%)	1 (1.6%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	就職者	27 (45.0%)	34 (53.1%)	14 (26.4%)	20 (33.3%)	24 (64.9%)	
	専修学校等入学者	0 (0%)	2 (3.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	
	一時的就職者	3 (5.0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (5.0%)	0 (0%)	
	その他	23 (38.3%)	25 (39.1%)	38 (71.7%)	36 (60.0%)	11 (29.7%)	
計	60 (100%)	64 (100%)	53 (100%)	60 (100%)	37 (100%)		
博士後期	進学	大学	0 (0%)	1 (25.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	就職者	4 (36.4%)	1 (25.0%)	2 (20.0%)	1 (12.5%)	0 (0%)	
	一時的就職者	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (12.5%)	0 (0%)	
	その他	7 (63.6%)	2 (50.0%)	8 (80.0%)	6 (75.0%)	5 (100%)	
	計	11 (100%)	4 (100%)	10 (100%)	8 (100%)	5 (100%)	
専門職	進学	大学院	/	/	/	/	0 (0%)
		その他	/	/	/	/	0 (0%)
	就職者	/	/	/	/	7 (77.8%)	
	一時的就職者	/	/	/	/	0 (0%)	
	その他	/	/	/	/	2 (22.2%)	
	計	/	/	/	/	9 (100%)	

出典：「学校基本調査」より集計

【分析結果とその根拠理由】

学部等の教育内容に対応した進路の状況、ことに教職希望者の就職率などの実績からみて、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

観点 6-1-⑤： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では、学士課程卒業生にに対して「卒業生の意識調査報告」実施している。卒業時に実施し、その結果を次年度の7月に印刷して公表している（訪問調査時提示資料6-1-⑤-a）。それによると、学生生活全般での満足度（期待に対する満足の度合い）は、70%程度となっている（短期大学部を含めた調査であり、学部独自の正確な数値の抽出は困難）。ちなみに、満足度の低い現代ビジネス及び外国語の両学科は、

すでに改組されて、現在では過年次学生の在籍はない。授業に対する満足度も、講義系で約40%、実技・実験・実習系で約50%となっている。ここでも、すでに改組されて、現在では過年次学生の在籍のない現代ビジネス及び外国語の両学科の満足度が低い。なお、就職先などへの意見聴取については、組織だった取り組みは行われていないが、最大の学生数を擁する児童学部卒業生の主な就職先である教育及び保育関係機関からの回答・意見によれば、「新規採用教員にしては、安心して1学級を任せられる」「とても良い人材を得た」として喜んでいる。これもひとえに貴職（教職研究室主任）ならびに貴大学でのきめ細やかな指導の賜と厚く感謝している」といった勤務先校長からの評価を得ており、教職課程研究室等による実習指導を含めた教育の結果が確実に実績につながっている。また、同学部幼稚園教員養成コースの卒業生では、受賞者（小学館「私の保育」ラッタ賞、平成21年）、平成18、19年度文部科学省（国立教育政策研究所）の教育課程研究指定園（東京都荒川区立幼稚園）での研究成果発表（「心も体もたくましい幼児の育成」）、さらには海外の幼稚園（最近では、平成21年度よりタイ国バンコクの幼稚園に就職などの事例がある）での活躍などの報告が卒業生や就職先から寄せられている。

訪問調査時提示資料 6-1-⑤-a 2010 卒業生の意識調査報告

【分析結果とその根拠理由】

卒業（修了）生や、就職先等の関係者、ことに教育関係を中心とした意見聴取や情報提供の状況からみて、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 教員免許や管理栄養士など諸資格の取得率が高い。
2. 就職希望者の就職率が高い。
3. 幼稚園や小学校を含め、就職先の評価が高い。

【改善を要する点】

1. 同窓会の活動は活発だが、一部の学部学科を除いて、卒業生やその就職先からの組織的な意見集約は当該年度にとどまっている。

（3）基準6の自己評価の概要

教育目的の達成状況の検証については、「授業計画の質」、「成績評価の質」、さらに「担任による学生サポートの質」の管理が恒常的に実施されるなどの適切な取組が行われている。

教育の成果や効果については、学生からの詳細な意見聴取で大学全体で約8割の学生から好評価を得ていることや、標準履修年限内の卒業状況や教員免許、管理栄養士などの資格取得状況、そして学部等の教育内容に対応した進路の状況等の実績から、さらには卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果からみて、十分な状況にある。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学では、学士課程及び大学院の新入生に対して本学の教育目標と学修全般について周知し、さらに高年次生に対しても、主として学年のはじめにオリエンテーション（ガイダンス）を実施している（資料 7-1-①-A）。学士課程では、新入生を含めて各学部・学科毎に、大学院課程では、これも新入生を含めて各研究科・専攻毎に教育課程の内容、履修計画の作成、履修方法について説明し、学年開始前のほぼ1週間をその期間にあてている。留学生のためのガイダンスは4月に行われている（訪問調査時提示資料 7-1-①-a）。

資料 7-1-①-A オリエンテーション日程

区分	学部名	対象者	実施時期	実施内容
大学課程	全学部・学科 (通学)	1年生	4月	新入生オリエンテーション
		2～4年生	4月	在校生オリエンテーション
		1～4年生	4月	図書館ガイダンス
	全学部・学科 (通信教育)	1～4年生	4月	新入生オリエンテーション (在学生も参加可能)
		1～4年生	5、11、12月	新入生学習ガイダンス (在学生も参加可能)
大学院課程	全研究科	1年生	4月	新入生オリエンテーション
		2～4年生	4月	在校生オリエンテーション
専門職学位課程	教職研究科	1年生	4月	新入生ガイダンス
		2年生	4月	オリエンテーション

出典：「学生便覧」、「大学院学生便覧」、「履修と学習の手引」等より作成

学生便覧：P14～P15 (学事日程)
 大学院学生便覧：P48～P50 (学事日程)
 履修と学習の手引：P4～P5 (学事日程)
 履修と実践研究の手引き：P1 (学事日程)

訪問調査時提示資料 7-1-①-a 留学生ハンドブック 2011

【分析結果とその根拠理由】

ガイダンスでは、全体及び教育組織ごとに学年別の教育課程の内容、履修計画の作成、履修方法について説明されており、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

観点 7-1-②： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本学では、各学科の専攻・コース毎にクラスを編成し、担任の教員を置く「クラス担任制」を採用している（訪問調査時提示資料 7-1-②-a）。担任は、学生生活における指導・助言、単位履修の方法や成績についての指導・助言、保護者など家庭との連絡などにあたっており、クラスアワー（クラス担任によるミーティングの時間）、研修旅行時のミーティング、さらには担任オフィスアワーでの個人面談などを通して学生のニーズに応じた支援が行われている。クラスアワーに対しては、経費の支援が行われている。大学院課程（専門職大学院課程を含む）においては、コースアドバイザーや指導教員（複数指導制）による日常的な研究生活に関する相談が行われている。また、学生部を中心に、学生生活全般にわたって、指導助言が日常的に行われている。

訪問調査時提示資料 7-1-②-a クラス担任マニュアル 2011

【分析結果とその根拠理由】

担任制やアドバイザー制の活用により、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

観点 7-1-③： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

通信教育を置いている課程（学士課程及び大学院課程）における学習支援や教育相談は、通信教育部通信教育学務課が担当している。まず、電話での問合せによって用件を確認し、そのうえで質問票を大学事務局に提出してもらう。質問票の内容に応じて、回答は教員又は事務局が記述し、本人に送付する。また、学習ガイダの申し込み段階で、取り上げてほしい内容を同時に提出してもらっている。

履修と学習の手引：P202、巻末（質問票様式）
履修と研究の手引：P 8、巻末（質問票様式）

訪問調査時提示資料 7-1-③-a 聖徳通信
訪問調査時提示資料 7-1-③-b 学習まるわかりガイド
訪問調査時提示資料 7-1-③-c レポートアドバイスBOOK
http://www.seitoku.jp/tk/tk_info/tk_info.html

【分析結果とその根拠理由】

通信教育を行う課程では、質問と回答の制度の運用により、その教育の効果的な実施のための学習支援、教育相談が適切に行われていると判断する。

観点 7-1-④： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

特別な支援を行うことが必要と考えられる学生のうち、障害をもつ学生については、すでに入学試験前において事前相談を行い、さらに試験会場の設定などで配慮を行っているが、保健体育などの実技を伴う授業科目において、実技への参加が不可能な学生に対して、見学することで単位の認定を行うなどの配慮をしている。また、全学共通科目として障害に関する授業科目を開設し、障害をもつ人々への理解を深め、あわせてその支援者の育成を図っている。留学生については、国際交流委員会・国際交流課が担当、履修計画等への助言指導などの修学上の支援を、担任（学士課程）、アドバイザー（大学院課程）、それに教務課・国際交流課の職員が求めに応じて行っている。社会人学生（大学院課程）については、長期履修制度の適用を可能とする教育課程運用が行われている（平成23年度該当者8名）。なお、震災被災者関係では、急ぎ追試・再試験の延期実施の措置をとっている。

資料 7-1-④-A 留学生在籍者数

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
学士課程		10	14	12	16	14
大学院課程	(博士前期)	3	4	4	3	7
	(博士後期)	8	9	6	5	3
専門職学位課程				0	0	0

出典：「学校基本調査」より集計

資料 7-1-④-B 社会人在籍者数

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大学院課程	(博士前期)	49	51	45	35	27
	(博士後期)	18	22	21	18	12
専門職学位課程				11	17	11

出典：「学校基本調査」より集計

※学士課程は調査していないので、記載していない

【分析結果とその根拠理由】

障害をもつ学生、留学生、さらには社会人学生などの特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことができる状況にあり、相応の学習支援が行われていると判断する。

観点 7-2-①： 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

「自習室」を設け、平日は7時から19時（夜間主21時30分）まで、日・祝祭日は8時から17時まで開放している。また、「ピアノ練習室」は2ヶ所に設けられ、1ヶ所（児童学部用、240台）は平日の7時より19時（夜間主21時50分）までと休日の9時より17時まで、さらに1ヶ所（音楽学部用、26台）は平日の8時30分より19時まで開放している。その受付は管理室等で行っているが、開放時間中はほぼ満室の状況である。自由開放PC（パーソナルコンピュータ）としては、各号館フロア（PC36台）、メディアパーク（PC44台）、貸出用ノートPC（30台）を配置している。これらは原則として8時30分から19時30分まで自由開放して

いる。また、学生の利用状況によっては、授業のない時間帯にPC教室（6教室（PC274台））も開放している。大学院（通学制）のためには、「院生室」が設けられ、個人用のデスク等が用意されている。なお、セミナーハウス（「春日荘」、長野県佐久市）も学生（通信教育部生を含む）の自主学習施設として利用されている。

学生便覧：P92～94（自習室）

【分析結果とその根拠理由】

自習室やピアノ練習室、さらに各号館フロアにPCを配置するなどの自主的学習環境が十分に整備され、また効果的に利用されていると判断する。

観点7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、専任の教職員と全学生によって組織される「学友会」（会長などの役員は学生）において、新入生歓迎会や聖徳祭（学園祭）、震災被災者のための募金活動、さらに前後期のクリーン活動などのイベントの企画、立案、実施にあたっている。クラブ・同好会は、平成23年4月現在で運動系19団体、文化系58団体が活動している。これらのクラブ・同好会の運営を支援するために、年間350万円の予算が計上されている（平成22年度）。

資料 7-2-②-A クラブ・同好会一覧（平成23年度）

NO	運動系	NO	文化系
1	団体名	1	アテレコ研究部
2	剣道部	2	E. S. S.
3	硬式庭球部	3	音楽研究部
4	サッカー部	4	華道部
5	水泳部	5	茶道部
6	スキー部	6	児童文化研究部
7	ソフトテニス部	7	写真部
8	ダンス部	8	手話研究部
9	バスケットボール部	9	書道研究部
10	バドミントン部	10	ハンドベル研究部
11	バトン部	11	美術部
12	バレーボール部	12	フォークソングクラブ
13	ハンドボール部	13	放送研究部
14	ラクロス部	14	漫画研究部
15	クラシックバレエ同好会	15	ユースホステルクラブ
16	水球同好会	16	エレクトーン同好会
17	聖徳アスレチック同好会	17	オペラ研究同好会
18	太極拳同好会	18	おりがみ研究同好会
19	リズムなわとび同好会	19	教育研究同好会
20	レクリエーション同好会	20	弦楽同好会
21	聖徳大学陸上部	21	香料研究同好会

22	自然観察同好会
23	社会福祉研究同好会
24	出版研究同好会
25	生涯学習研究同好会
26	小児発育研究同好会
27	聖徳大学BBS同好会
28	造形デザイン研究同好会
29	中国文化研究同好会
30	長唄研究同好会
31	DTP クリエーション同好会
32	日本舞踊研究同好会
33	ハワイアンダンス同好会
34	ブリティッシュミュージック研究同好会
35	ボランティア同好会
36	ミュージカル同好会
37	ライブラリー研究同好会
38	礼法同好会
39	吹奏楽研究会

出典：「学生便覧」など

学生便覧：P101～P105（課外活動（クラブ・同好会など）

訪問調査時提示資料 7-2-2-a 2011 FLYING

【分析結果とその根拠理由】

学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

観点 7-3-①： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

学生生活の充実については、「学生の意識調査」などをもとに、学生生活委員会及び学生部が全般的に支援の体制をとっている。健康面については、保健センター（教員5名、事務員2名、看護師1名）が定期健康診断をはじめ、心身の健康相談及び栄養相談（資料 7-3-①-A）などに応じ、保健センターだより「けんこう」を発行し、広く健康啓発活動を行っている。万が一に備えて、応急救命設備（AED）も設置している。就職等の進路については、キャリア支援室（事務員7名）が就職ガイダンス、模擬試験、個人面談、各種の就職講座を企画実施し、また進学や編入学の相談や就職・進学等の情報提供も行っている。児童学部の教職研究室等では小学校教員、幼稚園教員、保育士を志望する学生のための特別講習を実施している。ハラスメントについては「防止指針」を定め、保健センター及び学生課を窓口とする相談体制を整備し、防止に努めている。これらの情報については、「学生便覧」に掲載し、ニーズが多いものについてはQ&Aの形式で情報提供している。

資料 7-3-①-A 保健センター利用状況（延べ人数）

			平成21年度
学士課程	日常業務	保健室利用者数	1,797
		保育指導・保健指導	2,333
	カウンセリング業務		933
大学院課程	日常業務	保健室利用者数	51
		保育指導・保健指導	—
	カウンセリング業務		20

出典：「年次報告書」等より集計

資料 7-3-①-B セクシュアル・ハラスメントの防止指針

<p>1. 目的 学校法人東京聖徳学園において、セクシュアル・ハラスメントを防止し、健全で快適なキャンパス環境をつるために、この指針を定める。</p> <p>2. 基本方針 セクシュアル・ハラスメントは、人としての尊厳を侵害する重大かつ不当な性差別行為であり、本学園の環境を著しく損なう行為として、容認できるものではない。本学においては、セクシュアル・ハラスメント行為には、厳正な態度で臨むとともに、この指針に基づきセクシュアル・ハラスメントの防止に努めるものとする。</p> <p>3. 定義 セクシュアル・ハラスメントは、次に掲げる行為をいう。 ①相手方の意に反する性的な言動をとり、それに対する対応によって、就学・就労・教育又は研究を行う上で、一定の利益又は不利益を与えること。 ②相手方の意に反する性的な言動により、就学・就労・教育又は研究を行う環境を著しく損なうこと。</p>
--

出典：学生便覧

学生便覧 P9、P60～P61 (ハラスメント関係)

【分析結果とその根拠理由】

生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する教員・事務職員による相談・助言体制が組織的に整備され、適切に運用されていると判断する。

観点 7-3-②： 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、過去の新潟県中越沖地震（平成19年7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）にさいして、その被害関係者に入学検定料、入学金、授業料、施設費などの減免措置を講じてきたが、平成23年3月11日の東日本大震災における特別措置については、学生や家族の状況確認（担任経由）を経て、授業料等の学内減免措置、さらに寮宿泊体制の整備（約20名分）などを急遽行った。

留学生の生活支援については、国際交流委員会と国際交流課が担当し、諸手続についてのサポートのほか、歓迎会や壮行会、さらにはフレンドシップパーティー、「聖徳祭」（学園祭）での留学生企画などを開催している。また、留学生のために、大学独自で奨学金制度を設けている（「聖徳学園川並奨学金（1）」（給付）、平成22年度受給者は学士課程6名、大学院課程2名）。これらの事項は、「留学生ハンドブック」（訪問調査時提示資料 7-3-②-a）に記載されている。

障害をもつ学生への生活支援については、保健師やカウンセラーが日常的に相談に応じるが、その自立支援のために、専門業者を通じた就職先の開拓や就職活動上の助言などを必要に応じて行うこととしている。

学生便覧 P118 (聖徳学園川並奨学金)

訪問調査時提示資料 7-3-②-a 留学生ハンドブック

【分析結果とその根拠理由】

被災者関連の学生、留学生、障害をもつ学生などの特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことができる状況にあり、また必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

観点 7-3-③： 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学における奨学制度は、日本学生支援機構奨学金（貸与）の第一種（無利子）及び第二種（有利子）のほか、本学独自の制度として、聖徳大学後援会奨学助成（貸与）、聖徳学園川並奨学金（2）（給付）がある。さらに、地方公共団体や企業、その他の育英団体などの奨学金も紹介している。その受給状況は、（資料 7-3-③-A）の通りである。また、本学では入学にあたって、「勉学及び諸活動への意欲あふれる優秀な学生を学費面でバックアップするため」に「SEITOKU 奨学支援制度」（特別奨学生 I 種及び II 種による授業料減免制度）を設けている。その受給状況は、以下の通りである（資料 7-3-③-B）。なお、昨今の経済状況により、本学でも、これを事由に学業半ばで不本意に退学や休学を余儀なくされる学生が増加傾向にある。

資料 7-3-③-A 奨学金被貸与状況

区 分			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	
日本学生支援機構	第一種奨学金	大学課程	64	51	61	52	
		大学院課程	前期	20	19	10	18
			後期	2	0	3	0
	専門職課程				0	3	
	第二種奨学金	大学課程	97	90	85	59	
		大学院課程	前期	5	3	3	6
後期			0	0	1	0	
専門職課程				1	1		
各種団体	奨学金	大学課程	9	2	1	4	
		大学院課程	前期	0	0	0	0
			後期	0	0	0	0
専門職課程				0	0		

出典：「年次報告書」等より作成

資料 7-3-③-B 授業料減免制度等

区 分	平成 22 年度
授業料減免等	346
私費留学生授業料減免	17
アスリートセカンドキャリア支援	1

出典：学内集計

学生便覧：P114-118（受入奨学金の種類）
SEITOKU 総合案内 2012：P170（「SEITOKU 奨学支援制度」）

【分析結果とその根拠理由】

奨学金の被貸与状況や奨学生の制度の運用状況からみて、学生の経済面の援助がおおむね適切に行われていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 担任制の導入により、きめ細かな学生支援体制がとられている。
2. 教員と事務組織が一体となったきめ細かな就職支援体制がとられている。

【改善を要する点】

1. 入学試験とリンクした大学独自の奨学制度がとられているが、在学生に対してもより一層の充実が必要である。

（3）基準7の自己評価の概要

ガイダンス（オリエンテーション）では、全学及び教育組織ごとに学年別の教育課程の内容、履修計画の作成、履修方法について説明されており、学習支援に関する学生のニーズについても、担任制やアドバイザー制の活用により、学習相談、助言、支援が適切に行われている。

通信教育課程の学生、また障害をもつ学生、留学生、さらには社会人学生などの特別な支援を行うことが必要と考えられる学生に対しては、学習相談や教育相談など、教育の効果的な実施のための学習支援が適切に行うことのできる状況にあり、また必要に応じて適切な学習支援が行われている。自主学習の促進のために、自習室やピアノ練習室、さらに各号館フロアにPCを配置するなどの自主的学習環境も十分に整備され、これらは効果的に利用されている。

一方、生活支援等に関する学生のニーズは適切に把握されており、さらに健康、生活、進路、そして各種ハラスメント等に関する教員・事務職員による相談・助言体制が整備され、適切な対応を行っている。学生のサークル活動や自治活動等の課外活動への支援も、経費的な支援も含めて円滑に実施されている。

なお、被災者関連の学生、留学生、障害をもつ学生などの特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等も必要に応じて適切に行われている。また、入学試験とリンクした独自の奨学金制度を整備している。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の大学としての校地面積は 91,032.71 m² (借用地 773.25 m² を含む)、校舎面積は 91,009.70 m² であり、いずれも大学及び大学院設置基準を満たしている。併設の短期大学部の校舎は 7,474.30 m² である。校地には校舎のほか、運動関係の用地、広場、さらには駐車場などが確保されている。校舎には、教室（講義室、実習室、実験室、自習スペース、メディアホール、奏楽堂など）、図書館、講堂、体育館（実技室を含む）、福利厚生施設（保健センター、食堂、売店など）、教員研究室（研究所、教育研究センターを含む）、事務室などが有機的に配置されている。また、本学では、「他では学べない礼節、リーダーシップ、協調性、そして思いやりの精神を育む」ことを目的として、近隣（新京成線沿線）に学生寮（4 寮、定員 1,019 名）を設置している。

なお、校舎出入り口のスロープや校舎内における昇降機の設置など、バリアフリーへの対応は校舎の主な部分では完了している。また、耐震対応では、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災において一部の建造物で漏水断水の被害があったものの、人身への被害はなく、ことに免震設計の図書館では書架からの図書資料等の落下が極めて僅少であった。

学生便覧：P53～P54（学生寮）、P76～P95（関連施設）

【分析結果とその根拠理由】

教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、校地及び校舎の規模は大学設置基準を満たしている。また、学生寮完備しているほか、施設・設備のバリアフリー化及び耐震化への配慮もなされていると判断する。

観点 8-1-②： 大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学のネットワーク環境は、学外向け回線として 1 回線を 100Mb 専用回線の学術系ネットワーク SINET へ、別に商用プロバイダ経由で 100Mb ベストエフォート回線の計 2 回線としている。学内基幹ネットワークは 1Gb で、支線は 1Gb を可能な配線とし研究室、一般教室、実験室等には情報コンセントを設置している。また、1 号館 4～8 階では無線 LAN を設置しており、PC の持ち込みによる利用を可能としている。また、学生生活に必要な情報を提供する共通のポータルサイト（Web 資料 8-1-②-A）を開設している。そのブランチとして、学生及び教職員用にウェブ・ポータル（アクティブ・アカデミー）が導入され、学務・教務

情報システムが稼動し、教務連絡、履修状況管理、成績管理、授業支援（学生カルテ、アンケート、出欠管理など）、さらにスケジュール管理などを行っている。その他、外部 PC からも利用が可能な e-learning コンテンツである管理栄養士自習室を開設している。

学生が利用可能な情報環境（I T C）は、以下の通りである（資料 8-1-②-A）。

Web資料 8-1-②-A 大学ホームページ 学内専用サイト
<http://kanon.seitoku.ac.jp/>

資料 8-1-②-A 学生が利用可能な情報環境

1. メディアパーク（1号館4階図書館内）
開放時間内は、44台のパソコン、25台のノートPCを自由に使用できます。また、無線LANが利用できますので、個人のパソコンでもインターネットが利用できます。ノートPCは図書館内であれば4階以外でも利用できます。
2. メディア工房（メディアパーク内）
パソコンを使ったデジタルビデオ編集、スキャナでの静止画の取り込みから加工、大判プリンタでの印刷などができます。
3. AVブース（メディアパーク内）
VHS・DVD・BD・LDの視聴ができます。個人用ブース10、5人用ブース3台が利用できます。
4. スタジオ（1号館4階）
ビデオ作品制作のための撮影機材の貸し出し、スタジオを利用した撮影や音声の収録ができます。
5. 情報処理教室（1号館地下2階）：8教室
授業優先ですが、使用していない時は開放します。
6. 他号館のパソコン
7号館1階に14台、3号館6・7階に22台自由に使用できるパソコンがあります。

出典：学生便覧 P76

学生便覧：P76（IT・AV施設（情報処理教室など））

【分析結果とその根拠理由】

大学において編成された教育課程の遂行に必要な I T C 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

学生による施設・設備の利用については、体育施設、自習室、ピアノ練習室、さらには個人ロッカーなどについて「学生便覧」や「大学院学生便覧」で利用の手続きを明記し、周知している。例えば、体育施設（体育館、体育実技室、グラウンド）の場合には、使用時間、使用手続き、注意事項、用具の貸出などについて定めている。通信教育部生についても同様である。教職員に対しても、「サービスのしおり」（Web資料 8-1-③-A）で手続き等を示し、ウェブで周知を図っている。なお、学会等の開催による校舎の使用についての手続きも定められている。

学生便覧：P86～P88（施設設備の利用）
履修と学習の手引：P207～P208、P214～P222（施設設備の利用、通信課程）

Web資料 8-1-③-A 大学ホームページ 学内専用サイト（「サービスのしおり」）
<http://kanon.seitoku.ac.jp/>

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されていると判断する。

観点 8-2-①： 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

本学の川並記念図書館（以下、図書館）は、平成 21 年 9 月 5 日にリニューアル・オープンした。図書館には、閲覧座席数 841 席、インターネット利用可能なパソコン 60 台、日曜日・祝日も利用可能な自習室が設置されている。館内に新設された「子ども図書館」は“読み聞かせ”の授業の場としても有効活用されている。主な所蔵資料は、図書 460, 182 冊（和書 386, 109 冊、外国書 74, 073 冊）、雑誌 2, 919 種（和雑誌 2, 293 点、外国誌 626 点）であり、他に視聴覚（AV）資料を収蔵し、オンライン・ジャーナル 172 種のうち、欧文誌は、Wiley、Springer、Ingenta Connect、Elsevier などから 137 種が接続可能となっている。また学術情報データベースも導入している（資料 8-2-①-A）。図書の年間受入数は、以下の通りである（資料 8-2-①-B）。購入した図書については『新着図書情報』として毎月発行し、学生・教職員へ配布している。

図書館の利用状況については、平成 22 年度の入館者数は、246, 323 人である（資料 8-2-①-C）。また、年間開館日数は 292 日となっており、一日平均の入館者は 844 名である。その利用目的は、アンケート調査によれば、一般配架の図書の閲覧、参考図書の閲覧、機械検索による資料の所在調査、自習などである。貸出人数は 18, 842 人、貸出冊数は 49, 222 冊（1 日平均の貸出冊数は 169 冊）である。開館日は、原則月曜日から土曜日（祝日を除く）で、利用者の多い試験期間中や通信制の学生のスクーリング期間中の日曜・祝日も開館している。開館時間は、午前 8 時 45 分から午後 9 時 30 分となっている。図書館システム内に設けられた“マイライブラリー”により個人ごとの利用状況を学内外から確認でき、また貸出・返却状況や文献複写の申し込みもできるようになっている。さらに、携帯電話からも図書資料の検索や貸出状況なども確認できるようになっており、他機関所蔵資料の文献複写の依頼は、図書館ホームページ上から手続きが可能である。平成 22 年度における本学から他大学への文献複写依頼数は 1, 095 件、一方他大学から本学への依頼数は 1, 077 件である。

情報リテラシー教育支援のため、全学必修科目「基礎ゼミ I」や「3 年次ゼミ」の履修生に対し、情報検索に関するガイダンスを実施している。参加者数は 809 名である。

利用度の高い図書資料等は、これを特別コーナーとして配架している。また、これまで収集した学術資料については、特別展覧会を開催し、地域社会の一般市民にも公開している（資料 8-2-①-E）。

利用者が有効活用するための意見等は、Web 上で常に意見等を聞くことができるシステムが出来上がり、それらの意見等を直ちに反映できるようになっている。図書館の整備及び運営に関する重要事項を審議するため、図書委員会が置かれている。図書委員会では、女子大学に相応しい資料を系統的に収集するため、図書の選定等を行っている。

資料 8-2-①-A 図書等の整備状況

①図書・雑誌・視聴覚(AV)資料数、座席数、パソコン数及び建物面積

	大学全体	短期大学部(外数)
図書数	460,182 冊	316,288 冊
雑誌数	2,919 種	1,834 種
AV資料数	32,381 点	21,911 点
座席数	841 席	148 席
パソコン数	60 台	(学部と共有)
建物面積	4,808 m ²	(学部と共有)

②学術情報データベースの整備・利用状況

(回)

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
CiNi (Nii論文情報ナビゲータ)	43,743	58,405	55,169	48,294
Academic Research Library + PsycINFO + RILM	2,967	9,066	10,826	10,189
医中誌WEB	5,776	10,005	11,909	11,675
日国オンライン	816	1,569	1,271	1,045
開蔵IIビジュアル	7,387	4,477	1,682	—
毎日NEWSバック	9,988	—	—	—
日経テレコン21	5,774	—	—	—
ヨミダス	1,262	—	—	—
東洋経済デジタルライブラリー	71	—	—	—
合計	77,784	83,522	80,857	71,203

出典：「年次報告」等より作成

資料 8-2-①-B 年間受入図書資料

①図書冊数

(冊)

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	
購入	和漢書	9,578 (3,329)	9,784 (5,993)	7,494 (4,389)	6,695 (3,104)
	洋書	1,280 (139)	1,637 (199)	1,453 (208)	1,475 (204)
寄贈	和漢書	750 (476)	828 (317)	422 (227)	1,064 (284)
	洋書	8 (8)	17 (1)	19 (3)	130 (45)
合計	11,616 (3,952)	12,266 (6,510)	9,388 (4,827)	9,364 (3,637)	

②雑誌数

(種)

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
和雑誌	869 (444)	890 (450)	907 (462)	928 (466)
洋雑誌	424 (84)	435 (87)	452 (89)	461 (93)
合計	1,293 (528)	1,325 (537)	1,359 (551)	1,389 (559)

③視聴覚(AV)資料数

(点)

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
CD(コンパクトディスク)	94 (17)	85 (12)	35 (4)	122 (34)
DVD(デジタルビデオディスク)	185 (25)	173 (19)	171 (113)	96 (33)
CD-ROM	16 (10)	18 (12)	20 (15)	65 (19)
VT(ビデオテープ)	12 (0)	7 (0)	1 (0)	19 (0)

カセットテープ	0 (0)	0 (0)	0(0)	2(0)
マイクロ資料	0 (0)	0 (0)	0(0)	0(0)
合計	307 (52)	283 (43)	227(132)	304(86)

出典：「年次報告」等より作成

資料 8-2-①-C 図書館の利用状況

①入館者数

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
学生・教職員, SOA受講者等	245, 832	176, 167	124, 391	134, 645
学外者	491	316	64	44
合 計	246, 323	176, 483	124, 455	134, 689
1日の平均入館者	844	581	412	449

②貸出冊数

(冊)

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
短期大学部生	5, 687 (12%)	4, 956(10%)	4, 440 (11%)	3, 899 (9. 8%)
学部生・院生	37, 070 (75%)	36, 637(76%)	30, 299(74. 7%)	29, 572(74. 6%)
教職員	6, 465 (13%)	6, 663 (14%)	5, 797(14. 3%)	6, 182(15. 6%)
合 計	49, 222(100%)	48, 256(100. 0%)	40, 536(100. 0%)	39, 653(100. 0%)
1日の平均貸出冊数	169	159	134	132

③文献複写

1) 文献複写件数

(件)

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
本学から他大学への依頼	1, 095	1, 495	1, 563	2, 397
他大学から本学への依頼	1, 077	1, 138	1, 191	1, 086

2) 現物貸借件数

(件)

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
本学から他大学への依頼	15	24	12	9
他大学から本学への依頼	36	33	40	32

(国立情報学研究所 (N I I) の図書館間の相互貸借サービス (I L L) の利用状況より)

出典：「年次報告」等より作成

資料 8-2-②-D 他の図書館等との連携によるサービス

①所蔵調査依頼数

(件)

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
本学から他大学への依頼	20	17	34	53
他大学から本学への依頼	13	6	28	18

②紹介状数

(枚)

	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
本学から他機関への発行	8	13	28	42
他機関から本学への発行	10	26	31	13

出典：「年次報告」等より作成

資料 8-2-①-E 資料の公開状況

特別展覧会の開催状況

展覧会の名称	会 期	会 場	展示資料
陶磁器コレクション	平成 22 年 9 月 5 日～	聖徳博物館	人間国宝の作品
没後 110 年トゥールーズ ＝ロートレック	平成 22 年 4 月 27 日～5 月 23 日	ギャラリー	版画（ロートレック作）
	平成 22 年 5 月 24 日～11 月 1 日	利根山光人記念ギャラリー	
	平成 22 年 11 月 2 日 ～平成 23 年 3 月 31 日	ギャラリー	
冰山ルリの大航海	平成 22 年 5 月 31 日	講堂ロビー	油彩（飛鳥童作）
	平成 22 年 5 月 31 日～8 月 7 日	ギャラリー	
奈良絵本・絵巻国際会議	平成 22 年 8 月 21、22 日	ギャラリー	絵巻（竹取物語など）
ディズニー・セル画	平成 22 年 12 月 1 日	利根山光人記念ギャラリー	セル画（リトルマーメイドなど）

出典：「年次報告」等より作成

年次報告 平成 21 年度版：P367～P369

【分析結果とその根拠理由】

免震構造を組み込んだ書架など、最新設備の図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集・整理し、また地域の子どもを対象とした「こども図書館」を開設し、これらは有効に活用されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 学生寮が完備している。
2. 書架に免震構造を組み込み、省エネルギーに配慮した最新設備の図書館が完成、自動書庫システム、利用度別配架の採用、研究個室などの整備によって、期待される最良の利用環境が学生・教職員に用意されている。
3. 地域の子どもを対象とした「こども図書館」が整備されている。

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準 8 の自己評価の概要

教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されている。校地及び校舎の規模は大学設置基準を満たしており、また学生寮を完備しているほか、施設・設備のバリアフ

リー化及び耐震化への配慮もなされている。さらに、大学において編成された教育課程の遂行に必要な I C T環境が整備され、有効に活用されている。これらの施設・設備の運用に関する方針は明確に規定され、教職員及び学生に周知されている。

図書館は最新の設備と利用環境を有し、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集・整理され、また「こども図書館」も開設されており、これらは有効に活用されている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①： 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

本学においては、「学籍原簿」及び「成績原簿」（いずれも永久保存）をはじめとして、各種の教育関係および学生関係の記録を保存しているが、ことにISO認証取得の過程や定期検査で求められている教育の質管理のために、試験方法や採点の報告に関する記録などの教育の活動実態を示すデータを収集し、集積している。学生の卒業論文はその要旨を図書館においてデータベース化し、ウェブ上で閲覧できるようにしている。また、一方で教育職員、保育士、さらには栄養士等の諸資格取得のための課程が厚生労働省などの関係官庁により認定されていることから、その求めに応じて関係する授業の「出席記録（出席簿）」も保管している。

資料 9-1-①-A 学生成績原簿の項目

所属、学年、クラス、担任名、学籍番号、氏名、資格課程、成績表記の説明、科目名、単位数、必・選、本試、再試、年度、期、取得単位、備考

出典：学生成績原簿より抽出

【分析結果とその根拠理由】

教育の状況について、その活動の実態を示すデータや資料等を適切に収集し、蓄積していると判断する。

観点9-1-②： 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

本学の施設・環境・教育などの全分野について、教育・学内2ヶ所に設置されている「提案箱」（Campus Suggestion Box）に寄せられた学生・教職員の意見、要望、それに提言などは、定期的に関係部局より回答している。なお、責任をもった提案と回答をとの見地から、意見等は原則として記名で寄せることにしている。そのなかの教育の改善に関わるものでは、シーリーズコンサートのマナー改善案（平成21年度）や資格取得のための教育課程整備への要望（平成21年度）などが寄せられ、対応策が本人宛に回答されている。通信教育課程では、例年レポートの返却の促進についての要望が多く寄せられており、通信教育部運営委員会が督促等の対応を行っている。

また、毎年度末、全教員に対する「学園長へのレター」（訪問調査時提示資料9-1-②-a）の提出が求められ、自己の教育改善の報告とともに、組織的なレベルでの対応が必要な提案も行われており、その対応については学長より随時学部長・学科長会議あるいは教授会に提案されている。教授会、各学部・学科会においても、教員からの意見や提案が寄せられる体制がとられている。

訪問調査時提示資料 9-1-②-a 「提案箱」(Campus Suggestion Box) (平成 22 年度 集約状況)
 訪問調査時提示資料 9-1-②-b 「学園長へのレター」の様式

【分析結果とその根拠理由】

「提案箱」や「学園長へのレター」等で教職員及び学生の意見の聴取が行われ、これを教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かしていると判断する。

観点 9-1-③： 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

本学では、ISOの認証を得ていることから、その定期検査を毎年受けている。この検査において指摘を受けた事項については、その原因を明確化し、改善ないしは是正措置を講じている。2010年度の定期検査の場合では、以下のような事例が挙げられる。人文学部生涯教育文化学科では「社会教育主事、学芸員、図書館司書等の諸資格の取得に適用される法的な根拠が授業科目に記載されていなかった」、また同学部心理学科では「実験器材の数値の正当性を確保する方法が明確でない」、さらには同学部日本文化学科では「基礎学力の向上計画についての目標が不明」などの指摘を受けたが、これらに対しては、それぞれの指摘にしたがって、適切に対処している。

訪問調査時提示資料 9-1-③-a 「2010年度定期審査 指摘事項・是正内容 一覧」

【分析結果とその根拠理由】

ISOの検査における指摘への対処において、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かしていると判断する。

観点 9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

本学では、ISOの定期検査を受け、その結果に基づいて所要の改善を行ってきたが、その「教育の質マニュアル」に従って、前期・後期に、全科目について、学生による授業アンケートを実施している。アンケートの項目には学生自身の受講評価を含み、教員への授業評価は授業内容、教材、教授技術等から成っている。このアンケート調査を踏まえて、教員は任意の一科目について「授業アンケートの結果の考察」をまとめ、それを公開している。その「考察」に当たっては、評価点が5段階で3以下の項目については、その検討を義務付けている。最後にその検討結果を踏まえて「改善の方策」を提示しており、前期の「改善の方策」の評価・検討も行うこととしている。これらの教員個々の評価と並んで、教員相互の授業評価を通して、学科などの全体的評価の検討も行い、全体像も示している。

訪問調査時提示資料 9-1-④-a 教育の質マニュアル
 訪問調査時提示資料 9-1-④-b 明日の教育を目指して

【分析結果とその根拠理由】

個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、教員相互の授業評価を通して、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っていると判断する。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

本学では、ISOのシステムの「教育の質マニュアル」に従って教員の教育能力開発の取り組みの一環としてFD公開授業を実施している。これには、参観教員の専門分野を限定しない「一般公開授業」と同一専門分野の教員間で行う「研究グループ授業」の2種類がある。前者は前期と後期に実施され、兼任を含め、原則として、全ての授業が1ヶ月程度公開される。専任教員には前期と後期に、それぞれ少なくとも2回の授業参観を義務付けている。

この公開は授業を担当する教員にとっては学期15回の通常授業の一部となるが、参観した教員は「公開授業に対する評価表」（資料 9-2-①-A）に授業内容、教材、教授技術等の評価を記述する。授業を担当する教員は、参観教員の「公開授業に対する評価表」を検討して、「一般公開授業報告書」（資料 9-2-①-B）を作成する。この授業報告書を作成する過程を通して、教育指導方法の改善が行われる。それによる平成22年度の改善事例としては、学生への発問の工夫、説明の工夫の方法、座席の工夫、板書の工夫など、学生の学習意欲を増進させるための試みが挙げられる。

後者の「研究グループ授業」（資料 9-2-①-C）は、研究分野を同じくする教員間での公開授業であり、前期、後期に各1回実施されている。この「研究グループ公開授業」では、参観した教員は「一般公開授業」と同じ様式の「公開授業に対する評価表」に記述し、公開授業の実施後、教員間で反省会を開く。それを踏まえて公開授業を実施した教員が「研究グループ授業報告書」を作成する。それによる平成22年度の授業改善の事例としては、学生の質問を促し、イメージしやすい事例（実践例）の提示などが挙げられる。なお、音楽学部及び音楽文化研究科では、教員相互の授業改善の促進を目指し、DVDを作成、配布、さらには動画サイトで、FD公開授業を公開している。

訪問調査時提示資料 9-1-④-a 教育の質マニュアル
 訪問調査時提示資料 9-1-④-b 明日の教育を目指して
 訪問調査時提示資料 9-1-④-c 「公開授業に対する評価表」、「研究グループ授業報告書」の様式

Web資料 9-1-④-A 音楽学部・音楽研究科FD公開授業動画公開サイト
<http://www.youtube.com/user/mtkgnsg/u>

資料 9-2-①-A 公開授業に対する評価表

(書式3)

公開授業に対する評価表

次の評価項目は、授業を公開される先生には、①授業展開の要点を、授業を参観される先生には、②授業評価の視点を、それぞれ示すものです。いわばチェック・ポイントとして、最小限の基準を示すものです。

授業の内容や形態によって、評価項目も異なるはずですが、担当される先生の授業に関連すると思われる項目を幾つか選び、該当する評価欄の5,4,3,2,1.に○印を付けてください。また、不足の項目がありましたら、以下の空欄に付け加えてください。

F D「一般公開授業」や、同一研究分野ごとに実施される「研究グループ授業」の際に、その授業を検討し、改善を図るのが趣旨ですので、研鑽・努力の指標としてご活用ください。

NO.	評 価 項 目	非常に そう思う	ある 程度 そう 思う	ど ち ら も 言 え な い	あ ま り そ う 思 わ な い	全 く そ う 思 わ な い
1.	授業の目的なり主題が明確にされていますか	5	4	3	2	1
2.	学生の質問や発言など、授業に活気がありますか	5	4	3	2	1
3.	授業の内容は面白く、興味や関心を抱かせますか	5	4	3	2	1
4.	教師の話し方は明瞭で、聞き取りやすいですか	5	4	3	2	1
5.	板書が適切で、学習内容の理解に役立っていますか	5	4	3	2	1
6.	問い掛けが適切で、学生に考えさせるようにしていますか	5	4	3	2	1
7.	授業をまとめ、復習や課題の要点を示していますか	5	4	3	2	1
8.	教師は学生の質問に適切に対応していますか	5	4	3	2	1
9.	教師は視聴覚教具などを効果的に用いていますか	5	4	3	2	1
10.	授業に対する取り組みに、教師の熱意が感じられますか	5	4	3	2	1
11.		5	4	3	2	1
12.		5	4	3	2	1
他に要望や意見があったら記入してください。						

授業科目名 () 所属 _____ 学科 _____ 【参観者】
 授業担当教員 () 氏名 _____

(書式1)

No. _____

一般公開授業報告書

記載日 月 日

所属		職名		氏名	
----	--	----	--	----	--

参観状況報告 (参観があった授業をすべて記入してください)					
※	月 日	曜日	時限	授業科目名	参観教員名
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				
	月 日				

上記のうち1科目を選び、具体的に報告をしてください。(※欄に○を記入する)

資料 9-2-①-C 研究グループ授業

(書式2)

No. _____

研究グループ授業報告書

記載日 月 日

所属		職名		氏名	
研究授業実施日時				授業科目名	
月 日	曜日	時限	教室		
参観教員名					
反省会実施日	月 日				
出席教員名					
<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div>					

(研究グループ) 主任名 _____ 印

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育能力の開発の取り組みが適切な方法で実施され、組織としても教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

観点9-2-②： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、教育支援者として副手8名（所属は学生部教務課）を任用しているが、その多くが配属されている人間栄養学部での平成22年度の実績を挙げると、「第13回フェクス2010」（東京ビックサイト、3名参加、平成22年4月7日）、「2010 JAPAN CAKE SHOW TOKYO」（東京都立産業貿易センター本館、2名参加、平成22年10月12日）などがあり、いずれも新しい食材の開発やその調理の工夫のための知見を得るために参加している。また、教学関係の事務職員は、部内での研修のほかに、学習や教育の支援のための知見を得るため、平成22年度は教務課職員が「新時代の学習を支援する事務担当者連絡会」（全国大学実務教育協会）、図書館職員が「大学図書館職員長期研修」（筑波大学）、情報システム課職員が「大学職員情報化研究講習会～応用編～」(私立大学情報教育協会)などの諸研修に参加している。

【分析結果とその根拠理由】

教育支援者や教育補助者に対し、学内外の諸研修への積極的な参加をとおして、教育活動の質の向上を図り、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. ISOの教育の質保証認証を受けている。
2. 教員相互の授業評価などの組織的な分析をもとに、授業改善に向けた多彩なFD活動が展開されている。

【改善を要する点】

特になし

(3) 基準9の自己評価の概要

教育の状況については、その活動の実態を示すデータや資料等を適切に収集し、蓄積している。その基礎となる情報は、個々の教員が学生による授業結果や教員相互の授業評価を通して、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っている日常的な教育活動においてはもちろん、「提案箱」や「学園長へのレター」等で教職員及び学生の意見の聴取によっても収集蓄積され、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされている。

ことに、ISOの検査における指摘への対処の過程においては、教育の質の向上、改善に向けての努力が具体的かつ継続的に行われ、教員の教育能力開発への取り組みが適切な方法で実施され、組織としても教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。なお、教育支援者や教育補助者に対しは、学内外の諸研修への積極的な参加を通して、教育活動の質の向上を図り、その資質の向上を図るための取組が行われている。

基準 10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は創立以来、教育研究のための人材確保を含めた「よりよい教育はよりよい教育環境から」の経営理念に基づき、教育環境の整備充実を図ることを経営の基本方針としている。平成 21 年度における図書館の整備充実を含む新 1 号館の新築工事、さらには教育力質的向上のためのきめ細かな教育を実現し、設置基準を十分にクリアする教員数確保のための人件費の設定は、まさにこのためのものである。大学の設置者である学校法人東京聖徳学園の平成 22 年度資産額は、固定資産 88,752 百万円、流動資産 7,806 百万円、資産合計 96,558 百万円であり、平成 20 年度末（固定資産 87,655 百万円、流動資産 7,357 百万円、資産合計 95,012 百万円）と比較して資産合計で 1,546 百万円（1.6%）増加している。これは新 1 号館新築工事によるものである。

一方で、平成 22 年度負債額は、固定負債 13,287 百万円、流動負債 5,950 百万円、負債合計 19,237 百万円である。平成 20 年度末（固定負債 9,293 百万円、流動負債 4,700 百万円、負債合計 13,993 百万円）と比較して負債合計で 5,244 百万円（37.5%）増加している。本学では、つねに人材の確保を含めた教育環境の充実のために先行投資を行ってきており、この増加は、新 1 号館新築工事に伴う金融機関からの借入金（4,000 百万円）及び、平成 22 年度における退職給与引当金の変更（期末要支給額の 100%としたことによる 1,679 百万円の積増）によるものである。

なお、基本金の組入額 108,965 百万円は、学園創立以来、教育施設設備を充実させてきた結果である。

財務関係資料

- ・平成 22 年度 財産目録
- ・平成 22 年度 貸借対照表
- ・1990 (H2) ~2010 (H22) 年度 貸借対照表
- ・貸借対照表関係財務比率

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる固定資産及び流動資産を十分に有しており、債務は教育研究の安定的な遂行にとって過大ではないと判断する。

観点 10-1-②：大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

帰属収入の約 73%を占める学生生徒等納付金の源泉となる学生の確保については、本学が長年に亘り幼児教育等に積極的に傾注してきた教育への取組評価もさることながら受験生への情報提供、オープンキャンパス等の内容見直し、教職員の高校訪問の強化及び入試方法の改善を行うなど、志願者及び入学者の確保に積

極的に努めてきた。その結果、大学の志願者は、平成20年度 1,945名、平成21年度 2,128名、平成22年度 2,213名、平成23年度 2,597名と順調に増加しており、入学者についても、平成20年度 744名、平成21年度 866名、平成22年度 1,014名、平成23年度 1,149名と確実に増加している。(観点4-3-①の資料参照)

その他、補助金については、特別補助の増収を図ることを目的に、採択補助金の申請に関する事務体制を強化し、平成20年度 171百万円、平成21年度 178百万円、平成22年度 43百万円を獲得している。また、寄付金については、施設設備の充実などを目的とした学園創立75周年記念事業募金を平成20年度より行っており、平成22年度現在で、合計600百万円の実績を挙げている。

財務関係資料
 ・採択制補助金一覧
 ・75周年記念事業募金入金状況

【分析結果とその根拠理由】

入学生の増加による収入増、補助金及び寄付金等の獲得によって、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点10-2-①： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点到に係る状況】

本学では、大学・短期大学、附属学校等、学園の教育機関全体で「5年後のビジョン」と呼称する中長期計画を策定しており、評議員会、理事会に報告し、承認されている。

この中長期計画に基づき帰属収入に対する①「消費収支差額の比率を5%とする」、②「帰属収支差額の比率を10%以上にする」、③「流動資産に係る関係比率を全国平均並とする」の以上、3項目を基本目標とした財務計画を策定している。その主な施策として掲げた「定員充足による学生生徒等納付金の確保」、「寄付金の獲得」、「人件費の削減」、「管理経費の圧縮」等について、積極的に取り組んでいる。

財務関係資料
 ・5年後のビジョン (財務計画)

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る中長期計画を策定し、理事会の承認を得て、関係者に明示している。

観点10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点到に係る状況】

本学における消費収支計算書の帰属収支差額は、平成20年度は35百万円の収入超過となったものの、平

成 21 年度 693 百万円、平成 22 年度 3,005 百万円と支出超過が続いている。しかしながら、平成 20 年度以降、大学の入学者は毎年増加傾向となっており、平成 23 年度予算においては、学生生徒等納付金は増加に転じている。更に中長期の財務計画に基づき、人件費及び管理経費等の支出の抑制を行っているので、平成 24 年度には収入超過が確実となる。

なお、キャッシュフロー上の教育研究活動の収支については、平成 20 年度 1,361 百万円、平成 21 年度 643 百万円、平成 22 年度 998 百万円と収入超過を維持しており、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においても、本学は「B0」の経営状態であり、レッドゾーン、イエローゾーンである「B1」～「B4」とはなっていない。

さらに、平成 22 年 6 月 1 日に行われた文部科学省の学校法人経営指導室におけるヒアリングにおいても、格別の指摘はなかった。

財務関係資料

- ・平成 22 年度 消費収支計算書
- ・1990 (H2) ～2010 (H22) 年度 消費収支計算書
- ・消費収支計算書関係財務比率
- ・平成 22 年度 資金収支計算書
- ・2006 (H18) ～2010 (H22) 年度 キャッシュフロー計算書

【分析結果とその根拠理由】

平成 21 年度と平成 22 年度の帰属収支については支出超過となっているが、中長期計画によると平成 24 年度以降は収入超過となる。なお、キャッシュフロー上の収支は収入超過となっている。したがって支出超過は問題ないと判断する。

観点 10-2-③： 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

予算編成は、中長期の財務計画に基づき、財務調整課が各部門から提出された予算要求を検討し、理事会の審議決定を経て、学園全体の消費収支の均衡を図った各部門の配分原案を作成し、理事長が配分している。

平成 21 年度は新 1 号館（図書館及び実験実習施設）の新築工事により、教育環境の更なる充実を図った。一方、教育研究経費においては、学園全体で、平成 20 年度 4,208 百万円、平成 21 年度 4,498 百万円、平成 22 年度 4,626 百万円の支出を行い、教育研究活動の適切な資源配分を行っている。

財務関係資料

- ・平成 23 年度 予算書

【分析結果とその根拠理由】

必要な教育研究環境の整備充実をはかるために、適切な資源配分がなされていると判断する。

観点 10-3-①： 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本学では、私立学校法第47条第2項の規定するところに基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を事務所に備え置き、在学生及びその他の利害関係人からの請求があった場合は、その閲覧に供している。

また、消費収支計算書等については、教職員および後援会等に配布している学園報と、ホームページ上で公表し、広く周知している。

財務関係資料
・東京聖徳学園 学園報

Web資料 10-3-①-A 大学ホームページ 財務情報公開サイト
http://www.seitoku.jp/files/2011_keiri_koukai_data.pdf

【分析結果とその根拠理由】

法人の財務諸表等は一般の閲覧に供し、また消費収支計算書はウェブで公表している。

観点 10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

本学における会計監査は、独立監査人による会計監査および監事による会計監査を基本としている。

独立監査人による監査は、公認会計士3名と税理士1名（監査補助）による4名体制で、年間22回行っている。学校法人会計基準に則り適切な会計処理が行われているか、私立学校振興助成法に準拠しているか、本学経理規程に則り適正な経理処理が行われているか等々の様々な観点から監査と検証が行われている。

監事による監査は、独立監査人による監査が適正になされているか、並びに法人全体の会計処理が学校法人会計基準に則った会計処理であるか、そして財産の状況が適正かつ妥当であるか等々を監査している。なお、監事は理事会・評議員会に出席し、理事の業務執行状況についても監査を行っている。

財務関係資料
・独立監査法人の監査報告書、
・監事の監査報告書

【分析結果とその根拠理由】

会計監査は監査人等により学校法人会計基準に則り適正に実施されていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 「よりよい教育はよりよい教育環境から」の経営理念の下で、人材確保を含めた教育環境の整備充実に積極的な資源配分を行っている。

【改善を要する点】

1. 財務計画を策定し収入超過を目標としているが、当年度消費収支差額の支出超過の状態は解消されていない。

(3) 基準 10 の自己評価の概要

「よりよい教育はよりよい教育環境から」の経営理念に基づき、大学の目的に沿った教育研究活動が安定して遂行できる固定資産及び流動資産を有しており、債務は教育研究の安定的な遂行にとって過大なものではない。また、入学生の増加による学生生徒等納付金等の収入増、補助金及び寄付金等の獲得によって、教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入も継続的に確保されている。帰属収支については一時的に支出超過となっているものの、キャッシュフロー上の収支は収入超過となっている。したがって、支出超過の規模は過大ではないと判断する。教育研究活動に対して必要な教育研究環境の整備充実及び、教育研究経費のための資源配分は適切に実施されている。これらの教育研究活動を円滑に運営するための財務上の基礎を確立するため、適切な収支に係る中長期計画を策定し、理事会の承認を受け、関係者に明示している。なお、会計監査は独立監査人により学校法人会計基準に則り適正に実施されており、さらに法人の財務諸表等は一般の閲覧に供し、またウェブ上で概要を公表している。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

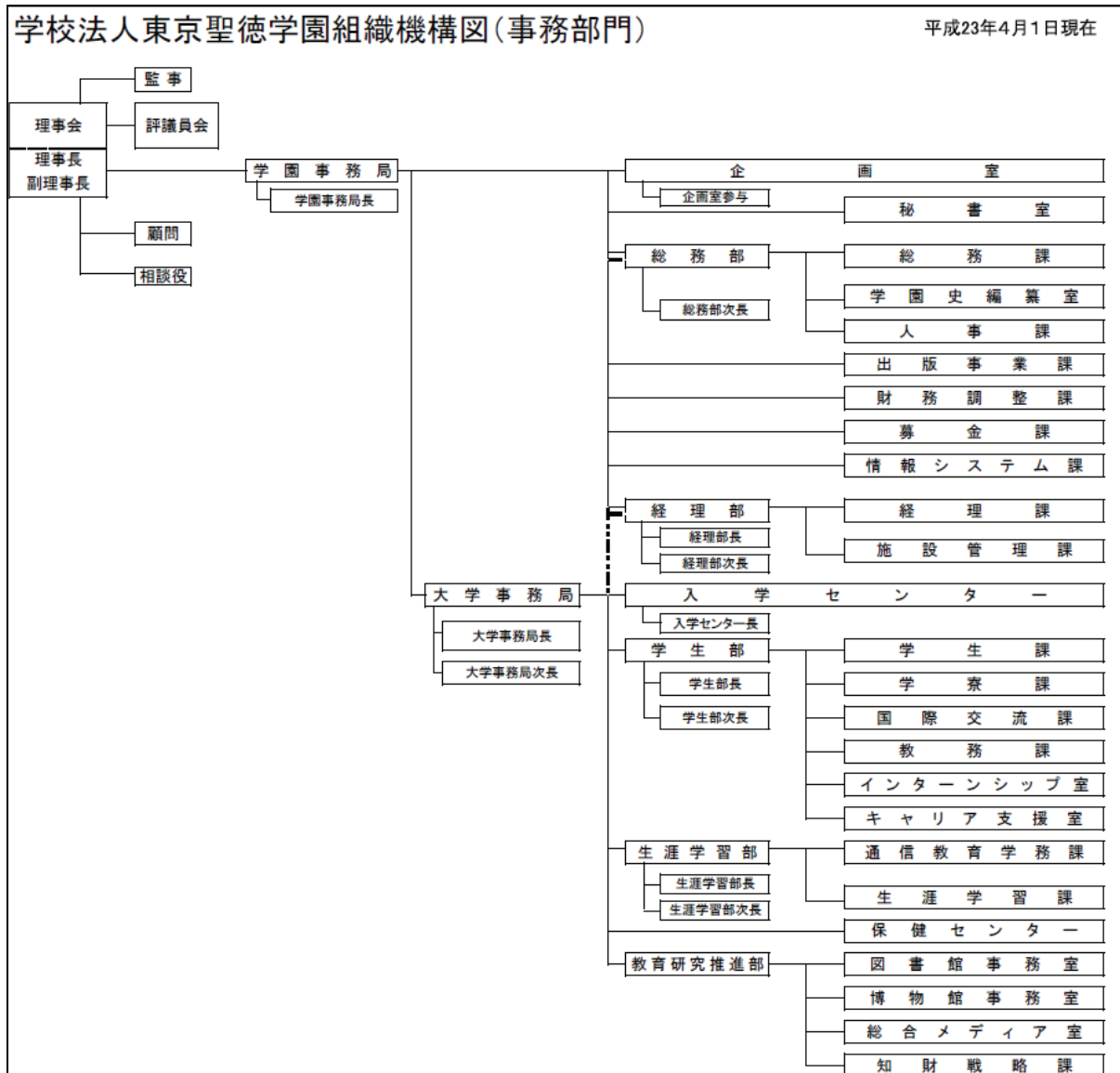
本学は、平成 23 年 5 月 1 日現在、学長のもとに副学長（2 名）、学長補佐（5 名）、学部長（4 名）、学科長（10 名、学部長との兼任 3 名、研究科長との兼任 1 名）、大学院研究科長（6 名、学部長との兼務 3 名、学長補佐との兼務 1 名）、図書館長（1 名）、博物館長（1 名、図書館長と兼務）、研究所長（4 名）、センター長（5 名）、学生部長（代行 1 名、学長補佐と兼務）通信教育部長（1 名）、大学局長（1 名）、次長（1 名）等を置き、これらの役職者はそれぞれの学務を主掌ないしは分掌している。

私立学校法に規定する経営組織である理事会は 9 名の理事で構成され、平成 22 年度には 6 回開催され、学園事務局を執行機関として法定の任務を遂行している。また、同法に規定する評議員会は 22 名の評議員で構成され、平成 22 年度には 4 回開催され、監事は 2 名（常勤 1 名、非常勤 1 名）で、それぞれ法定の任務を遂行している。

管理部門の事務組織（学園事務局）は、総務部（総務課、学園史編纂室、人事課）、経理部（経理課、施設管理課）、企画室、秘書室、出版事業課、財務調整課、募金課、情報システム課となっており、また学務部門（大学事務局）は入学センター、学生部（学生課、学寮課、国際交流課、教務課、インターンシップ室、キャリア支援室）、生涯学習部（通信教育学務課、生涯学習課）、保健センター、教育研究推進部（図書館事務室、博物館事務室、総合メディア室、知財戦略課）となっている。職員数は、管理職（局長、部・課長等、教員が兼任している図書館長及び学生部長を除く）を含めて、管理部門 25 名、学務部門 88 名となっている。

危機管理等に係る体制の整備については、「消防計画書」において、防災・防火管理についての必要事項を定め、定期防災・防火訓練を実施しており、平成 23 年 3 月 11 日の東関東大震災の発生時においては敏速な避難体制をとることができた。さらに「セキュリティ対策規程」において、施設・設備の保全及び情報の安全管理の体制を定め、ことに情報の漏洩や改ざんなどの事態に対しては「緊急時対応規程」によって対処することとしている。なお、「公的研究費の取り扱いに関する規程」を制定し、本学における研究費等の不正使用を防止する体制をとっている。

資料 11-1-①-A 事務組織



【分析結果とその根拠理由】

管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能をもっており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

観点 11-1-②： 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

学長は理事長が現在兼務しており、「校務を司り、所属職員を統督する」（「学校法人東京聖徳学園組織規程」第6条）。大学の経営と教育研究に関する運営を統括している。学長は学部長・学科長会を主宰し、大学運営上の重要事項について諮問し審議を求め（「聖徳大学学部長・学科長会規程」第2条第2項）、また全学部教授会を主宰し、教育研究上の重要事項について諮問し、審議を求めている（「聖徳大学教授会規程」第2条第2項）。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

観点 11-1-③： 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

本学の施設・環境・教育などの全分野について、教育・学内2ヶ所に設置されている「提案箱」(Campus Suggestion Box) に寄せられた学生・教職員の意見、要望、それに提言などは、定期的に関係部局より回答している。なお、責任をもった提案と回答をとの見地から、意見等は原則として記名で寄せることにしている。そのなかの管理運営（施設等）の改善に関わるものでは、情報環境及び自習環境の整備などの要望があったが、「検討する」あるいは「実施未定」との回答が多かった。

また、毎年度末、全教員に対する「学園長へのレター」の提出が求められ、自己の教育改善の報告とともに、組織的なレベルでの対応が必要な提案も行われており、その対応については学長より随時学部長・学科長会議あるいは教授会に提案されている。教授会、各学部・学科会においても、教員からの意見や提案が寄せられる体制が取られている。

なお、本学では、創立記念日（4月27日）に、前年度の業績評価において優秀とされた事務職員を Staff of the Year（個人）、team of the year（チーム）として表彰している。

訪問調査時提示資料 11-1-③-a	「提案箱」(Campus Suggestion Box) (平成22年度 集約状況)
訪問調査時提示資料 11-1-②-b	「学園長へのレター」の様式

【分析結果とその根拠理由】

「提案箱」は十分に活用されているといえないが、大学の構成員、その他学外関係者のニーズも的確に把握し、優秀とされた事務職員の表彰など、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

監事（常勤1名、非常勤1名）の任務については、私立学校法第37条第3項に従い、「寄附行為」第17条に定めている（資料 11-1-④-A）。本学の監事は、これに加えて、監査法人の監査に立ち会い、学内では稟議書に決裁し、諸会議に出席し、諸行事に参加している。

資料 11-1-④-A 寄附行為（抜粋）

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 1 この法人の業務を監査すること。
- 2 この法人の財務の状況を監査すること。
- 3 この法人の業務又は財務の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 4 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 5 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求する。
- 6 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

出典：学校法人東京聖徳学園寄附行為

【分析結果とその根拠理由】

監事が置かれており、監事は法定業務のほか、諸会議・諸行事に出席・参加するなど、適切な役割を果たしていると判断する。

観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

本学の事務部門においては、幹部職員及び一般職員に内部はもちろん、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加するように、その機会を与えている。平成 22 年度の事例は、その一部を挙げれば、以下の通りである（資料 11-1-⑤-A）。

従来の事務担当者の能力向上のための研修に加えて、認証評価への対応も含めて、このところ大学教育の質的向上を目的とする内部及び外部の研修に事務職員が参加する機会が多くなっている。

資料 11-1-⑤-A 外部で行われる各種研修の参加状況（一部）

- ・平成 22 年 10 月 6 日～平成 22 年 10 月 8 日（2泊3日）
大学教務部課長相当者研修会 神戸ポートピアホテル
- ・平成 22 年 10 月 14 日～平成 22 年 10 月 15 日（1泊2日）
大学通信教育職員研修会 東京ガーデンパレス
大学経理部課長相当者研修会 ホテルオークラ
- ・平成 22 年 11 月 10 日～平成 22 年 11 月 12 日
会計・経理担当者のための 学校法人会計（初級編）セミナー
- ・平成 22 年 10 月 20 日～平成 22 年 4 月 21 日（1泊2日）
新規人事・厚生担当者向け実務講習
- ・平成 22 年 11 月 11 日～平成 22 年 11 月 12 日（1泊2日）
私立大学庶務課長会合研修会 伊東ホテル
- ・平成 22 年 5 月 31 日
大学・短期大学機関別認証評価に関する説明会及び平成 23 年度に実施する
大学・短期大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会 学術総合センター
- ・平成 22 年 5 月 12 日
大学・短期大学評価セミナー 東京ガーデンパレス

出典：総務部人事課集約

【分析結果とその根拠理由】

能力向上のための研修に積極的に参加する機会を提供するなど、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点 11-2-①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

「学校法人東京聖徳学園寄附行為」の定める基本方針により、本学の管理運営に関する諸規程は、「学校法人東京聖徳学園組織規程」の第3章「教学部門」の第1節「大学」及び第4章「事務部門」において学長以下の役職者の任務と選任方法について定め（学部長・学科長、研究科長等の教学部門の役職者の選任方法については独立の規程によって定めている）、また「学校法人東京聖徳学園事務分掌規程」によって事務部の任務について定めている。同規程は、その第1章第1条において、「学園の見学の精神に基づいて全学的に教育研究の充実を図り、学園の発展に資する業務を効果的かつ能率的に推進する」との事務管理の目的を掲げている。なお、管理運営に関する諸規程は、教職員に公開されている（資料 11-2-①-A）。

資料 11-2-①-A 管理運営に関する規程（いずれも教職員に公開）

- ・学校法人東京聖徳学園寄附行為
- ・学校法人東京聖徳学園組織規程
- ・学生部に関する規程
- ・学校法人東京聖徳学園事務分掌規程
- ・学園文書処理規程
- ・組織管理規定
- ・個人情報取扱規程
- ・セキュリティ対策規程
- ・情報システムセキュリティ対策規程
- ・緊急時対応規程
- ・就業規則
- ・聖徳大学ティーチング・アシスタント規程
- ・学校法人東京聖徳学園海外旅費規程
- ・学校法人東京聖徳学園セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程
- ・聖徳大学学部長・学科長選任規程
- ・聖徳大学及び聖徳大学短期大学部学科長等選任規程
- ・聖徳大学教授会規程
- ・聖徳大学教員選考基準
- ・聖徳大学教員選考基準細則
- ・聖徳大学大学院担当教員選考基準
- ・聖徳大学大学院委員会規程
- ・聖徳大学大学院研究科委員会規程

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針が明確に定められ、これに従って学内の関係諸規程を整備するとともに、文書として明確に示していると判断する。

観点 11-2-②： 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

【観点に係る状況】

大学活動状況については、「年次報告書」に記載される事項を内容として、その年次に収集されたデータや情報を逐次蓄積してきている。教員の教育研究業績や社会貢献、さらに管理運営の状況についてのデータが蓄積されており、学生の教育、学生の進路、入学試験、教員の教育・研究と研修等、教員の社会的活動、附属施設等の活動状況、各種委員会の開催状況についても、情報が蓄積されている。これらは、教員系及び事務系のサイトからアクセスできるほか、教員の研究業績や社会貢献については外部からも閲覧できるようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集・蓄積されており、これらは教員及び事務職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

観点 11-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学の教育研究及び社会貢献とその支援については、毎年度公刊されている「年次報告書」の作製段階で、個人や組織（学部、施設、委員会等）から提出された資料やデータに基づいて、自己点検評価を行っている。年次報告書の内容は、平成21年度版を例にとると、学生の教育、学生の進路、入学試験、教員の研究と研修等、教員の社会的活動・出講等、生涯学習、附属施設等（図書館、保健センター、学生寮、研修所セミナーハウス、聖徳大学言語文化研究所、聖徳大学児童学研究所、聖徳大学生涯学習研究所、聖徳大学心理教育相談所）、各種委員会の開催状況などである。なお、「年次報告書」は教職員に公開し、また図書館に配架して一般の閲覧に供している。

また、ISOの認証ともなう定期検査（毎年度実施）のための「マネジメント・レビュー」（9001）及び「環境報告書」（14001）を作製しているが、これは大学事務局（全体と各部・課）、各学部・学科からの前年度の活動実績の自己評価とそれに基づく年度計画から成っている。「環境報告書」については、ホームページでこれを公表している。

資料 11-3-①-A 「平成 21 年度年次報告書」目次（抜粋）

<p>学生の教育 (1) 履修要項、教育課程 (2) 教育実習等 (3) オリエンテーション (4) 聖徳オリエンテーション フレンドシップツアー (SOFT) (5) 学外研修 (6) 海外研修 (7) シリーズコンサート (8) 文化講演会 (9) 映画鑑賞会 (10) 学外授業 (11) 各種検定試験 (12) 学友会 (13) 課外特別講座 (14) クラブ・同好会（顧問及び部長一覧表） (15) クラブ・同好会の活動内容 (16) 奨学金 (17) 外国人留学生</p> <p>学生の進路 (1) 進学 (2) 就職 (3) 免許状、資格取得状況 (4) 学位授与機構による学位授与</p> <p>教員の研究と研修等 (1) 科学研究費による研究 (2) 受託研究・研究助成等 (3) 著書 (4) 論文 (5) 学会等の口頭発表、報告書等 (6) リサイタル、作品展覧会等 (7) コンクール・展示会 (8) 研修</p> <p>教員の社会的活動、出講等 (1) 講演 (2) 指導及び協力（学校・企業等） (3) 学術団体役員 (4) 審議会委員等就任状況 (5) 受賞 (6) 他大学などへの非常勤講師</p> <p>生涯学習</p>
--

- (1) 聖徳大学オープンアカデミー (SOA) (2) 聖徳キッチンスタジオプログラム (3) SOA 音楽研究センター
 (4) SEITOKU 夏期保育大学 (5) 聖徳介護技術講習会 (6) 管理栄養士国家試験対策夏期講習会
 (7) 管理栄養士国家試験対策直前講習会 (8) 管理栄養士国家試験対策模擬試験 (9) 免許法認定公開講座
 (10) 文部科学大臣委嘱司書・司書補講習 (11) 教員免許更新制予備講習

国際交流について

図書館

保健センター

学生寮

研修所セミナーハウス

聖徳大学言語文化研究所

聖徳大学児童学研究所

聖徳大学生涯学習研究所

聖徳大学心理教育相談所

平成21年度 入学試験

各種委員会の開催

教職員

訪問調査時提示資料 11-3-①-a 年次報告書 (平成21年度版)

訪問調査時提示資料 11-1-②-b 「マネジメント・レビュー」 (9001) 及び「環境報告書」 (14001)

【分析結果とその根拠理由】

教職員個人や組織から収集した資料やデータ等に基づいて「年次報告書」を作製する過程で大学の活動の総合的な状況についての自己点検・評価が行われ、その結果は印刷物とされ、大学内及び社会に公開されていると判断する。

観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

本学では、ISOの定期検査によって教育の質及びその環境についての検証を受け、また平成20年度にその前年度までの自己点検・評価にもとづいて（財）大学基準協会による「大学評価」（認証評価）を受けている。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果について、外部者（第三者）による検証が実施されている。

観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

ISOの定期検査においては、9001 及び 14001 の要求事項に適合しているとの審査結論 (assessment outcome) を得ているが、一部の部門で「PDCAサイクルがまだ上手く回っていない」との改善意見、それに「本来の業務に焦点を当てて、そこから環境側面を抽出すること」等のアドバイスを受けている。これらの意見やアドバイスについては、次年度の定期検査に向けて改善の計画に組み入れている。

（財）大学基準協会による評価においては、「必ず実現すべき改善事項」として、入学定員及び収容定員の

充足率、学士課程及び大学院課程担当教員の資格認定、さらに財務状況についての指摘を受け、これらについての改善状況（その結果を示す現況については、入学定員充足率が基準4、学士及び大学院課程担当教員の認定手続きが基準3）の報告を準備している。なお、財務状況については、文部科学省高等教育局学校法人経営指導室のヒアリングを受け、格別の問題はないとの判断を得ており、さらに私学振興事業団の学校経営診断においてもB0の財務評価を得ているが、状況のさらなる改善に努めている（その結果を示す現況については、基準10）。

【分析結果とその根拠理由】

複数の第三者機関の評価の結果等を受け止め、改善のための取組が行われていると判断する。

観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

【観点に係る状況】

平成22年6月15日の学校教育法施行規則の改正を承けて、本学では、平成23年4月1日の施行を俟たずに、平成22年12月1日までに、同規則の規定する大学における教育研究活動の状況やその成果に関する情報をウェブ上で広く社会に発信、公表している（資料11-3-④-A）。

資料 11-3-④-A 情報公開項目

- | |
|---|
| <p>1 学校法人の概要</p> <p>(1) 建学の精神、(2) 歴史と現状、(3) 設置学校等、(4) 役員、評議員及び教職員に関する情報、(5) 当該年度の主な事業計画の概要</p> <p>2 教育研究の概要</p> <p>学長のメッセージ</p> <p>1) 教育研究上の目的並びに取得可能な学位に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学部・学科・課程・研究科、専攻ごとの教育研究上の目的 ◆3つのポリシー（教学経営方針「聖徳大学が求めるもの」）並びに取得可能な学位 <p>※学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針</p> <p>2) 教育研究上の基本となる組織に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学部、学科、研究科、課程等の名称 ◆研究機関・附属施設 ◆入学定員、収容定員及び修業年限 <p>3) 教員組織及び教員数並びに教員の保有学位、業績に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆教員組織 <ul style="list-style-type: none"> ・組織機構図、・会議・委員会組織図 ◆教員数及び教員の学位保有状況 ◆教員の業績等学科から見る氏名から見る <p>4) 学生に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆入学者、在学者数 ◆卒業者、就職者等 ◆卒業後の進路状況産業別就職者数●作成就職データ <p>5) 教育課程、学修の成果にかかる評価及び卒業認定にあたっての基準に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆教育課程及び卒業（修了）に必要な修得単位数 <ul style="list-style-type: none"> 大学、短期大学、大学院、教職大学院、通信教育（大学・短大）、通信教育（大学院） ◆授業計画（シラバス） <p>6) 学習環境に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆交通アクセス ◆キャンパスマップ ◆川並記念図書館 <p>7) 学生納付金に関する情報</p> |
|---|

<ul style="list-style-type: none"> ◆授業料、入学金、その他の費用徴収 ◆利用できる奨学支援制度 8) 学生支援と奨学金に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ◆学生支援 <ul style="list-style-type: none"> 学生支援組織（事務）、キャリア（就職・進学）支援、学生寮、履修、留学生支援、課外活動（クラブ同好会） 保険制度、保健・衛生等 ◆奨学金制度 (3) 特色ある取組みの内容 <ol style="list-style-type: none"> 1) 教育力向上の取り組みの概要 <ul style="list-style-type: none"> ◆聖徳新教育システム「SEITOKU REALISE SYSTEM」（全学園で I S O 9001、14001 国際規格を認証取得） ◆聖徳教育 2) 国際交流の概要（留学、協定校、国際交流施設） 3) 社会貢献・連携活動の概要 <ul style="list-style-type: none"> ◆単位互換制度 ◆高大連携授業 ◆公開講座 聖徳大学オープンアカデミー（SOA） ◆教員免許更新講習 ◆免許法認定公開講座 ◆司書・司書補講習 ◆夏期保育大学 ◆管理栄養士試験対策 ◆介護技術講習 ◆研究所（ニュース、講座、イベント等） <ul style="list-style-type: none"> 児童学研究所、言語文化研究所、生涯学習研究所 ◆心理教育相談所 <ul style="list-style-type: none"> ※心の悩み、子ども問題、家族の問題に関する相談 ◆環境報告書 ◆ニュース・イベント <ul style="list-style-type: none"> ・ニュース・イベント
--

出典：http://www.seitoku.jp/jouhou_datafile/top.html

【分析結果とその根拠理由】

大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

1. 学長のリーダーシップのもと、堅実な大学運営が行われている。
2. 優秀職員の学長表彰が毎年度行われている。
3. 大学の基本情報が広く社会に発信されている。

【改善を要する点】

1. 提案箱などの構成員の意見集約システムが十分活用されていない。

（3）基準 11 の自己評価の概要

大学の管理運営のための組織及び事務組織は適切な規模と機能を有しており、また防災や情報管理などの危機管理等に係る体制も整備されている。大学の管理運営においては、学長のリーダーシップの下で、効果

的な意思決定が行える組織形態となっている。「提案箱」は十分に活用されているといえないが、大学の構成員、その他学外関係者のニーズも的確に把握し、優秀とされた事務職員の表彰など、適切な形で管理運営に反映させている。監事は法定業務のほか、諸会議・諸行事に出席・参加するなどの役割を果たしている。

また、職員には能力向上のための研修に積極的に参加する機会を与えるなどの資質の向上のための取組が組織的に行われている。明確に規定された管理運営に関する方針に従って学内の関係諸規程を整備するとともに、大学構成員に明確にこれを示している。

大学の活動状況に関するデータや情報は適切に収集・蓄積されており、これらは教員及び事務職員が必要に応じて活用できる状況にある。「年次報告書」を作製する過程では、これらの資料やデータ等に基づいて大学の活動の総合的な状況についての自己点検・評価が行われ、その結果は印刷物とされ、大学内及び社会に公開されている。自己点検・評価の結果については、複数の外部者（第三者）による検証に付され、その評価結果に基づいた改善のための取組が行われている。

大学における教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報は、法令の改正に先立って、わかりやすく社会に発信されている。